

蒲郡市新最終処分場整備に係る
生活環境影響調査書

令和 8 年 2 月

蒲郡市

目 次

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第 1 章 事業の概要..... | 1 |
| 1-1 設置者の名称及び所在地..... | 1 |
| 1-2 施設の名称..... | 1 |
| 1-3 施設を設置する場所..... | 1 |
| 1-4 事業の目的..... | 1 |
| 1-5 設置する施設の種類..... | 1 |
| 1-6 施設の概要..... | 4 |
| 1-7 環境保全計画..... | 10 |
| 第 2 章 生活環境影響調査項目の選定..... | 11 |
| 2-1 生活環境影響調査の流れ..... | 11 |
| 2-2 生活環境影響調査項目の選定..... | 12 |
| 第 3 章 生活環境影響調査の結果..... | 15 |
| 3-1 大気質..... | 15 |
| 3-2 騒音..... | 48 |
| 3-3 振動..... | 74 |
| 3-4 悪臭..... | 93 |
| 3-5 水質..... | 99 |
| 3-6 地下水..... | 115 |
| 第 4 章 総合的な評価..... | 125 |
| 4-1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理..... | 125 |
| 4-2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容..... | 129 |
| 4-3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容..... | 129 |

第1章 事業の概要

1-1 設置者の名称及び所在地

設置者の名称：蒲郡市

代表者の氏名：蒲郡市 市長 鈴木 寿明

設置者の所在地：愛知県蒲郡市旭町17番1号

1-2 施設の名称

(仮称) 新一般廃棄物最終処分場

1-3 施設を設置する場所

愛知県蒲郡市一色町下手張ほか地内

計画施設の位置を図 1-1(1)、(2)に示す。

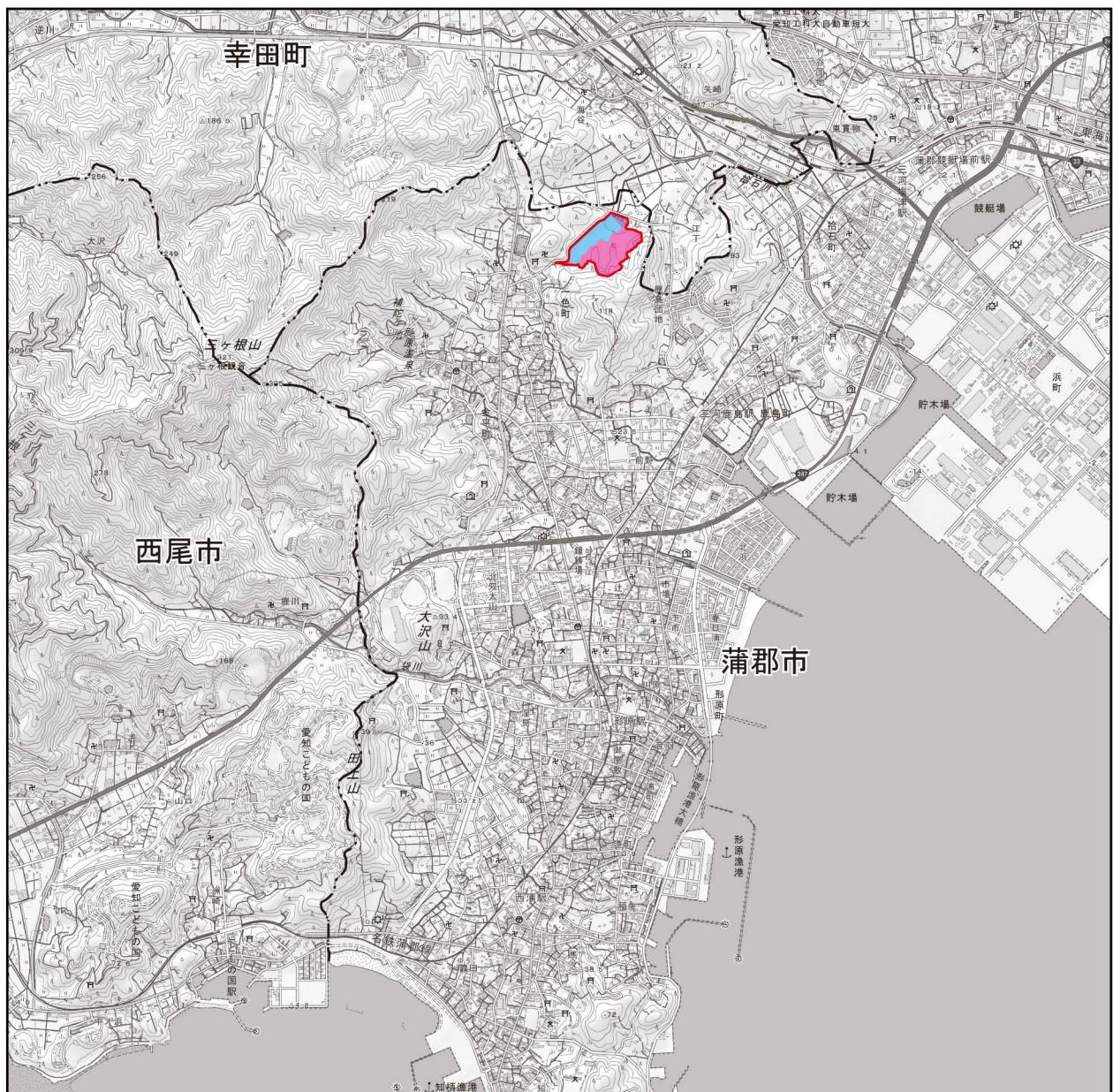
1-4 事業の目的

蒲郡市では現在の既存の一般廃棄物最終処分場の埋立容量が令和11年度に満杯になる見込みであることから、現在、新たな一般廃棄物最終処分場の整備を進めている状況である。

そのため、本事業では既存の一般廃棄物最終処分場の埋立終了後も、継続的に一般廃棄物の処理を行うことを目的とし、新たに一般廃棄物最終処分場（以下、「新最終処分場」という）の整備を進めている。

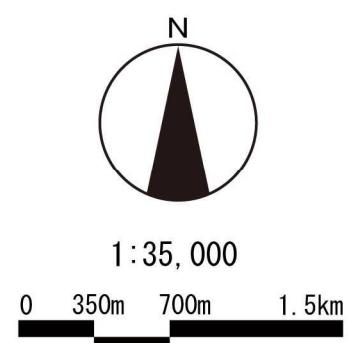
1-5 設置する施設の種類

一般廃棄物最終処分場



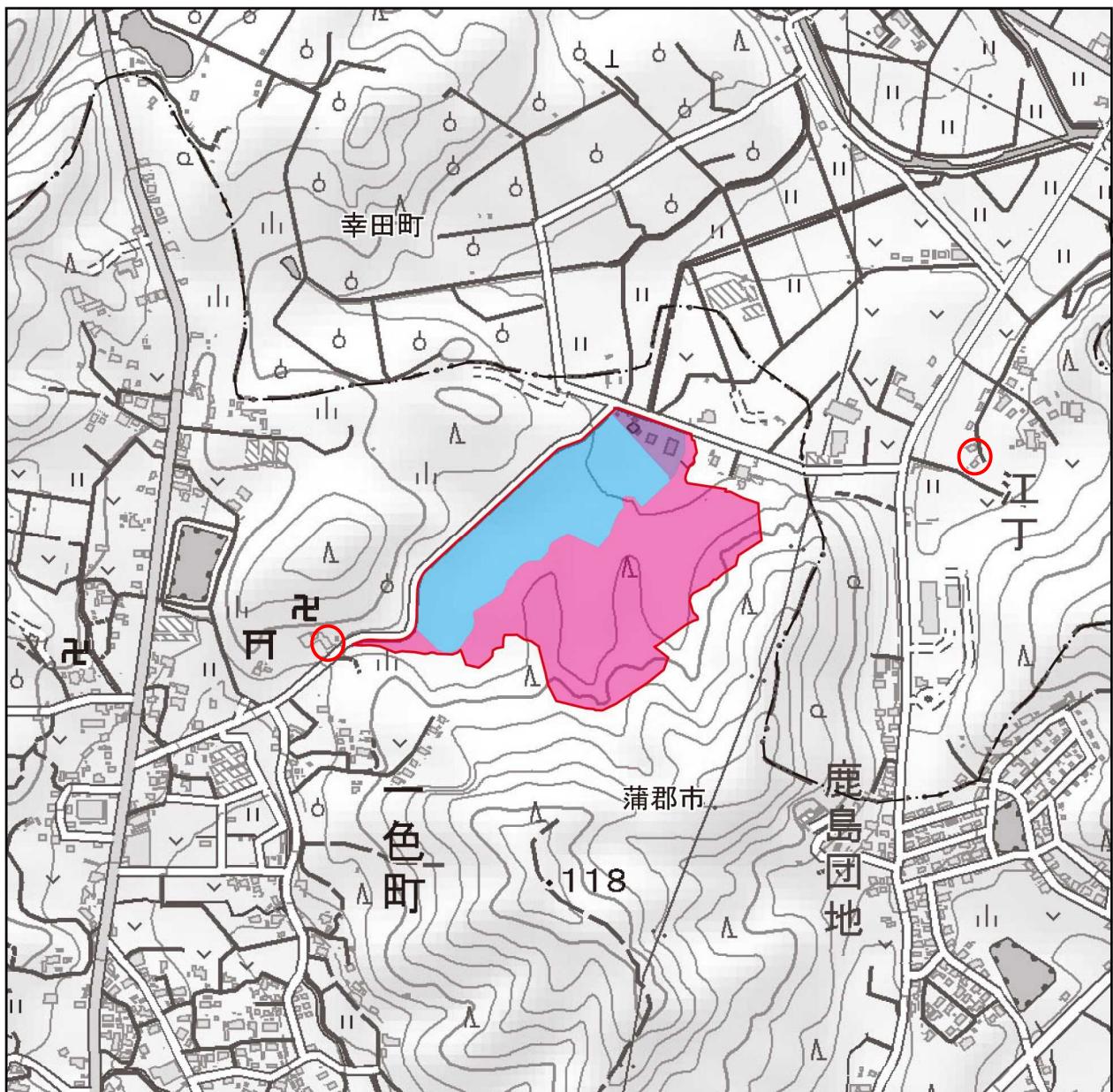
凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界



この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 1-1(1) 計画施設の位置



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 最寄り住居

※本図の範囲内に、学校、福祉施設、病院等の要配慮施設は存在しない。

この地図は国土地理院発行の1:25,000 地形図「蒲郡」を使用したものである。



1:5,000

0 50 100 200m

図 1-1(2) 計画施設の位置（詳細）

1-6 施設の概要

(1) 施設計画

施設計画の概要は表 1-1に示すとおりである。

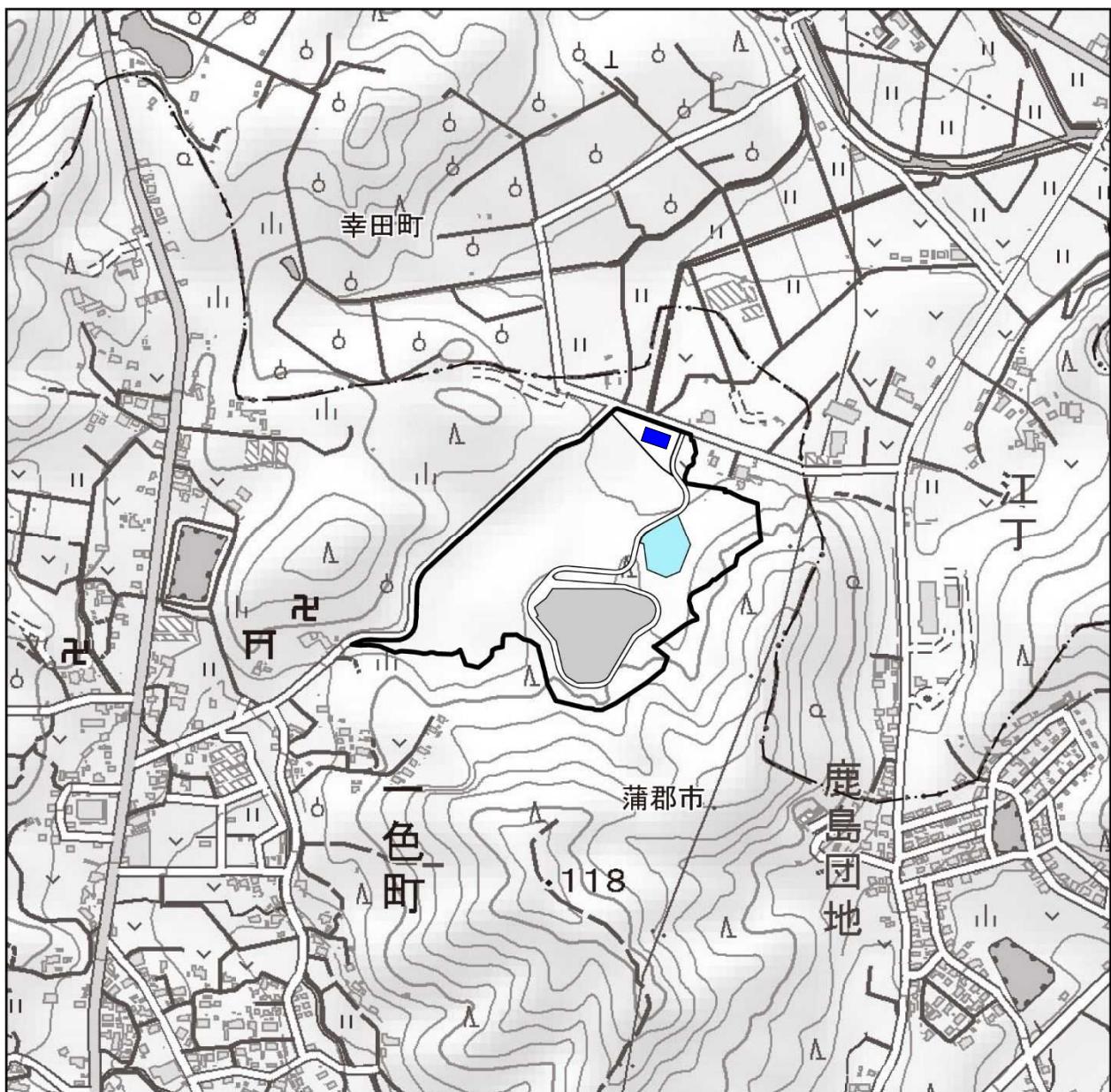
新最終処分場計画地に隣接している既設処分場では、発生した浸出水を清幸園衛生処理場（以下、「清幸園」という。）で処理しているが、清幸園は令和12年度に廃止が予定されており、既設処分場から発生する浸出水の処理が廃止後困難となる。市が所有する用地も限られているため、本事業では、既設最終処分場の浸出水処理施設等を解体し、既設最終処分場と新最終処分場からの浸出水を処理可能な浸出水処理施設を一体で整備する予定である。

そのため、本事業には新最終処分場の建設に加え、既設の建替えという施設計画が含まれる。

また、施設の配置は、図 1-2に示すとおりである。

表 1-1 施設計画の概要

| 施設計画 | | 新最終処分場の建設 |
|--|-------|---|
| 埋立地 | 埋立容量 | 58,000 m ³ |
| | 埋立面積 | 約 10,000 m ² |
| | 埋立期間 | 15 年 |
| | 埋立構造 | 準好気性埋立構造 |
| | 埋立廃棄物 | 焼却灰、焼却残渣、不燃残渣、直接搬入物 |
| | 処分場形式 | オープン型 |
| 浸出水処理施設 (管理棟含む) | 処理能力 | 45 m ³ /日 |
| | 放流先 | 水路（流末は拾石川） |
| 浸出水調整槽 | | 容量 5,200 m ³ |
| その他施設 | | 計量設備、駐車場、構内道路、車庫棟 |
| 既設最終処分場 浸出水処理施設 (新最終処分場浸出水 処理施設と一体) | 処理能力 | 65 m ³ /日 |
| | 放流先 | 清幸園へ圧送（R12 年度まで）→水路（流末は拾石川） |
| 浸出水調整槽 | | 調整槽容量は 420m ³ 以上（構造は鉄筋コンクリート造を想定）としており、詳細は工事受注者による実施設計で決定する。 |



凡 例

- 計画地
- 市町界
- 埋立地
- 防災調整池
- 浸出水処理施設



1:5,000

0 50 100 200m

この地図は国土地理院発行の1:25,000 地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 1-2 施設の配置

(2) 埋立計画

埋立計画の概要は、表 1-2に示すとおりである。

表 1-2 埋立計画の概要

| 項 目 | 諸元等 |
|---------|------------------------|
| 埋立面積 | 10,000m ² |
| 埋立容量 | 58,000m ³ |
| 埋立地底標高 | 37.5m |
| 埋立地完了標高 | 47.5m |
| 埋立高 | 10.0m |
| 埋立方式 | サンドイッチ方式 |
| 覆土材 | 場内発生土、現地発生土 |
| 埋立時間帯 | 9時～12時 |
| 埋立機械 | 油圧ショベル：1台 ホイルローダ：1台 |

(3) 貯留構造物

貯留構造物は、下記の 2点を目的として貯留構造物を設置する。

- ・最終処分場に埋め立てられた廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、埋め立てられた廃棄物を安全に貯蓄する。
- ・底部遮水工とともに埋立地内で発生する浸出水が、最終処分場の外部へ流出することを遮断する。また、想定外の降雨などの際に、埋立地内の浸出水を一時的に貯水できるようにする。

(4) 遮水工

浸出水による公共用水域及び地下水の汚染防止のために遮水工を設置する。遮水構造は、地質調査の結果を踏まえ、基準省令に準拠し、連続した不透水層が確認されなかつたため、鉛直遮水工の採用は困難であると考えられることから、表面遮水工とする。また、以下の理由を踏まえ、二重遮水シート構造を採用する。

遮水工（底面部）の模式図を、図 1-3に示す。

- ① 採用実績としては、施工性や安全性から二重遮水シート構造が最も多く、遮水の信頼性及び施工性に優れている。
- ② 粘着度と遮水シートの組み合わせの場合、方面部における施工性が低下することや、十分な品質を確保するための材料確保や施工が難しい。
- ③ 水密アスコンを使用する場合、②と同様に斜面部の施工性が極端に低下するなどの問題がある。
- ④ 粘性土または水密アスコンは、層厚は厚いものの透水性を有しているため、時間経過とともに漏水の可能性が否定できない。

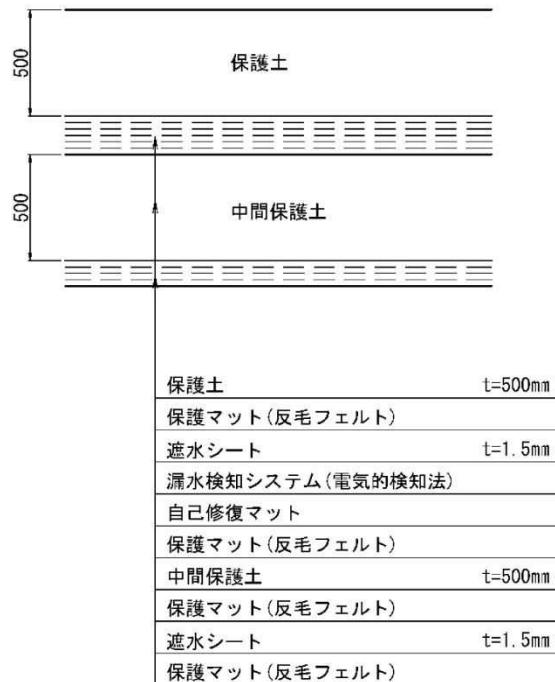


図 1-3 遮水工（底面部）模式図

(5) 雨水集排水施設

雨水集排水施設の目的は、施設の流域の降水を速やかに集めて流下させ、排除することであるが、加えて、最終処分場においては、埋立地内の廃棄物と雨水との隔離も重要である。すなわち、雨水集排水施設は、埋立地内への雨水の流入を防止することにより浸出水の削減を図り、浸出水処理施設及び遮水工の負担を軽減する役割を有するものである。

埋立地内に降った雨でも、未埋立区画の雨水は廃棄物と接触していないので、必要に応じて区画堤などを設け、浸出水と分離・排水すれば浸出水の発生量を減少させることができる。また、埋立が終了した区域では最終覆土表面に排水溝を設け、漂流水を削除することで浸出水量を抑制することができる。

雨水排水施設としては、一般的に、埋立地周辺にコンクリート水路やU字型側溝等を設置し、防災調整池へ導水する。とりわけ、本計画地のように背後流域面積が比較的大きな条件下にあっては、その流域からの排水を確実に集水排除できるよう効果的な施設配置が必要である。

(6) 浸出水集排水施設

浸出水集排水施設は、埋立地内に降った雨が廃棄物層を通過することにより生成される汚水、廃棄物自体の保有水や発酵過程で生じる分解水等を、速やかに集水し、浸出処理施設へ導水する施設である。

その他に埋立地内への新鮮な空気を供給し、好気性領域を拡大し、準好気性埋立構造を維持するためにも重要な施設となる。なお、法面部の集排水施設はガス抜き施設としても利用する。

浸出水集排水施設（幹線）の構造図を、に示す。

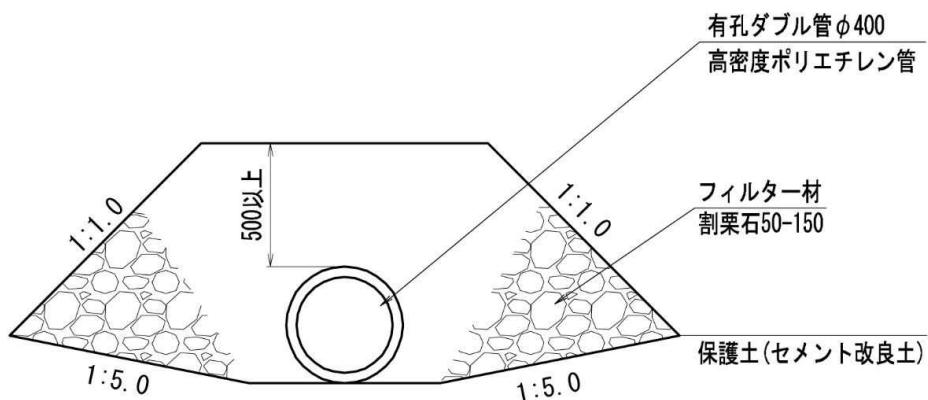


図 1-4 浸出水集排水施設（幹線）構造図

(7) 浸出水処理施設

埋立地内の浸出水集排水施設によって集められた浸出水により放流先の公共の水域及び地下水を汚染しないよう、浸出水を処理するために設置する。浸出水処理施設の処理能力等は表 1-1に示したとおりである。

(8) 排水計画

各施設の雨水排水側溝を設置し、設置した排水側溝で集水後河川へ排水する。生活排水（し尿等、生活雑排水）は、浄化槽で処理後、場内排水溝を通して河川へ排水する。

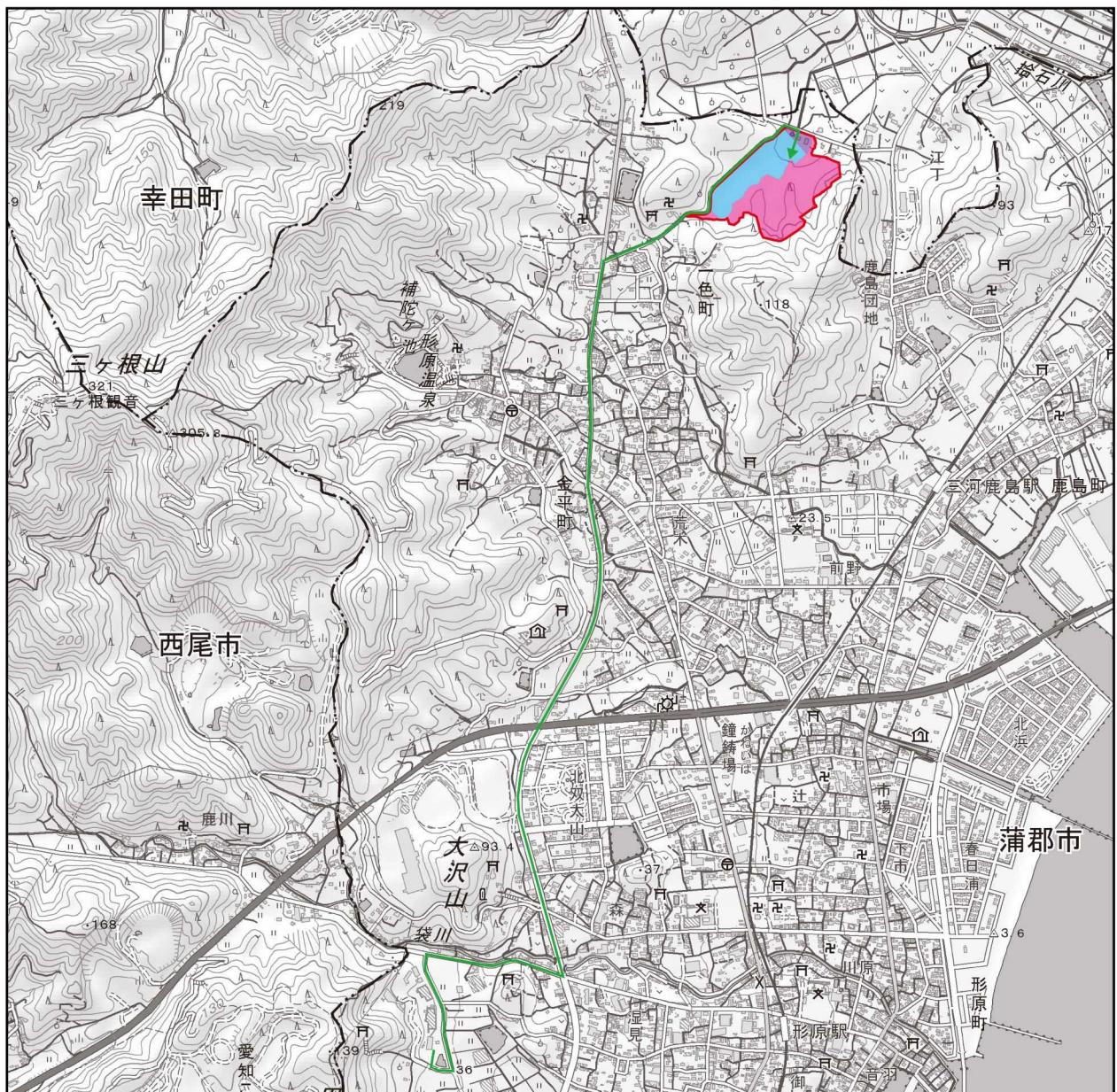
浸出水処理水は、施設北側水路（流末は拾石川）に接続して放流する。なお、既設一色最終処分場はR12年度から浸出水の処理及び放流（新最終処分場同様施設北側水路へ）を開始する。

(9) 搬入等車両計画

埋立廃棄物搬入車両は既存施設と同様に大型車で5台/日（片道）程度、通勤車両（小型車）は1台/日（片道）程度を想定している。

埋立廃棄物の搬入等は、月曜～金曜の平日の昼間のみである。

また、主要な搬入車両の走行ルートは図 1-5に示すとおりである。



凡 例

- 計画地
 - 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
 - 新最終処分場範囲
 - 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
 - 市町界
 - 廃棄物運搬車両走行ルート



1:20,000

0 200m 400m 800m

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 1-5 主要な搬入車両の走行ルート

1-7 環境保全計画

(1) 大気汚染防止対策

埋立作業に伴う粉じんについては、散水及び廃棄物の性状に応じて即日覆土を実施して発生を防止する。

廃棄物運搬車両の走行に伴う粉じんについて、運搬に際しては荷台にシートを掛けるなどして飛散を防止する。また、処分場内に洗車設備を設置して車体を洗浄してから退出する。また、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブに努める。

(2) 騒音、振動対策

低騒音型、低振動型の埋立機械を使用する。

(3) 悪臭防止対策

ガス抜き管を設置し、廃棄物埋立層内の通気を行うこと及び廃棄物の性状に応じて即日覆土を実施することで悪臭の発生を防止する。

(4) 水質汚濁防止対策

浸出水は、浸出水処理施設で処理した後、公共用水域に放流する。

また、周辺地下水への影響を防止するため、適切な遮水工の構造とともに、漏水検知システム等を採用し遮水機能のモニタリングを行う。さらに、地下水観測設備を設置することにより地下水水質を監視する。

万一、遮水シートの破損が発見された場合には、速やかに修復できるような対策を講じる。

(5) 地下水対策

地下水質への影響防止対策は、水質汚濁防止対策で記載のとおりであり、地下水位及び地下水流動状況への影響については、地下水観測設備を設置することにより地下水位を監視する。

(6) 埋立ガス対策

ガス抜き管を設置し、埋立ガスのモニタリングを行う。

(7) 維持管理対策

埋立物による性状や埋立後の挙動に配慮し、環境保全上の安全性や浸出水処理施設等の維持管理の容易性を考慮した施設を計画する。

(8) 跡地利用計画

詳細な跡地利用計画は、検討中であるが、最終処分場閉鎖後に地域住民からの要望などを踏まえて検討する。

第2章 生活環境影響調査項目の選定

2-1 生活環境影響調査の流れ

本事業では、一般廃棄物最終処分場を設置することから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年、法律第137号）に基づく、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）（以下、指針という。）に規定される調査項目及び手法等により生活環境影響調査を実施する。

生活環境影響調査の流れを図 2-1に示す。

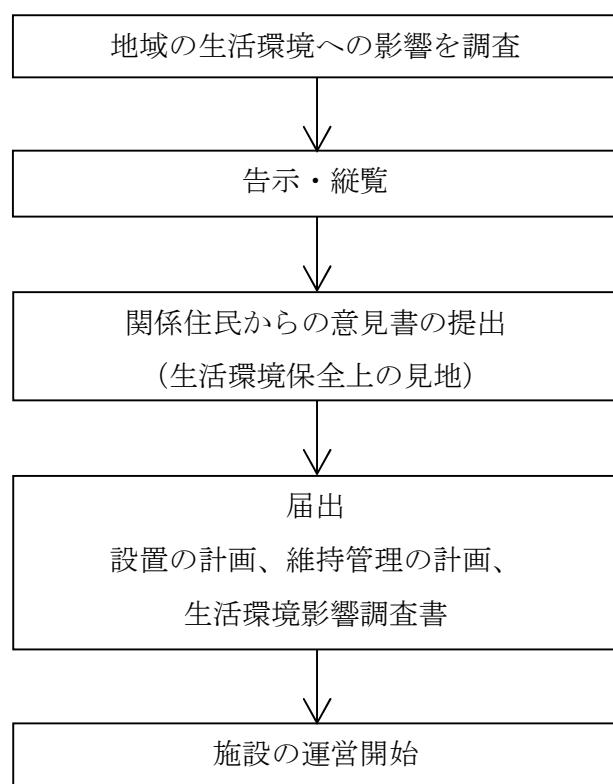


図 2-1 生活環境影響調査の流れ

2-2 生活環境影響調査項目の選定

生活環境影響調査項目は、指針に基づいて、生活環境影響要因ごとに表 2-1に示すとおり選定した。

表 2-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

| 調査事項 | | 生活環境影響要因 | 浸出水処理設備からの処理水の放流 | 最終処分場の存在 | 施設（浸出水処理設備）の稼働 | 埋立作業 | 施設（埋立地）からの悪臭の発生 | 廃棄物運搬車両の走行 |
|------|-----|--------------------------|------------------|----------|----------------|------|-----------------|------------|
| | | 生活環境影響調査項目 | | | | | | |
| 大気環境 | 大気質 | 粉じん | | | | ○ | | |
| | | 二酸化窒素 (NO ₂) | | | | | | ○ |
| | | 浮遊粒子状物質 (SPM) | | | | | | ○ |
| | 騒音 | 騒音レベル | | | ○ | ○ | | ○ |
| | | 振動 | 振動レベル | | ○ | ○ | | ○ |
| | 悪臭 | 特定悪臭物質濃度 又は臭気指数（臭気濃度） | | | | | ○ | |
| 水環境 | 水質 | 生物化学的酸素要求量(BOD) | ○ | | | | | |
| | | 化学的酸素要求量(COD) | ○ | | | | | |
| | | 全りん (T-P)、全窒素 (T-N) | ○ | | | | | |
| | | ダイオキシン類 (DXN) | ○ | | | | | |
| | | 浮遊物質量 (SS) | ○ | | | | | |
| | | その他必要な項目 | ○ | | | | | |
| | 地下水 | 地下水の流れ | | ○ | | | | |

凡例

○：選定項目

(1) 大気質

1) 埋立作業

埋立作業に伴い、粉じんが発生し、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、生活環境影響調査項目として選定した。

2) 廃棄物運搬車両の走行

廃棄物運搬車両等の走行による排ガスにより、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を生活環境影響調査項目として選定した。

(2) 騒音・振動

1) 施設（浸出水処理設備）の稼働

施設（浸出水処理設備）の稼働に伴う騒音・振動により、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、生活環境影響調査項目として選定した。

2) 埋立作業

埋立作業に伴う騒音・振動により、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、生活環境影響調査項目として選定した。

3) 廃棄物運搬車両の走行

廃棄物運搬車両等の走行による騒音・振動により、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、生活環境影響調査項目として選定した。

(3) 悪臭

施設（埋立地）からの悪臭の発生により、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、生活環境影響調査項目として選定した。

(4) 水質

浸出水処理設備からの処理水の放流により、公共用水域への影響が考えられるため、生活環境影響調査項目として選定した。

(5) 地下水

最終処分場の存在により、地下水の流動状況への影響が考えられるため、生活環境影響調査項目として選定した。

第3章 生活環境影響調査の結果

3-1 大気質

(1) 現況把握

1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3-1-1に示すとおりである。

表 3-1-1 現況把握項目

| 分類 | 現況把握項目 |
|--------|---|
| 大気質の状況 | 一般環境大気質（粉じん（降下ばいじん）） 道路沿道大気質（窒素酸化物（NO、NO ₂ 、NO _x ）、浮遊粒子状物質（SPM）） |
| 気象の状況 | 風向・風速 |
| 交通量の状況 | 自動車交通量 |
| その他 | 土地利用、人家等、主要な発生源、関係法令等 |

2) 現況把握方法

ア 大気質の状況

大気質の状況は、現地調査により把握した。

(ア) 現地調査

a. 調査地点

調査地点は、粉じん（降下ばいじん）は計画地内の地点、窒素酸化物、浮遊粒子状物質は廃棄物運搬車両等の走行ルート沿道の地点として表 3-1-2 及び図 3-1-1(1)、(2)に示す地点とした。

表 3-1-2 調査地点

| 地点名 | | 調査項目 |
|------|--------|---|
| 地点 1 | 計画地 | 粉じん（降下ばいじん） |
| 地点 1 | 搬入道路沿道 | 窒素酸化物（NO、NO ₂ 、NO _x ） |
| 地点 2 | | 浮遊粒子状物質（SPM） |

b. 調査時期

調査時期は、表 3-1-3 に示すとおりとした。

表 3-1-3 大気質の調査時期

| 調査項目 | 調査時期 |
|---|--|
| 粉じん（降下ばいじん） | 冬季：令和7年1月16日（木）～2月20日（木） 夏季：令和7年7月4日（金）～8月8日（金） |
| 窒素酸化物（NO、NO ₂ 、NO _x ） 浮遊粒子状物質（SPM） | 冬季：令和7年2月13日（木）～2月19日（水） 夏季：令和7年8月1日（金）～8月7日（木） |



凡 例

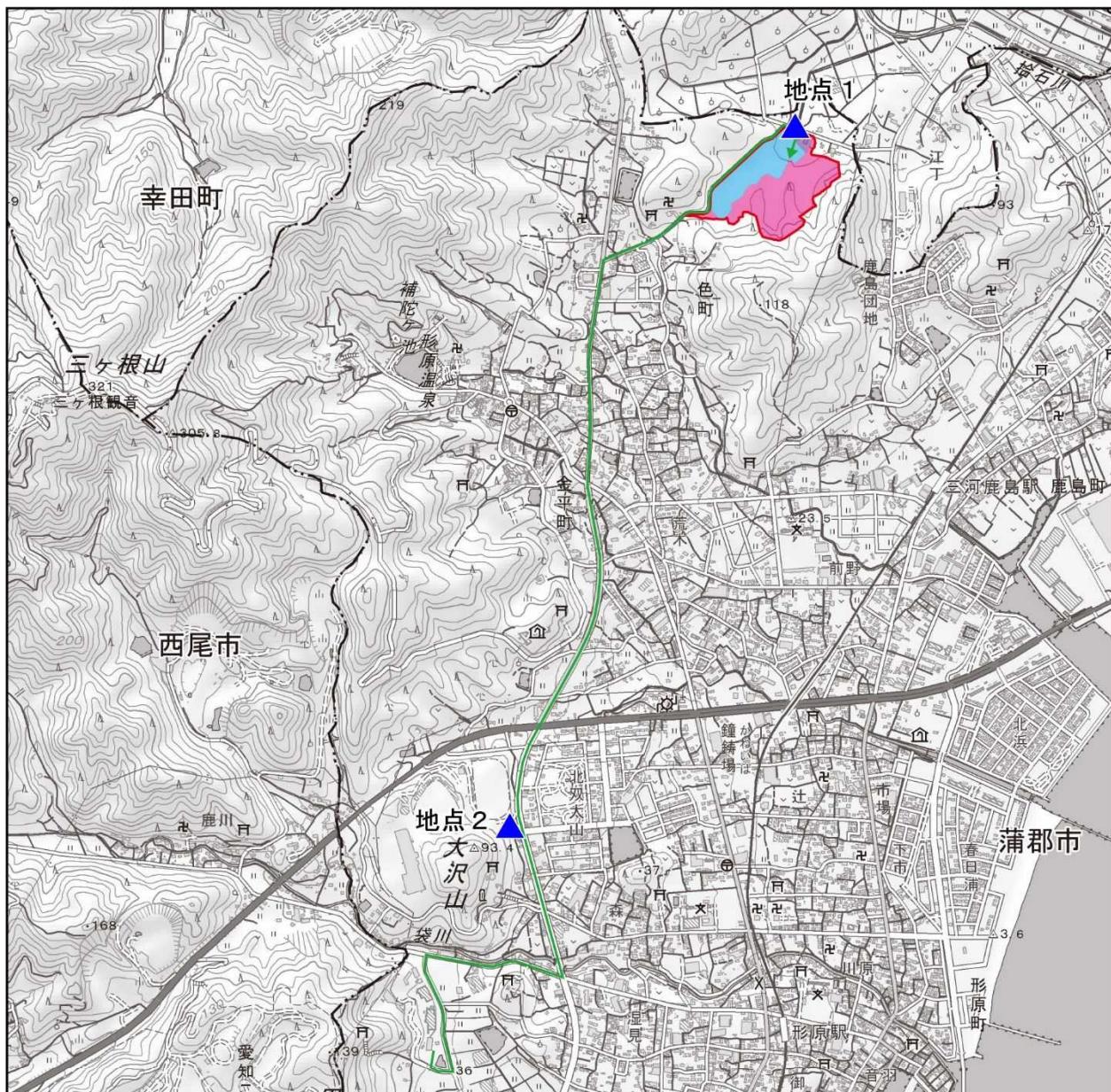
- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 埋立地
- 粉じん、気象調査地点



1:5,000

0 50 100 200m

図 3-1-1(1) 粉じん、気象調査地点



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- ▲ 道路沿道大気質、交通量調査地点
- 廃棄物運搬車両走行ルート



1:20,000

0 200m 400m 800m

この地図は国土地理院発行の1:25,000 地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-1-1(2) 道路沿道大気質、交通量調査地点

c. 調査方法

調査方法は、表 3-1-4 に示すとおりとした。

表 3-1-4 調査方法

| 調査項目 | 測定方法 | 測定高 |
|---|---|------|
| 粉じん (降下ばいじん) | 「衛生試験法・注解(2020)」(日本薬学会編) 4.4.1.2 2) (1) に規定する方法 | 3.0m |
| 窒素酸化物 (NO、NO ₂ 、NO _x) | 「大気中の窒素酸化物自動計測器 (JIS B 7953)」に準拠 | 1.5m |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 「大気中の浮遊粒子状物質自動計測器 (JIS B 7954)」に準拠 | 3.0m |

イ 気象の状況

気象の状況は、既存資料調査及び現地調査により把握した。

(ア) 既存資料調査

a. 調査地点

調査地点は、図 3-1-2 に示すとおりである。計画地周辺の気象観測所として、北東約 3.8km に蒲郡地域気象観測所（蒲郡市神ノ郷町上名取）が存在している。

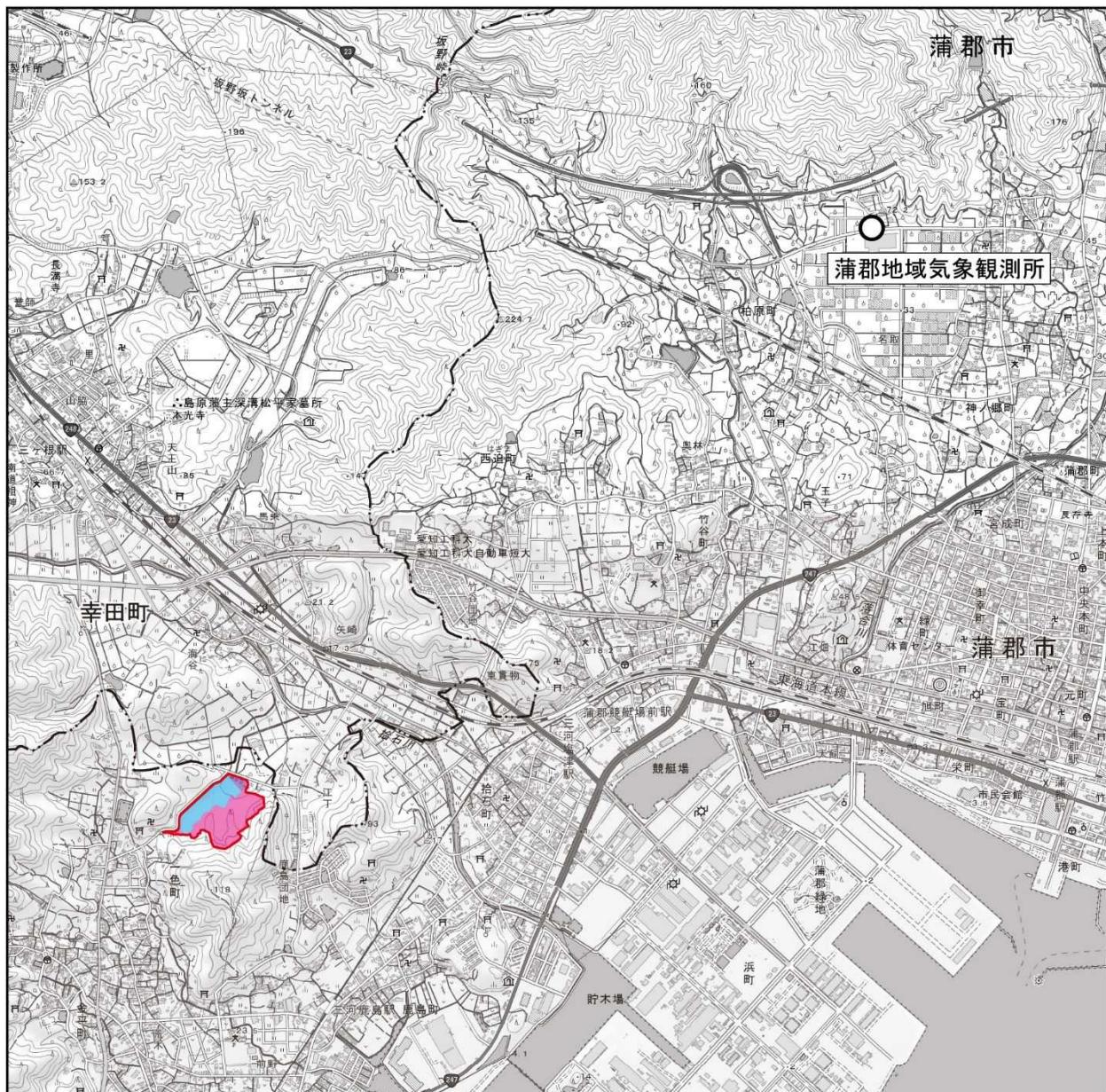
b. 調査時期

調査時期は、風向及び風速は収集資料の最新の時期（令和 6 年）、その他の項目（気温、湿度、降水量）は過去 5 年間（令和 2 年～令和 6 年）とした。

c. 調査方法

以下の既存資料を収集整理することにより把握した。

- ・「各種データ資料 過去の気象データ検索（蒲郡）」（気象庁）



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 気象観測所



1:30,000

0 250m 500m 1km

出典：「各種データ資料 過去の気象データ検索（蒲郡）」（気象庁）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-1-2 気象観測所地点（既存資料）

(イ) 現地調査

a. 調査地点

地上気象(風向・風速)の調査地点は、計画地内の地点として表 3-1-5 及び図 3-1-1(1)に示す地点とした。

表 3-1-5 気象の調査地点

| 地点名 | 調査項目 |
|-------------|-------|
| 地点 1 計画地 | 風向・風速 |

b. 調査時期

調査時期は、表 3-1-6 に示すとおりとした。

表 3-1-6 気象の調査時期

| 調査項目 | 調査時期 |
|-------|--|
| 風向・風速 | 冬季：令和 7 年 1 月 20 日 (月) ~ 2 月 19 日 (水) 夏季：令和 7 年 7 月 8 日 (火) ~ 8 月 7 日 (木) |

c. 調査方法

調査方法は、表 3-1-7 に示すとおりとした。

表 3-1-7 調査方法

| 調査項目 | 測定方法 | 測定高 |
|-------|--|-----|
| 風向・風速 | 風車型微風向風速計を地上から約 10m の高さに設定し、連続測定する。10 分間の移動平均値を記録する。「地上気象観測指針」(平成 14 年気象庁) | 10m |

ウ 交通量の状況

交通量の状況は、既存資料調査及び現地調査により把握した。

(ア) 既存資料調査

a. 調査地点

調査地点は、図 3-1-3 に示すとおりである。

b. 調査時期

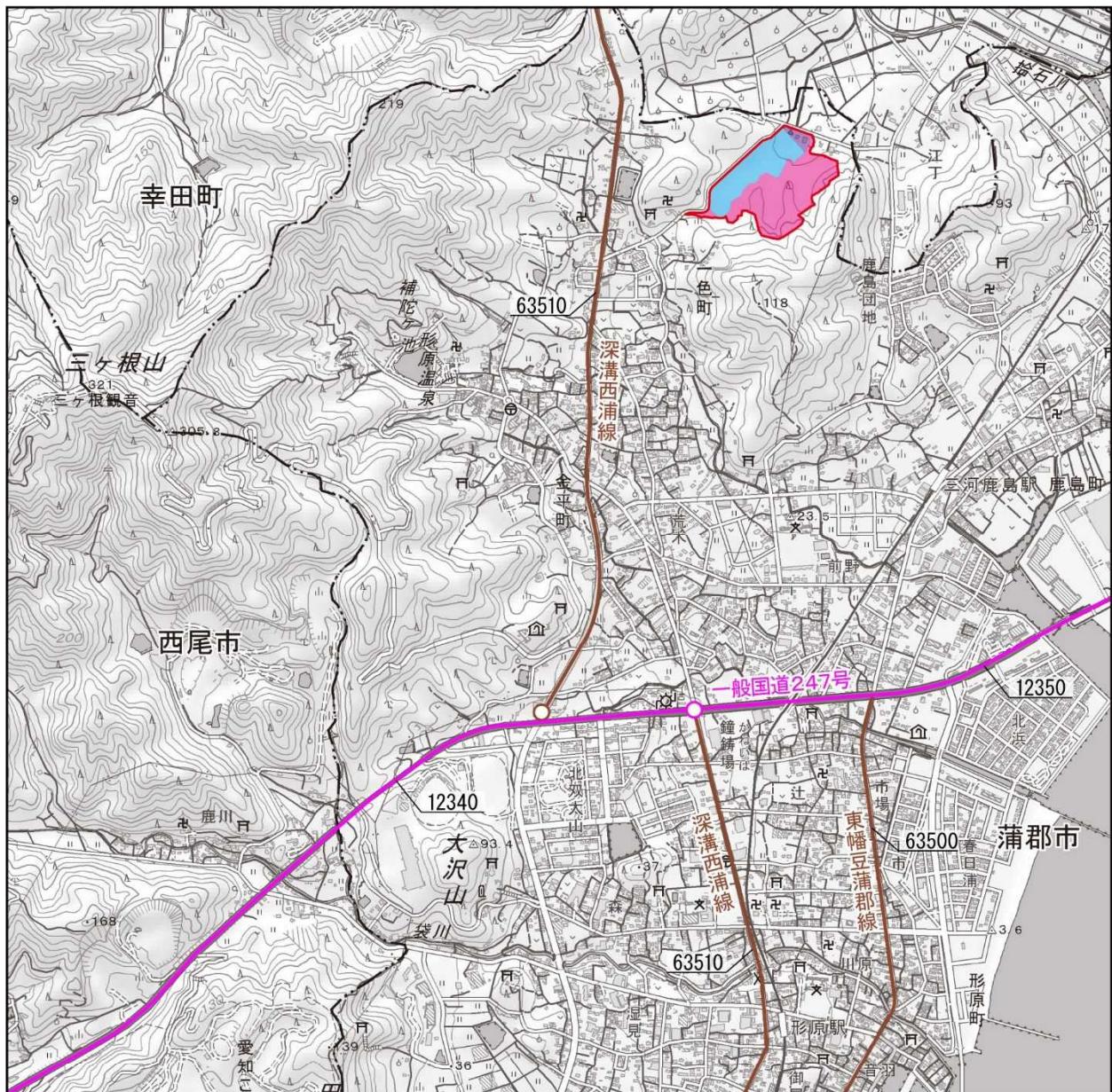
調査時期は、収集資料の最新の時期とした。

c. 調査方法

以下の既存資料を収集整理することにより把握した。

・「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」

(国土交通省道路局)



凡 例

- | | |
|--|-----------------------|
| | 計画地 |
| | 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲 |
| | 新最終処分場範囲 |
| | 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分） |
| | 市町界 |
| | 一般国道（その他） |
| | 一般県道・指定市一般市道 |
| | 区間番号 |
- 出典:「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」(国土交通省道路局)
- 1:20,000
- 0 200m 400m 800m

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-1-3 交通量調査地点（既存資料）

(イ) 現地調査

a. 調査地点

調査地点は、廃棄物運搬車両等の走行ルート沿道の地点として表 3-1-8 及び図 3-1-1(2)に示す地点とした。

表 3-1-8 調査地点

| 地点名 | 調査項目 |
|------|-------------|
| 地点 1 | 交通量 走行速度 |
| 地点 2 | 道路構造 |

b. 調査時期

調査時期は、表 3-1-9 に示すとおりとした。

表 3-1-9 交通量の調査時期

| 調査項目 | 調査時期 |
|---------------------|--|
| 交通量 走行速度 道路構造 | 令和 7 年 5 月 20 日 (火) 12 時～21 日 (水) 12 時 (24 時間) |

c. 調査方法

調査方法は、表 3-1-10 に示すとおりとした。

表 3-1-10 調査方法

| 調査項目 | 測定方法 |
|------|---|
| 交通量 | 大型、小型、二輪車の方向別交通量をハンドカウンターを用いて観測する。集計は正時より 60 分間で行う。 |
| 走行速度 | 調査時間内の走行状態を代表する車両を上下方向別に各 10 台選び、その走行速度を測定位置前後 50m 程度の区間内の通過秒数 (ストップウォッチで計測) から求める。 |
| 道路構造 | 道路断面の構造をメジャー等で計測する。 |

エ その他

他の現況は、既存資料調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 調査時期

各項目における最新データを基本とした。

(ウ) 調査方法

地形図、関係法令等の既存資料を収集整理することにより把握した。

3) 現況把握の結果

ア 大気質の状況

(ア) 現地調査

a. 粉じん（降下ばいじん）

粉じん（降下ばいじん）の調査結果は、表 3-1-11 に示すとおりである。

なお、計画施設は、「大気汚染防止法」に基づく一般粉じん発生施設に該当しない。

表 3-1-11 粉じん（降下ばいじん）調査結果

| 調査期間 | 調査結果 (t / km ² /月) | | |
|------|-------------------------------|--------|-------|
| | 降下ばいじん量 | 不溶解成分量 | 溶解成分量 |
| 冬季 | 4.11 | 3.26 | 0.85 |
| 夏季 | 2.57 | 1.99 | 0.58 |

b. 窒素酸化物、浮遊粒子状物質

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の調査結果は、表 3-1-12(1)～(2)に示すとおりである。

環境基準の設定がされている二酸化窒素 (NO₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) とともに環境基準値を下回っていた。

表 3-1-12(1) 大気質調査結果（冬季）

| 大気質調査結果 | | | 環境基準との対比 | | | | | | | | 環境基準 | |
|-----------------------------|-------------|---------|----------------|-------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 調査項目 | | | 調査 結果 項目 | 月日 | 2/13 | 2/14 | 2/15 | 2/16 | 2/17 | 2/18 | 2/19 | |
| NO (ppm) | 地 点 1 | 期間平均値 | | 0.001 | 日平均値 | 0.001 | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 基準値なし |
| | | 最高 値 | 1 時間値 | 0.007 | 1 時間値 の最高値 | 0.003 | 0.007 | 0.003 | 0.003 | 0.004 | 0.004 | |
| | 地 点 2 | 日平均値 | 0.002 | 環境基準 の適否 | — | — | — | — | — | — | — | |
| | | 最高 値 | 1 時間値 | 0.009 | 1 時間値 の最高値 | 0.004 | 0.009 | 0.005 | 0.004 | 0.005 | 0.004 | |
| NO ₂ (ppm) | 地 点 1 | 日平均値 | 0.002 | 日平均値 | 0.001 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.001 | 0.002 | 1 時間値の 1 日 平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそ れ以下であるこ と。 |
| | | 最高 値 | 1 時間値 | 0.009 | 1 時間値 の最高値 | 0.004 | 0.009 | 0.005 | 0.004 | 0.005 | 0.004 | |
| | 地 点 2 | 日平均値 | 0.002 | 環境基準 の適否 | — | — | — | — | — | — | — | |
| | | 最高 値 | 1 時間値 | 0.015 | 1 時間値 の最高値 | 0.015 | 0.013 | 0.010 | 0.009 | 0.012 | 0.008 | 0.010 |
| NO _x (ppm) | 地 点 1 | 日平均値 | 0.006 | 日平均値 | 0.008 | 0.007 | 0.006 | 0.005 | 0.007 | 0.006 | 0.005 | 基準値なし |
| | | 最高 値 | 1 時間値 | 0.024 | 1 時間値 の最高値 | 0.024 | 0.015 | 0.014 | 0.008 | 0.015 | 0.009 | 0.011 |
| | 地 点 2 | 日平均値 | 0.008 | 環境基準 の適否 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 最高 値 | 1 時間値 | 0.005 | 日平均値 | 0.006 | 0.006 | 0.005 | 0.005 | 0.006 | 0.005 | 0.005 |
| SPM (mg/m ³) | 地 点 1 | 日平均値 | 0.009 | 日平均値 | 0.008 | 0.009 | 0.012 | 0.010 | 0.010 | 0.006 | 0.004 | 1 時間値の 1 日 平均値が 0.10mg/m ³ 以下 であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下 であること。 |
| | | 最高 値 | 1 時間値 | 0.027 | 1 時間値 の最高値 | 0.027 | 0.017 | 0.020 | 0.014 | 0.024 | 0.010 | 0.008 |
| | 地 点 2 | 日平均値 | 0.012 | 環境基準 の適否 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 最高 値 | 1 時間値 | 0.009 | 日平均値 | 0.008 | 0.009 | 0.013 | 0.010 | 0.011 | 0.005 | 0.004 |
| | | 日平均値 | 0.013 | 環境基準 の適否 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

注) ○は環境基準を達成していることを示す。

表 3-1-12(2) 大気質調査結果（夏季）

| 大気質調査結果 | | | 環境基準との対比 | | | | | | | | 環境基準 | |
|-----------------------------|-----|-------|----------|---------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 調査項目 | | | 項目 | 月日 | 8/1 | 8/2 | 8/3 | 8/4 | 8/5 | 8/6 | 8/7 | |
| | | | | (金) | (土) | (日) | (月) | (火) | (水) | (木) | | |
| NO (ppm) | 地点1 | 期間平均値 | 0.001 | 日平均値 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.002 | 0.001 | 0.002 | 基準値なし |
| | | 最高値 | 1 時間値 | 0.008 | 1 時間値の最高値 | 0.005 | 0.003 | 0.003 | 0.004 | 0.005 | 0.004 | |
| | | 日平均値 | 0.002 | 環境基準の適合 | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 地点2 | 期間平均値 | 0.002 | 日平均値 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.002 | 0.002 | 0.001 | 0.002 | |
| | | 最高値 | 1 時間値 | 0.006 | 1 時間値の最高値 | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.004 | 0.006 | 0.003 | |
| | | 日平均値 | 0.002 | 環境基準の適合 | — | — | — | — | — | — | — | |
| NO ₂ (ppm) | 地点1 | 期間平均値 | 0.005 | 日平均値 | 0.006 | 0.005 | 0.004 | 0.004 | 0.005 | 0.005 | 0.004 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| | | 最高値 | 1 時間値 | 0.011 | 1 時間値の最高値 | 0.011 | 0.009 | 0.009 | 0.009 | 0.009 | 0.010 | |
| | | 日平均値 | 0.006 | 環境基準の適合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 地点2 | 期間平均値 | 0.006 | 日平均値 | 0.006 | 0.006 | 0.005 | 0.005 | 0.006 | 0.005 | 0.007 | |
| | | 最高値 | 1 時間値 | 0.012 | 1 時間値の最高値 | 0.010 | 0.008 | 0.010 | 0.009 | 0.009 | 0.009 | |
| | | 日平均値 | 0.007 | 環境基準の適合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| NO _x (ppm) | 地点1 | 期間平均値 | 0.006 | 日平均値 | 0.008 | 0.006 | 0.005 | 0.005 | 0.007 | 0.006 | 0.006 | 基準値なし |
| | | 最高値 | 1 時間値 | 0.014 | 1 時間値の最高値 | 0.014 | 0.011 | 0.011 | 0.013 | 0.014 | 0.014 | |
| | | 日平均値 | 0.008 | 環境基準の適合 | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 地点2 | 期間平均値 | 0.007 | 日平均値 | 0.007 | 0.007 | 0.006 | 0.007 | 0.008 | 0.006 | 0.009 | |
| | | 最高値 | 1 時間値 | 0.015 | 1 時間値の最高値 | 0.013 | 0.010 | 0.012 | 0.012 | 0.013 | 0.009 | |
| | | 日平均値 | 0.009 | 環境基準の適合 | — | — | — | — | — | — | — | |
| SPM (mg/m ³) | 地点1 | 期間平均値 | 0.018 | 日平均値 | 0.019 | 0.017 | 0.018 | 0.028 | 0.016 | 0.014 | 0.013 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| | | 最高値 | 1 時間値 | 0.056 | 1 時間値の最高値 | 0.030 | 0.020 | 0.024 | 0.056 | 0.024 | 0.022 | |
| | | 日平均値 | 0.028 | 環境基準の適合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 地点2 | 期間平均値 | 0.026 | 日平均値 | 0.023 | 0.024 | 0.027 | 0.041 | 0.026 | 0.022 | 0.019 | |
| | | 最高値 | 1 時間値 | 0.087 | 1 時間値の最高値 | 0.048 | 0.042 | 0.049 | 0.087 | 0.035 | 0.084 | |
| | | 日平均値 | 0.041 | 環境基準の適合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

注) ○は環境基準を達成していることを示す。

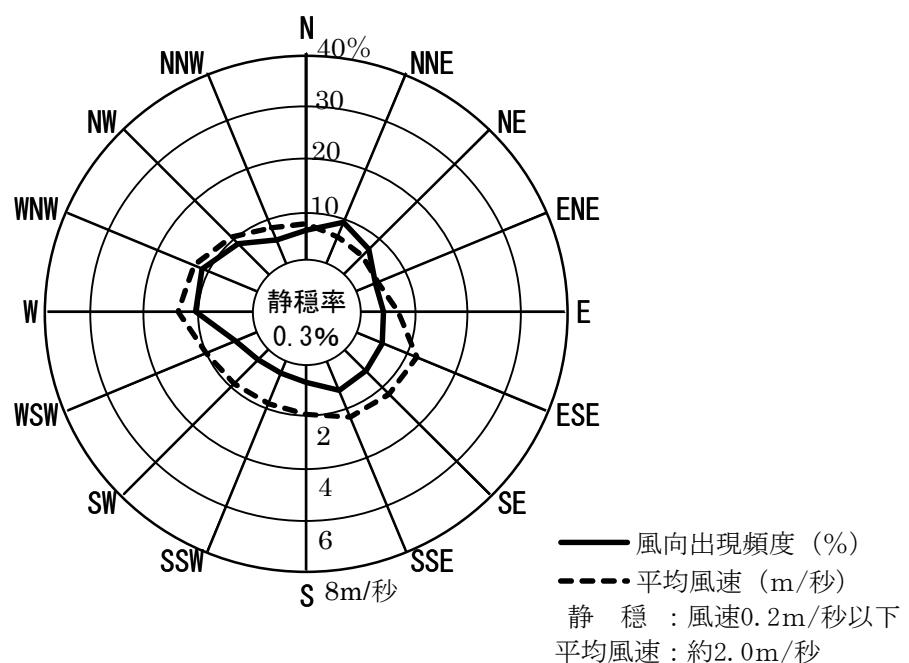
イ 気象の状況

(ア) 既存資料調査

a. 風向・風速

蒲郡地域気象観測所における令和6年の風配図は、図 3-1-4 に示すとおりである。令和6年の風配図をみると、風向出現頻度は西北西の風が 11.8% と最も多く、年間平均風速は 2.0m/s であった。

また、令和6年の月別の最多風向及び平均風速は、表 3-1-13 に示すとおりである。平均風速の値が最も高いのは3月で 2.4m/s、最も低いのは7月、9月及び10月で 1.7m/s であった。



出典：「各種データ資料 過去の気象データ検索（蒲郡）」（気象庁）

図 3-1-4 蒲郡地域気象観測所における風配図（令和6年）

表 3-1-13 蒲郡地域気象観測所における月別の最多風向及び平均風速（令和6年）

| 年月 項目 | 令和6年 | | | | | | | | | | | | 年間 |
|---------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | |
| 最多風向 | 西 | 西北西 | 西 | 南南東 | 西北西 | 南東 | 西 | 北東 | 北東** | 北北東 | 西北西 | 西 | 西北西 |
| 平均風速 (m/s) | 2.2 | 2.3 | 2.4 | 2.1 | 2.3 | 1.8 | 1.7 | 2.0 | 1.7 | 1.7 | 2.0 | 2.1 | 2.0 |

注) 「※」は統計を行う対象資料が許容範囲(20%以内)で欠けている。

出典：「各種データ資料 過去の気象データ検索（蒲郡）」（気象庁）

(イ) 現地調査

計画地の風向・風速の状況は表 3-1-14、風配図は図 3-1-5(1)、(2)に示すとおりである。

冬季の最多風向は南西（出現率 21.4%）、1 時間値平均風速は 1.5m/s となっている。

夏季の最多風向は西南西（出現率 19.4%）、1 時間値平均風速は 1.2m/s となっている。

表 3-1-14 風向・風速調査結果

| 地 点 | | 季節 | 有効測定日数 | 測定時間 | 1 時間値 | | 日平均値 | | 最多風向と出現率 | | 静穏率 | |
|------|-----|----|--------|------|-------|-----|------|-----|----------|-----|------|------|
| | | | | | 平均 | 最高 | 最低 | 最高 | | | | |
| | | | 日 | 時間 | m/秒 | m/秒 | m/秒 | m/秒 | — | % | | |
| 地点 1 | 計画地 | 冬季 | 31 | 744 | 1.5 | 4.6 | 0.0 | 2.6 | 0.5 | 南西 | 21.4 | 7.9 |
| | | 夏季 | 31 | 744 | 1.2 | 5.0 | 0.0 | 2.3 | 0.9 | 西南西 | 19.4 | 19.2 |

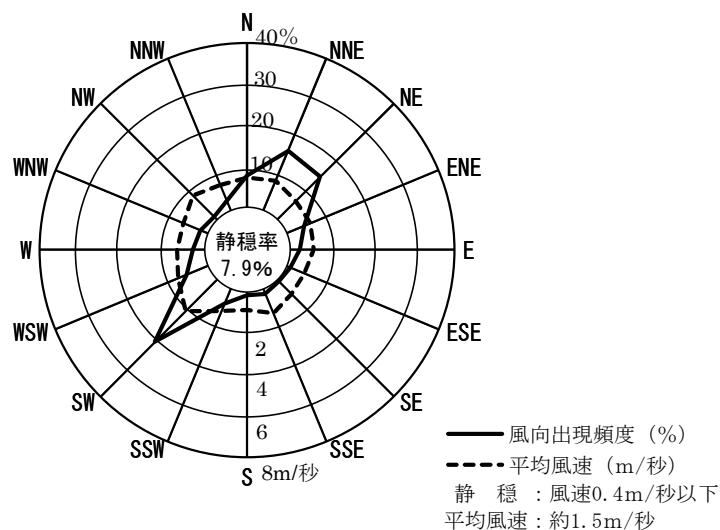


図 3-1-5(1) 風配図 (冬季)

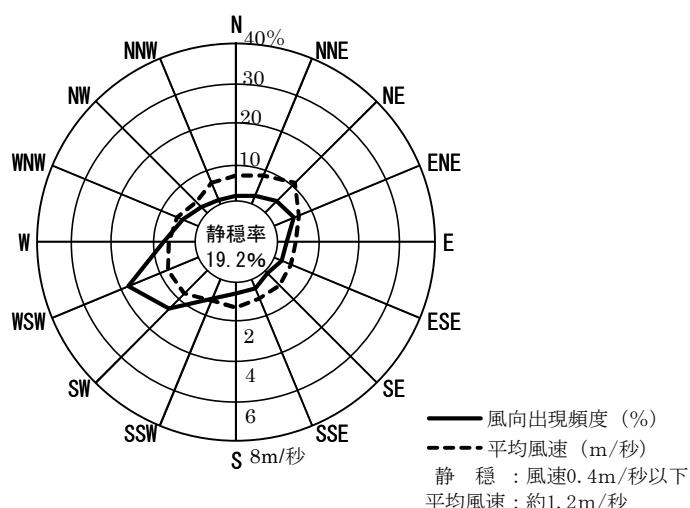


図 3-1-5(2) 風配図 (夏季)

ウ 交通量の状況

(ア) 既存資料調査

自動車交通量の調査結果は、表 3-1-15 に示すとおりである。

計画地周辺の主要道路は一般県道の深溝西浦線があげられる。

深溝西浦線の昼間 12 時間交通量は大型車 365 台、小型車 5,441 台の合計 5,806 台、24 時間交通量(推計値)は大型車 672 台、小型車 6,644 台の合計 7,316 台、昼間 12 時間大型車混入率は 6.3% となっている。

表 3-1-15 交通量調査結果（令和 3 年度）

| 区分 | 路線名 | 交通調査 単位区間 番号 | 昼間 12 時間交通量 | | | | 24 時間交通量 | | |
|------|------------|--------------------|-------------|------------|-----------|-------------------|------------|------------|-----------|
| | | | 大型車 (台) | 小型車 (台) | 合計 (台) | 大型車 混入率 (%) | 大型車 (台) | 小型車 (台) | 合計 (台) |
| 一般国道 | 一般国道 247 号 | 12340 | 229 | 5,829 | 6,058 | 3.8 | 546 | 7,087 | 7,633 |
| | | 12350 | 1,062 | 16,353 | 17,415 | 6.1 | 2,525 | 21,334 | 23,859 |
| 一般県道 | 東幡豆蒲郡線 | 63500 | 250 | 5,031 | 5,281 | 4.7 | 530 | 6,124 | 6,654 |
| | 深溝西浦線 | 63510 | 365 | 5,441 | 5,806 | 6.3 | 672 | 6,644 | 7,316 |

注) 斜体は推計値を示す。

出典：「令和 3 年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（国土交通省道路局）

(イ) 現地調査

a. 交通量

交通量の調査結果は、表 3-1-16(1)、(2) に示すとおりである。

地点 1 は、計画地方面で 225 台/昼間 16 時間、7 台/夜間 8 時間、ピーク時間帯は 7 時台、ごみ処理施設方面で 166 台/16 時間、3 台/夜間 8 時間、ピーク時間帯は 16 時台となっていた。地点 2 は、計画地方面で 2,876 台/昼間 16 時間、169 台/夜間 8 時間、ピーク時間帯は 7 時台、ごみ処理施設方面で 3,066 台/16 時間、182 台/夜間 8 時間、ピーク時間帯は 18 時台となっていた。

表 3-1-16(1) 交通量調査結果（地点1）

単位：台

| 時間帯 | 計画地方面 (東行き) | | | ごみ処理施設方面 (西行き) | | | 断面 | | |
|---------------|----------------|-----|-----|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 大型車 | 小型車 | 合計 | 大型車 | 小型車 | 合計 | 大型車 | 小型車 | 合計 |
| 12:00 ~ 13:00 | 2 | 7 | 9 | 2 | 11 | 13 | 4 | 18 | 22 |
| 13:00 ~ 14:00 | 4 | 8 | 12 | 2 | 11 | 13 | 6 | 19 | 25 |
| 14:00 ~ 15:00 | 2 | 14 | 16 | 1 | 13 | 14 | 3 | 27 | 30 |
| 15:00 ~ 16:00 | 1 | 8 | 9 | 1 | 14 | 15 | 2 | 22 | 24 |
| 16:00 ~ 17:00 | 0 | 12 | 12 | 0 | 19 | 19 | 0 | 31 | 31 |
| 17:00 ~ 18:00 | 0 | 12 | 12 | 0 | 13 | 13 | 0 | 25 | 25 |
| 18:00 ~ 19:00 | 0 | 10 | 10 | 0 | 13 | 13 | 0 | 23 | 23 |
| 19:00 ~ 20:00 | 0 | 3 | 3 | 0 | 11 | 11 | 0 | 14 | 14 |
| 20:00 ~ 21:00 | 0 | 1 | 1 | 0 | 6 | 6 | 0 | 7 | 7 |
| 21:00 ~ 22:00 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 22:00 ~ 23:00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 23:00 ~ 0:00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0:00 ~ 1:00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1:00 ~ 2:00 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 2:00 ~ 3:00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3:00 ~ 4:00 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 4:00 ~ 5:00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5:00 ~ 6:00 | 0 | 4 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 6 | 6 |
| 6:00 ~ 7:00 | 0 | 13 | 13 | 0 | 2 | 2 | 0 | 15 | 15 |
| 7:00 ~ 8:00 | 0 | 62 | 62 | 0 | 9 | 9 | 0 | 71 | 71 |
| 8:00 ~ 9:00 | 1 | 22 | 23 | 1 | 9 | 10 | 2 | 31 | 33 |
| 9:00 ~ 10:00 | 4 | 10 | 14 | 2 | 10 | 12 | 6 | 20 | 26 |
| 10:00 ~ 11:00 | 1 | 20 | 21 | 1 | 10 | 11 | 2 | 30 | 32 |
| 11:00 ~ 12:00 | 1 | 6 | 7 | 0 | 5 | 5 | 1 | 11 | 12 |
| 合 計 | 16 | 216 | 232 | 10 | 159 | 169 | 26 | 375 | 401 |
| 昼間 16 時間合計 | 16 | 209 | 225 | 10 | 156 | 166 | 26 | 365 | 391 |
| 夜間 8 時間合計 | 0 | 7 | 7 | 0 | 3 | 3 | 0 | 10 | 10 |

調査日時：令和7年5月20日（火）12時～21日（水）12時

注) 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりである。

昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時

表 3-1-16(2) 交通量調査結果（地点2）

単位：台

| 時間帯 | 計画地方面 (北行き) | | | ごみ処理施設方面 (南行き) | | | 断面 | | |
|---------------|----------------|-------|-------|-------------------|-------|-------|-----|-------|-------|
| | 大型車 | 小型車 | 合計 | 大型車 | 小型車 | 合計 | 大型車 | 小型車 | 合計 |
| 12:00 ~ 13:00 | 11 | 135 | 146 | 13 | 176 | 189 | 24 | 311 | 335 |
| 13:00 ~ 14:00 | 15 | 168 | 183 | 20 | 191 | 211 | 35 | 359 | 394 |
| 14:00 ~ 15:00 | 20 | 162 | 182 | 18 | 172 | 190 | 38 | 334 | 372 |
| 15:00 ~ 16:00 | 17 | 173 | 190 | 13 | 221 | 234 | 30 | 394 | 424 |
| 16:00 ~ 17:00 | 8 | 181 | 189 | 12 | 217 | 229 | 20 | 398 | 418 |
| 17:00 ~ 18:00 | 6 | 201 | 207 | 6 | 300 | 306 | 12 | 501 | 513 |
| 18:00 ~ 19:00 | 1 | 126 | 127 | 1 | 326 | 327 | 2 | 452 | 454 |
| 19:00 ~ 20:00 | 1 | 93 | 94 | 0 | 249 | 249 | 1 | 342 | 343 |
| 20:00 ~ 21:00 | 0 | 51 | 51 | 1 | 129 | 130 | 1 | 180 | 181 |
| 21:00 ~ 22:00 | 0 | 42 | 42 | 0 | 105 | 105 | 0 | 147 | 147 |
| 22:00 ~ 23:00 | 0 | 21 | 21 | 0 | 47 | 47 | 0 | 68 | 68 |
| 23:00 ~ 0:00 | 0 | 12 | 12 | 1 | 39 | 40 | 1 | 51 | 52 |
| 0:00 ~ 1:00 | 0 | 9 | 9 | 0 | 16 | 16 | 0 | 25 | 25 |
| 1:00 ~ 2:00 | 0 | 5 | 5 | 0 | 13 | 13 | 0 | 18 | 18 |
| 2:00 ~ 3:00 | 1 | 6 | 7 | 3 | 7 | 10 | 4 | 13 | 17 |
| 3:00 ~ 4:00 | 1 | 7 | 8 | 0 | 8 | 8 | 1 | 15 | 16 |
| 4:00 ~ 5:00 | 2 | 25 | 27 | 1 | 15 | 16 | 3 | 40 | 43 |
| 5:00 ~ 6:00 | 1 | 79 | 80 | 1 | 31 | 32 | 2 | 110 | 112 |
| 6:00 ~ 7:00 | 3 | 189 | 192 | 4 | 63 | 67 | 7 | 252 | 259 |
| 7:00 ~ 8:00 | 6 | 375 | 381 | 4 | 150 | 154 | 10 | 525 | 535 |
| 8:00 ~ 9:00 | 11 | 292 | 303 | 10 | 154 | 164 | 21 | 446 | 467 |
| 9:00 ~ 10:00 | 16 | 300 | 316 | 15 | 160 | 175 | 31 | 460 | 491 |
| 10:00 ~ 11:00 | 12 | 104 | 116 | 16 | 150 | 166 | 28 | 254 | 282 |
| 11:00 ~ 12:00 | 11 | 146 | 157 | 11 | 159 | 170 | 22 | 305 | 327 |
| 合 計 | 143 | 2,902 | 3,045 | 150 | 3,098 | 3,248 | 293 | 6,000 | 6,293 |
| 昼間 16 時間合計 | 138 | 2,738 | 2,876 | 144 | 2,922 | 3,066 | 282 | 5,660 | 5,942 |
| 夜間 8 時間合計 | 5 | 164 | 169 | 6 | 176 | 182 | 11 | 340 | 351 |

調査日時：令和7年5月20日（火）12時～21日（水）12時

注) 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりである。

昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時

b. 走行速度

走行速度の調査結果は、表 3-1-17 に示すとおりである。

表 3-1-17 走行速度

| 調査地点 | 調査方向 | 走行速度(km/時) |
|------|---------------|------------|
| 地点1 | 計画地方面（東行き） | 31 |
| | ごみ処理施設方面（西行き） | 37 |
| 地点2 | 計画地方面（北行き） | 49 |
| | ごみ処理施設方面（南行き） | 59 |

c. 道路構造

道路構造は、図 3-1-6 に示すとおりである。

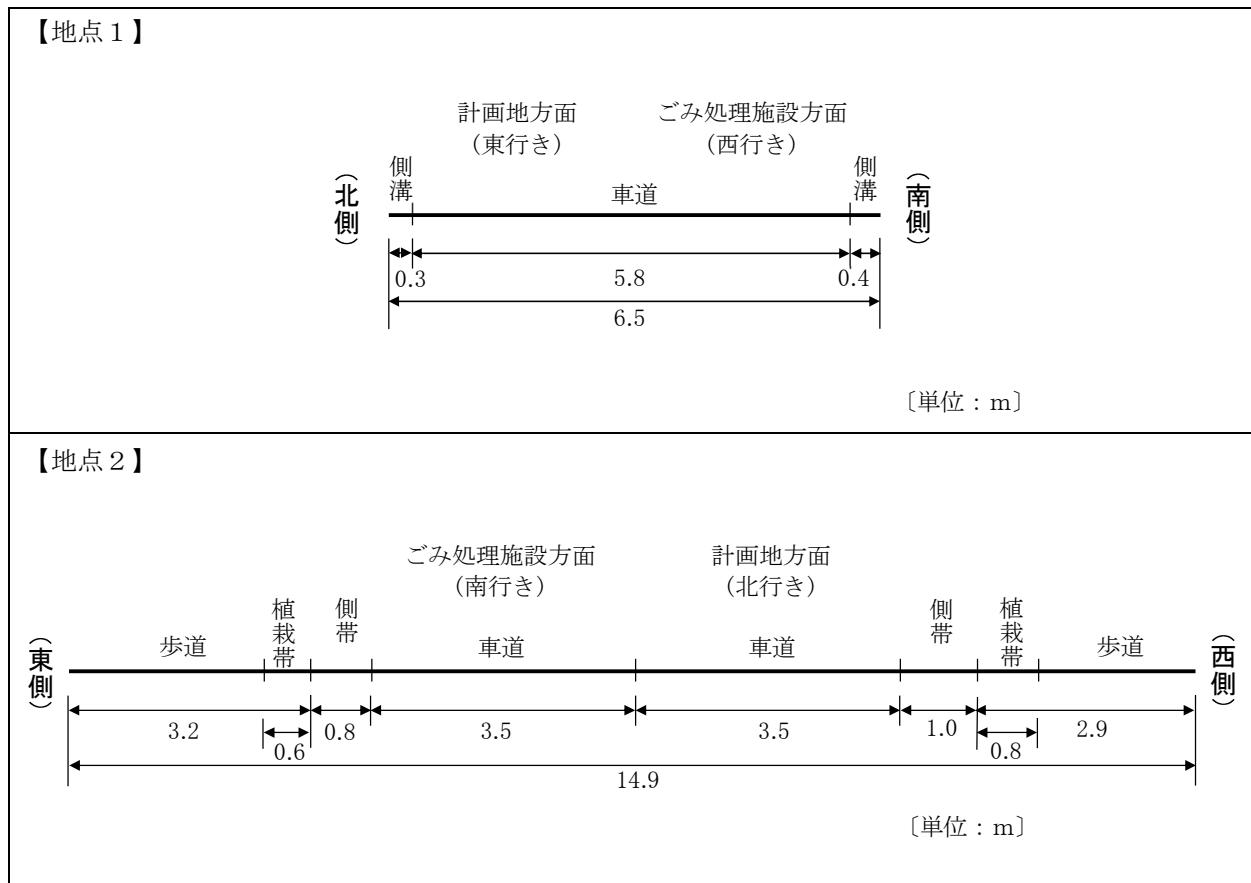


図 3-1-6 道路構造

エ その他

(ア) 土地利用

計画地の北西側は拾石川が流れしており、西側は深溝西浦線が南北に走っている。計画地の東側及び深溝西浦線沿いには数軒住宅が存在するものの、計画地周辺のほとんどは森林である。そのほか、計画地周辺には田や畑などが点在している。

(イ) 人家等

計画地周辺の最寄り住居は西側約 50m程度に存在している。また、計画地周辺には小さな集落は点在しているものの、居住者は少ない地域となっている。

(ウ) 主要な発生源

計画地周辺地域の大気質に係る主要な発生源としては、工場などの施設はなく、深溝西浦線等を通行する自動車交通の移動発生源があげられる。

(エ) 関係法令等

a. 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表 3-1-18(1)～(4)に示すとおりである。なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が生活していない地域または場所については適用されない。

表 3-1-18(1) 大気汚染に係る環境基準

| 物質名 項目 | 二酸化硫黄 (SO ₂) | 二酸化窒素 (NO ₂) | 一酸化炭素 (CO) | 浮遊粒子状 物質 (SPM) | 光化 学 オキシダント (O _x) |
|-----------|---|--|---|---|---|
| 環境基準 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |
| 長期的評価方法 | 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 | 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。 | 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 | 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 | 年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。 |

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）

表 3-1-18(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

| 物質名 項目 | ベンゼン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | ジクロロメタン |
|-----------|--------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 環境基準 | 年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | 年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 | 年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | 年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 |
| 評価方法 | 同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。 | | | |

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境省告示第4号）

表 3-1-18(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

| 物質名 項目 | 微小粒子状物質 |
|-----------|--|
| 環境基準 | 1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 |
| 評価方法 | 1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値の年間 98% 値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 |

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）」（平成 21 年環水大総発第 090909001 号）

表 3-1-18(4) ダイオキシン類に係る環境基準

| 物質名 項目 | ダイオキシン類 |
|-----------|---|
| 環境基準 | 年間平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。 |
| 評価方法 | 同一地点における 1 年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。 |

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

b. 規制基準

「大気汚染防止法」では、同法に定めるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設に対して、規制が行われている。なお、本事業においては、これらの法令の規制対象とはならない。

(2) 予測

1) 埋立作業による影響

ア 予測項目

予測項目は、埋立作業に伴い発生する粉じんとした。

イ 予測地域

予測地域は、計画地周辺とした。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、埋立作業機械の稼働が定常的な状態となる時期とした。

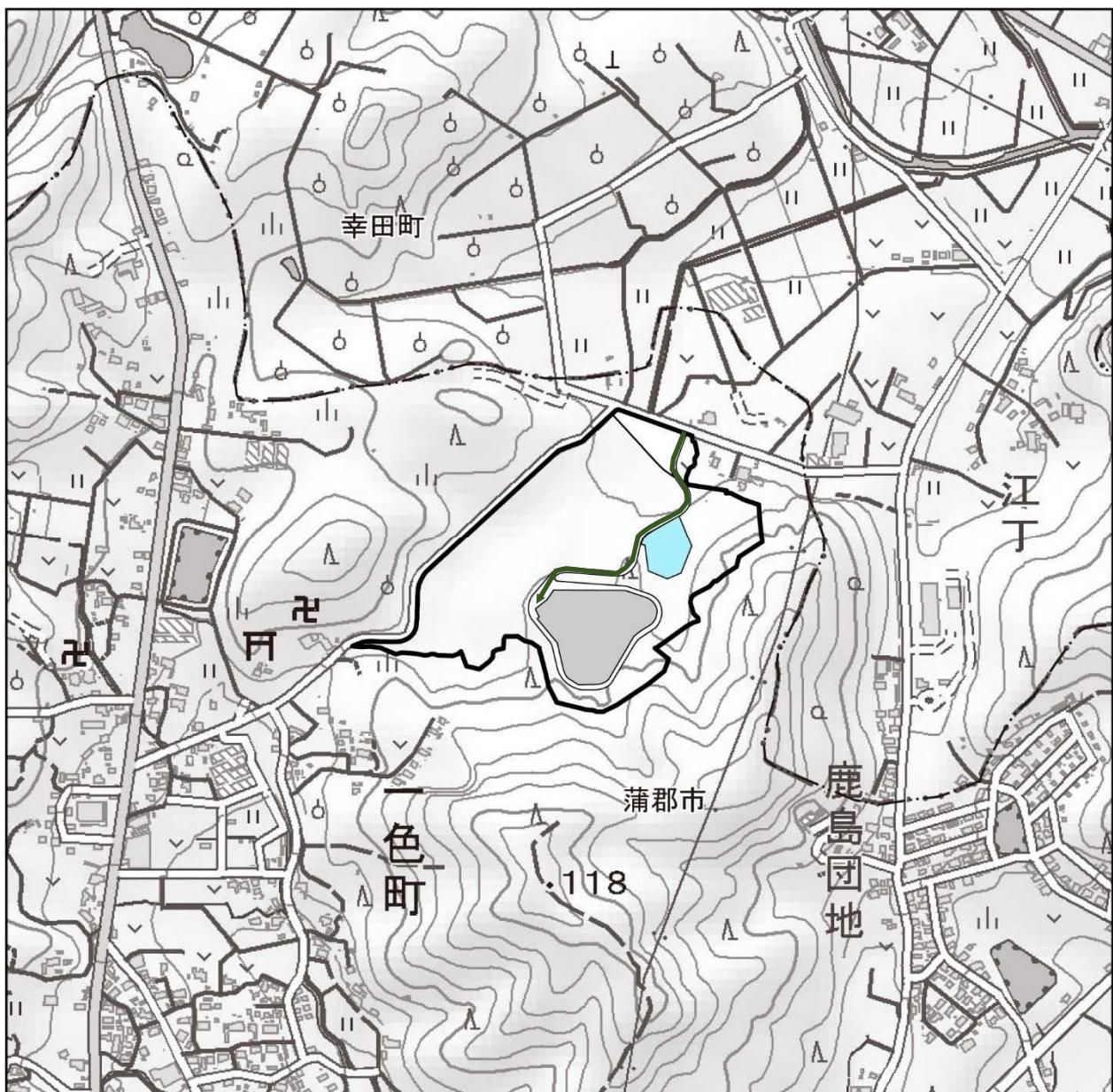
エ 予測方法

予測方法は、本事業の内容（環境保全計画）を踏まえた定性的な方法とした。

また、埋立作業範囲等は、図 3-1-7 に示すとおりである。

オ 予測結果

埋立作業に伴う粉じんについては、散水及び廃棄物の性状に応じて即日覆土を実施して飛散を防止することから周辺環境への影響はないと予測する。



凡 例

- 計画地
- 市町界
- 埋立地
- 防災調整池
- 場内搬入経路



1:5,000

0 50 100 200m

図 3-1-7 埋立作業範囲

2) 廃棄物運搬車両の走行による影響

ア 予測項目

予測項目は、廃棄物運搬車両の走行に伴い発生する二酸化窒素、浮遊粒子状物質とした。

イ 予測地点

予測地点は、廃棄物運搬車両等の走行ルート沿道の現地調査地点の2地点とした。予測地点を図3-1-9に示す。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、廃棄物運搬が定常的な状態となる時期とした。

エ 予測方法

(ア) 予測手順

廃棄物運搬車両の走行に係る大気質の予測手順は、図3-1-8に示すとおりである。

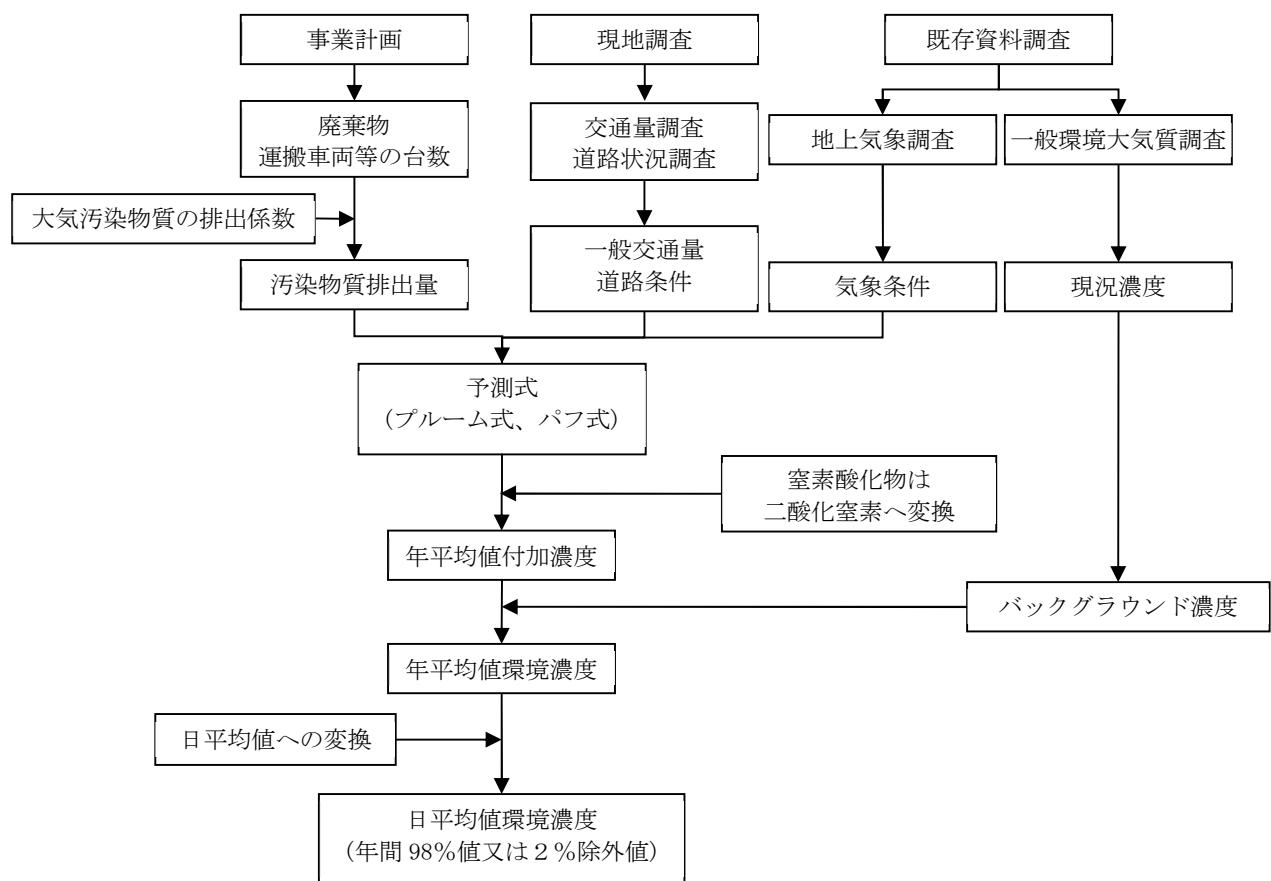
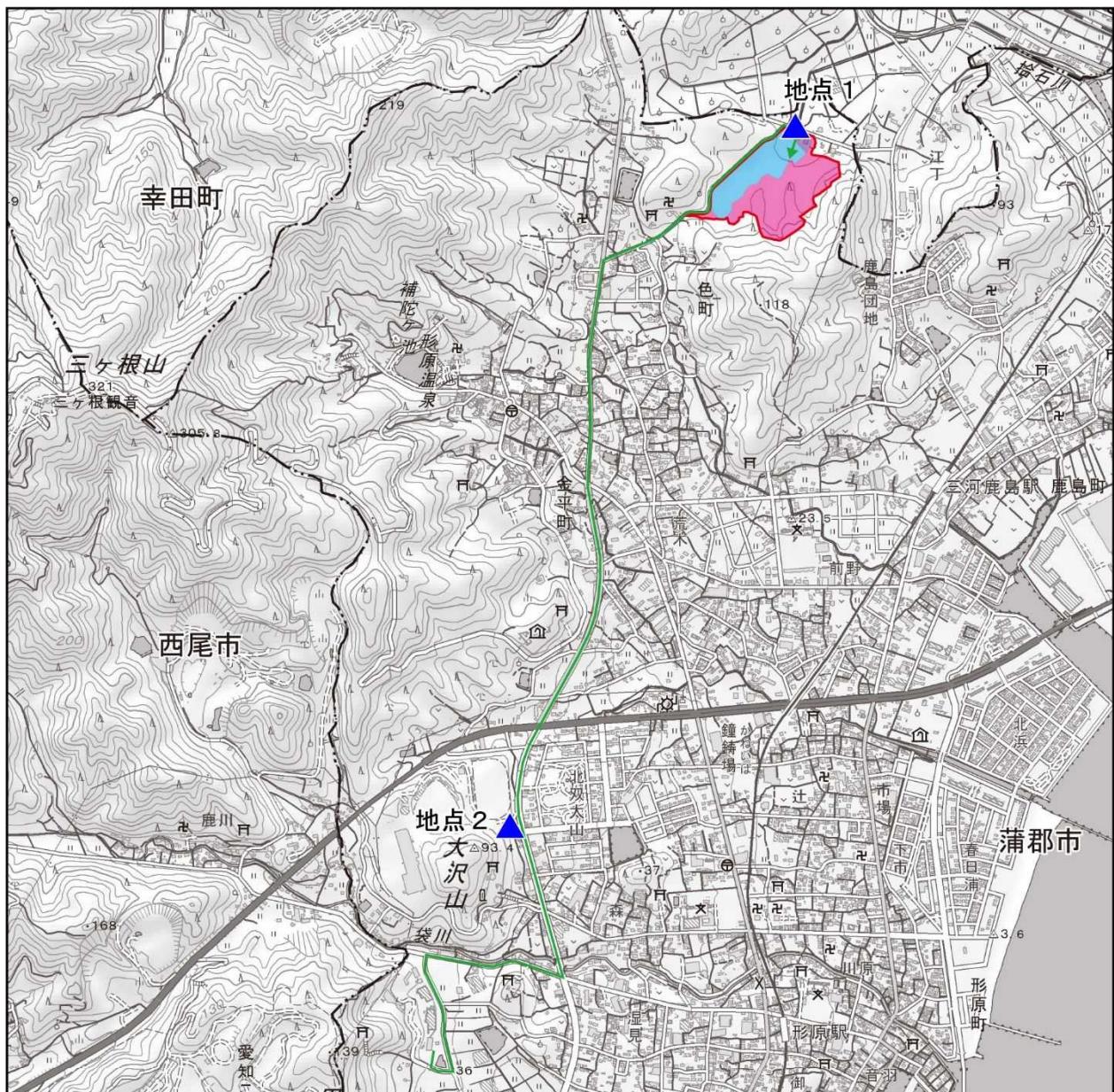


図3-1-8 廃棄物運搬車両の走行に係る大気質の予測手順



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- ▲ 予測地点
- 廃棄物運搬車両走行ルート



1:20,000

0 200m 400m 800m

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-1-9 廃棄物運搬車両の走行による大気質の予測地点

(イ) 予測式

予測式は、「国土技術政策総合研究所資料第 714 号 道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月 国土交通省国土技術政策総合研究所）に示される大気拡散計算式（ブルーム式及びパフ式）を用いた。

大気拡散計算式は次のとおりである。

a. 有風時（風速 1.0m/秒を超える場合）：ブルーム式

$$C(x, y, z) = \frac{Q}{2\pi \cdot u \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left[\exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$$

$$\sigma_y = \frac{W}{2} + 0.46L^{0.81}$$

$$\sigma_z = \sigma_{z0} + 0.31L^{0.83}$$

〔記号〕

- $C(x, y, z)$: (x, y, z) 地点における濃度 (ppm 又は mg/m^3)
 Q : 点煙源の窒素酸化物の排出量 ($\text{m}^3/\text{秒}$) 又は浮遊粒子状物質の排出量 ($\text{mg}/\text{秒}$)
 u : 平均風速 (m/秒)
 H : 排出源の高さ (m)
 σ_y, σ_z : 水平 (y)、鉛直 (z) 方向の拡散幅 (m)
 (x < W/2 の場合は、 $\sigma_y = W/2$ 、 $\sigma_z = \sigma_{z0}$ とする。)
 σ_{z0} : 鉛直方向の初期拡散幅 (1.5m (遮音壁がない場合))
 L : 車道部端からの距離 ($L=x-W/2$) (m)
 W : 車道部幅員 (m)
 x : 風向に沿った風下距離 (m)
 y : x 軸に直角な水平距離 (m)
 z : x 軸に直角な鉛直距離 (m)

b. 弱風時（風速 1.0m/秒以下）：パフ式

$$C(x, y, z) = \frac{Q}{(2\pi)^{3/2} \cdot \alpha^2 \cdot \gamma} \cdot \left\{ \frac{1 - \exp\left(-\frac{\ell}{t_0^2}\right)}{2\ell} + \frac{1 - \exp\left(-\frac{m}{t_0^2}\right)}{2m} \right\}$$

$$\ell = \frac{1}{2} \cdot \left\{ \frac{x^2 + y^2}{\alpha^2} + \frac{(z-H)^2}{\gamma^2} \right\}$$

$$m = \frac{1}{2} \cdot \left\{ \frac{x^2 + y^2}{\alpha^2} + \frac{(z+H)^2}{\gamma^2} \right\}$$

〔記号〕

- t_0 : 初期拡散幅に相当する時間 ($t_0=W/2\alpha$) (秒)
 α, γ : 拡散幅に関する係数
 ($\alpha=0.3, \gamma=0.18$ (昼間: 7:00~19:00)、 $\gamma=0.09$ (夜間: 19:00~7:00))

c. 時間別平均排出量

$$Q_t = V_w \times \frac{1}{3600} \times \frac{1}{1000} \times \sum_{i=1}^2 (N_{it} \times E_i)$$

[記号]

- Q_t : 時間別平均排出量 (ml/m・秒又はmg/m・秒)
 E_i : 車種別排出係数 (g/km・台)
 N_{it} : 車種別時間別交通量 (台/時)
 V_w : 換算係数 (ml/g 又はmg/g)

$$\left. \begin{array}{l} \text{窒素酸化物: } 20^{\circ}\text{C, 1気圧で } 523 \text{ ml/g} \\ \text{浮遊粒子状物質: } 1,000 \text{ mg/g} \end{array} \right\}$$

d. 重合計算式

$$Ca = \frac{\sum_{t=1}^{24} C_{at}}{24}$$

$$C_{at} = \left[\sum_{s=1}^{16} \{ (R_{ws}/u_{wts}) \times f_{wts} \} + R_{cdn} \times f_{ct} \right] Q_t$$

[記号]

- Ca : 年平均濃度 (ppm又はmg/m³)
 C_{at} : 時刻tにおける年平均濃度 (ppm又はmg/m³)
 R_{ws} : プルーム式により求められた風向別基準濃度 (m⁻¹)
 f_{wts} : 年平均時間別風向出現割合
 u_{wts} : 年平均時間別風向別平均風速 (m/秒)
 R_{cdn} : パフ式により求められた昼夜別基準濃度 (秒/m²)
 f_{ct} : 年平均時間別弱風時出現割合
 Q_t : 年平均時間別平均排出量 (ml/m・秒, mg/m・秒)
 なお、添字のsは風向 (16方位)、tは時間、dnは昼夜の別、wは有風時、cは弱風時を示す。

(ウ) 予測条件

a. 交通条件

予測に用いる交通量は、表 3-1-19(1)、(2)に示すとおりである。

一般交通量は現地調査結果の台数、将来交通量は一般交通量の台数と廃棄物運搬車両等の台数を合わせたものとした。

表 3-1-19(1) 予測に用いる交通量（地点1）

| 時間帯 | 一般交通量 | | | | | | 廃棄物運搬車両等 | | | | | | 将来交通量 | | | | | | |
|-------------|----------------|-----|-----|-------------------|-----|-----|----------------|----|----|-------------------|----|----|----------------|-----|-----|-------------------|-----|-----|---|
| | 計画地方面 (東行き) | | | ごみ処理施設方面 (西行き) | | | 計画地方面 (東行き) | | | ごみ処理施設方面 (西行き) | | | 計画地方面 (東行き) | | | ごみ処理施設方面 (西行き) | | | |
| | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | |
| 6:00～ 7:00 | 0 | 13 | 13 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 13 | 0 | 2 | 2 |
| 7:00～ 8:00 | 0 | 62 | 62 | 0 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 62 | 62 | 0 | 9 | 9 |
| 8:00～ 9:00 | 1 | 22 | 23 | 1 | 9 | 10 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 23 | 25 | 2 | 9 | 11 | |
| 9:00～10:00 | 4 | 10 | 14 | 2 | 10 | 12 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 5 | 10 | 15 | 3 | 10 | 13 | |
| 10:00～11:00 | 1 | 20 | 21 | 1 | 10 | 11 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 20 | 22 | 2 | 10 | 12 | |
| 11:00～12:00 | 1 | 6 | 7 | 0 | 5 | 5 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 6 | 8 | 1 | 5 | 6 | |
| 12:00～13:00 | 2 | 7 | 9 | 2 | 11 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 7 | 9 | 2 | 12 | 14 | |
| 13:00～14:00 | 4 | 8 | 12 | 2 | 11 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 8 | 12 | 2 | 11 | 13 | |
| 14:00～15:00 | 2 | 14 | 16 | 1 | 13 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 14 | 16 | 1 | 13 | 14 | |
| 15:00～16:00 | 1 | 8 | 9 | 1 | 14 | 15 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 8 | 10 | 2 | 14 | 16 | |
| 16:00～17:00 | 0 | 12 | 12 | 0 | 19 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 0 | 19 | 19 | |
| 17:00～18:00 | 0 | 12 | 12 | 0 | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 0 | 13 | 13 | |
| 18:00～19:00 | 0 | 10 | 10 | 0 | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 0 | 13 | 13 | |
| 19:00～20:00 | 0 | 3 | 3 | 0 | 11 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 11 | 11 | |
| 20:00～21:00 | 0 | 1 | 1 | 0 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 6 | 6 | |
| 21:00～22:00 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 22:00～23:00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | |
| 23:00～ 0:00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 0:00～ 1:00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 1:00～ 2:00 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | |
| 2:00～ 3:00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 3:00～ 4:00 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 4:00～ 5:00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 5:00～ 6:00 | 0 | 4 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 0 | 2 | 2 | |
| 合計 | 16 | 216 | 232 | 10 | 159 | 169 | 5 | 1 | 6 | 5 | 1 | 6 | 21 | 217 | 238 | 15 | 160 | 175 | |

表 3-1-19(2) 予測に用いる交通量（地点2）

| 時間帯 | 一般交通量 | | | | | | 廃棄物運搬車両等 | | | | | | 将来交通量 | | | | | |
|-------------|----------------|-------|-------|-------------------|-------|-------|----------------|----|----|-------------------|----|----|----------------|-------|-------|-------------------|-------|-------|
| | 計画地方面 (北行き) | | | ごみ処理施設方面 (南行き) | | | 計画地方面 (北行き) | | | ごみ処理施設方面 (南行き) | | | 計画地方面 (北行き) | | | ごみ処理施設方面 (南行き) | | |
| | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 |
| 6:00～ 7:00 | 3 | 189 | 192 | 4 | 63 | 67 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 189 | 192 | 4 | 63 | 67 |
| 7:00～ 8:00 | 6 | 375 | 381 | 4 | 150 | 154 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 375 | 381 | 4 | 150 | 154 |
| 8:00～ 9:00 | 11 | 292 | 303 | 10 | 154 | 164 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 12 | 293 | 305 | 11 | 154 | 165 |
| 9:00～10:00 | 16 | 300 | 316 | 15 | 160 | 175 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 17 | 300 | 317 | 16 | 160 | 176 |
| 10:00～11:00 | 12 | 104 | 116 | 16 | 150 | 166 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 13 | 104 | 117 | 17 | 150 | 167 |
| 11:00～12:00 | 11 | 146 | 157 | 11 | 159 | 170 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 12 | 146 | 158 | 12 | 159 | 171 |
| 12:00～13:00 | 11 | 135 | 146 | 13 | 176 | 189 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 11 | 135 | 146 | 13 | 177 | 190 |
| 13:00～14:00 | 15 | 168 | 183 | 20 | 191 | 211 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 168 | 183 | 20 | 191 | 211 |
| 14:00～15:00 | 20 | 162 | 182 | 18 | 172 | 190 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | 162 | 182 | 18 | 172 | 190 |
| 15:00～16:00 | 17 | 173 | 190 | 13 | 221 | 234 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 18 | 173 | 191 | 14 | 221 | 235 |
| 16:00～17:00 | 8 | 181 | 189 | 12 | 217 | 229 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 181 | 189 | 12 | 217 | 229 |
| 17:00～18:00 | 6 | 201 | 207 | 6 | 300 | 306 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 201 | 207 | 6 | 300 | 306 |
| 18:00～19:00 | 1 | 126 | 127 | 1 | 326 | 327 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 126 | 127 | 1 | 326 | 327 |
| 19:00～20:00 | 1 | 93 | 94 | 0 | 249 | 249 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 93 | 94 | 0 | 249 | 249 |
| 20:00～21:00 | 0 | 51 | 51 | 1 | 129 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 51 | 51 | 1 | 129 | 130 |
| 21:00～22:00 | 0 | 42 | 42 | 0 | 105 | 105 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 42 | 42 | 0 | 105 | 105 |
| 22:00～23:00 | 0 | 21 | 21 | 0 | 47 | 47 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 21 | 0 | 47 | 47 |
| 23:00～ 0:00 | 0 | 12 | 12 | 1 | 39 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 1 | 39 | 40 |
| 0:00～ 1:00 | 0 | 9 | 9 | 0 | 16 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 9 | 0 | 16 | 16 |
| 1:00～ 2:00 | 0 | 5 | 5 | 0 | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 0 | 13 | 13 |
| 2:00～ 3:00 | 1 | 6 | 7 | 3 | 7 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | 7 | 3 | 7 | 10 |
| 3:00～ 4:00 | 1 | 7 | 8 | 0 | 8 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 | 8 | 0 | 8 | 8 |
| 4:00～ 5:00 | 2 | 25 | 27 | 1 | 15 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 25 | 27 | 1 | 15 | 16 |
| 5:00～ 6:00 | 1 | 79 | 80 | 1 | 31 | 32 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 79 | 80 | 1 | 31 | 32 |
| 合計 | 143 | 2,902 | 3,045 | 150 | 3,098 | 3,248 | 5 | 1 | 6 | 5 | 1 | 6 | 148 | 2,903 | 3,051 | 155 | 3,099 | 3,254 |

b. 道路条件、排出源位置

予測地点の道路条件、排出源位置は、図 3-1-10 に示すとおりである。また、排出源位置は、車道部（側帯を含む）の道路中心より 1m の高さとし、予測高さは地上 1.5m とした。点煙源は、図 3-1-11 に示すとおり車道部の中央部予測断面を中心に前後合わせて 400m の区間に配置した。

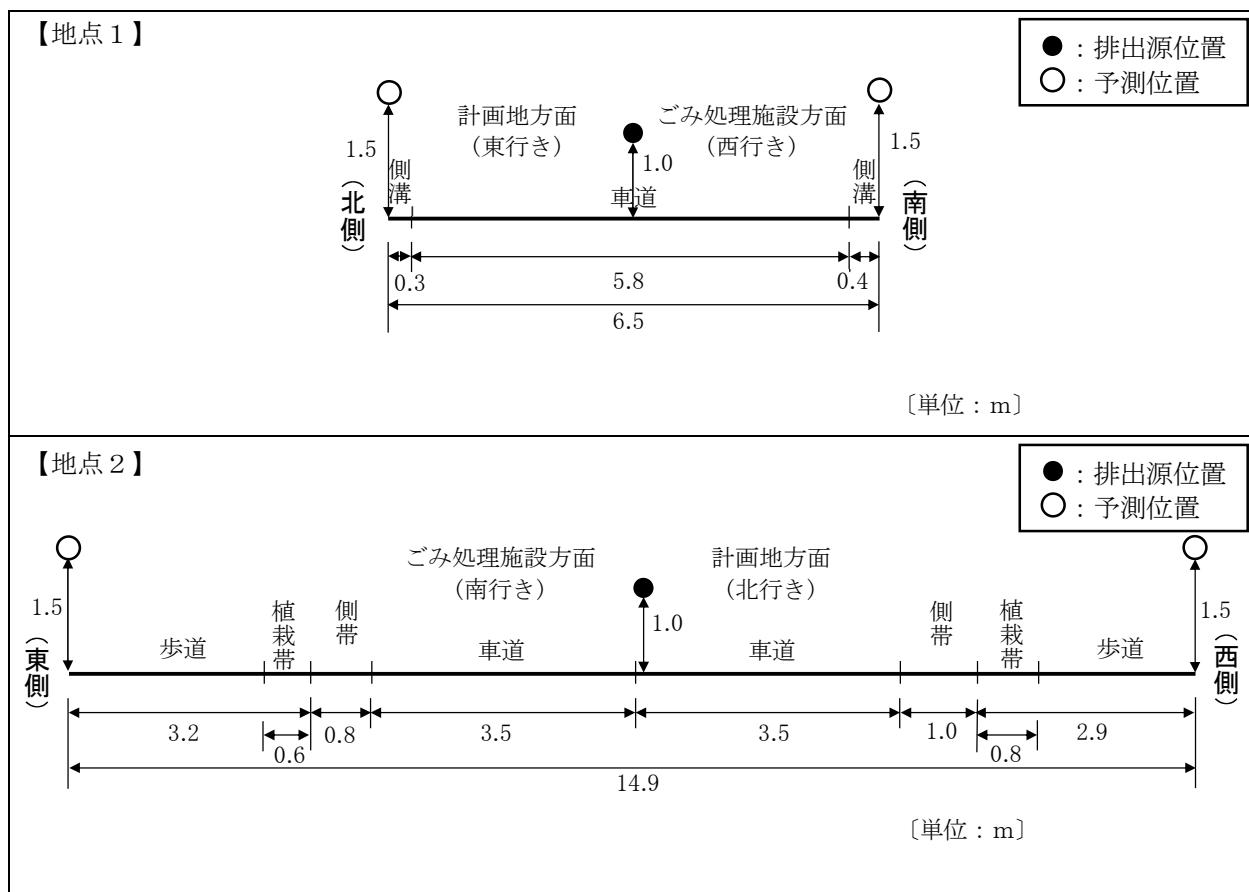


図 3-1-10 予測地点の道路条件及び排出源位置

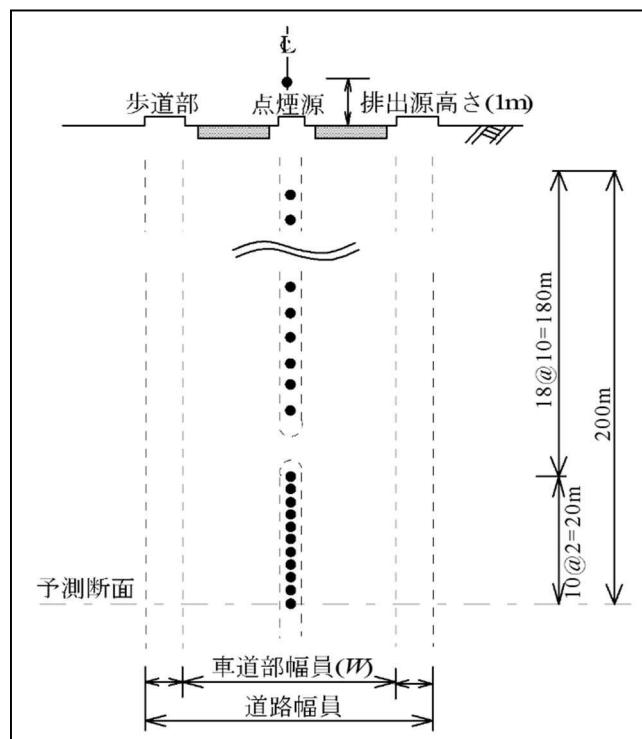


図 3-1-11 点煙源の配置

c. 汚染物質排出量

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の予測対象時期における車種別排出係数は、「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料）に基づき、表 3-1-20 に示すとおり設定した。

走行速度は、現地調査結果とし、安全側の観点から平均速度が遅い方向の走行速度を設定した。また、走行速度に対応する排出係数は近似式により設定した。

表 3-1-20 車種別排出係数

| 車種 | 調査地点 | 走行速度 (km/時) | 排出係数 (g / (km・台)) | |
|-----|------|----------------|-------------------|----------|
| | | | 窒素酸化物 | 浮遊粒子状物質 |
| 大型車 | 地点 1 | 31 | 0.537243 | 0.008594 |
| | 地点 2 | 49 | 0.365527 | 0.005887 |
| 小型車 | 地点 1 | 31 | 0.059282 | 0.000858 |
| | 地点 2 | 49 | 0.042183 | 0.000386 |

注) 排出係数は、2010 年から 5 年ごとの値が設定されており、事業計画から令和 7 年（2025 年）の値とした。

d. 気象条件

風向は、蒲郡地域気象観測所における令和 6 年の 1 年間の地上気象調査結果に基づく風向を用いた。風速は、蒲郡気象観測所における 1 年間の地上気象調査結果を以下に示すべき乗則により、地上高 1m の風速に補正して用いた。べき指数 P は、郊外の値 (1/5) を用いた。

$$U = U_0 \cdot (H/H_0)^P$$

[記号]

U : 高さ Hm における推計風速 (m/秒)

U₀ : 基準高さ H₀ の風速 (m/秒)

H : 排出源の高さ (m)

H₀ : 基準とする高さ (測定高さ = 10m)

P : べき指数

e. 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は「国土技術政策総合研究所資料第 714 号 道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月 国土交通省国土技術政策総合研究所）に示される次式を用いた。

$$[\text{NO}_2]_R = 0.0714 [\text{NO}_x]_R^{0.438} (1 - [\text{NO}_x]_{\text{BG}} / [\text{NO}_x]_T)^{0.801}$$

[記号]

- $[\text{NO}_x]_R$: 窒素酸化物の対象道路の付加濃度 (ppm)
- $[\text{NO}_2]_R$: 二酸化窒素の対象道路の付加濃度 (ppm)
- $[\text{NO}_x]_{\text{BG}}$: 窒素酸化物のバックグラウンド濃度 (ppm)
- $[\text{NO}_x]_T$: 窒素酸化物のバックグラウンド濃度と対象道路の付加濃度の合計値 (ppm)
 $([\text{NO}_x]_T = [\text{NO}_x]_R + [\text{NO}_x]_{\text{BG}})$

f. バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、蒲郡市御幸町一般環境大気測定局における令和6年度の調査結果として、表3-1-21に示すとおりとした。

表 3-1-21 バックグラウンド濃度

| 項目 | 二酸化窒素 (ppm) | 窒素酸化物 (ppm) | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) |
|------------|----------------|----------------|---------------------------------|
| バックグラウンド濃度 | 0.006 | 0.007 | 0.014 |

g. 日平均値の年間98%値又は2%除外値への変換

環境基準と比較するために、二酸化窒素については年平均値から日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質については年平均値から日平均値の2%除外値への換算を行った。

換算式は「国土技術政策総合研究所資料第714号 道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所)に示される次式を用いた。

【二酸化窒素(年間98%値)】

$$\begin{aligned} \text{年間98%値} &= a([\text{NO}_2]_{\text{BG}} + [\text{NO}_2]_R) + b \\ a &= 1.34 + 0.11 \cdot \exp(-[\text{NO}_2]_R / [\text{NO}_2]_{\text{BG}}) \\ b &= 0.0070 - 0.0012 \cdot \exp(-[\text{NO}_2]_R / [\text{NO}_2]_{\text{BG}}) \end{aligned}$$

【浮遊粒子状物質(年間2%除外値)】

$$\begin{aligned} \text{年間2%除外値} &= a([\text{SPM}]_{\text{BG}} + [\text{SPM}]_R) + b \\ a &= 1.71 + 0.37 \cdot \exp(-[\text{SPM}]_R / [\text{SPM}]_{\text{BG}}) \\ b &= -0.0063 + 0.0014 \cdot \exp(-[\text{SPM}]_R / [\text{SPM}]_{\text{BG}}) \end{aligned}$$

[記号]

- $[\text{NO}_2]_R$: 二酸化窒素の道路付加濃度の年平均値 (ppm)
- $[\text{NO}_2]_{\text{BG}}$: 二酸化窒素のバックグラウンド濃度の年平均値 (ppm)
- $[\text{SPM}]_R$: 浮遊粒子状物質の道路付加濃度の年平均値 (mg/m³)
- $[\text{SPM}]_{\text{BG}}$: 浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度の年平均値 (mg/m³)

才 予測結果

(ア) 年平均値

年平均値の予測結果は、表 3-1-22 に示すとおりである。

将来濃度は、二酸化窒素が 0.006022～0.006240 ppm、浮遊粒子状物質が 0.014002～0.014009 mg/m³ となる。

表 3-1-22 大気質の予測結果（年平均値）

| 項目 | 予測地点 | | 廃棄物運搬車両付加濃度(A) | 一般車両寄与濃度(B) | バックグラウンド濃度(C) | 将来濃度(A+B+C) | 寄与率(A/(A+B+C) × 100) |
|-----------------------------|------|----|----------------|-------------|---------------|-------------|----------------------|
| 二酸化窒素(ppm) | 地点 1 | 南側 | 0.000003 | 0.000019 | 0.006 | 0.006022 | 0.05% |
| | | 北側 | 0.000005 | 0.000024 | 0.006 | 0.006029 | 0.08% |
| | 地点 2 | 西側 | 0.000002 | 0.000188 | 0.006 | 0.006190 | 0.03% |
| | | 東側 | 0.000003 | 0.000237 | 0.006 | 0.006240 | 0.04% |
| 浮遊粒子状物質(mg/m ³) | 地点 1 | 南側 | 0.000000 | 0.000002 | 0.014 | 0.014002 | 0.002% |
| | | 北側 | 0.000000 | 0.000002 | 0.014 | 0.014002 | 0.002% |
| | 地点 2 | 西側 | 0.000000 | 0.000007 | 0.014 | 0.014007 | 0.001% |
| | | 東側 | 0.000000 | 0.000009 | 0.014 | 0.014009 | 0.001% |

(イ) 日平均値の年間 98% 値又は 2 % 除外値

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の日平均値の年間 98% 値又は 2 % 除外値は、表 3-1-23 に示すとおりである。

二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値は 0.017 ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2 % 除外値は 0.037 mg/m³ となり、ともに環境基準を満足する。

表 3-1-23 大気質の予測結果（年間 98% 値又は 2 % 除外値）

| 項目 | 予測地点 | | 将来濃度(年平均値) | 日平均値の年間98%値又は2%除外値 | 環境基準 |
|-----------------------------|------|----|------------|--------------------|-----------------------------------|
| 二酸化窒素(ppm) | 地点 1 | 南側 | 0.006022 | 0.017 | 1 時間値の日平均値が 0.04～0.06 のゾーン内又はそれ以下 |
| | | 北側 | 0.006029 | 0.017 | |
| | 地点 2 | 西側 | 0.006190 | 0.017 | |
| | | 東側 | 0.006240 | 0.017 | |
| 浮遊粒子状物質(mg/m ³) | 地点 1 | 南側 | 0.014002 | 0.037 | 1 時間値の日平均値が 0.10 以下 |
| | | 北側 | 0.014002 | 0.037 | |
| | 地点 2 | 西側 | 0.014007 | 0.037 | |
| | | 東側 | 0.014009 | 0.037 | |

(3) 影響の分析

1) 埋立作業による影響

ア 影響の分析方法

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

埋立作業に伴う粉じんの影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

イ 影響の分析結果

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

本事業では、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・散水を実施して粉じんの飛散を防止する。
- ・廃棄物の性状に応じて即日覆土を実施して粉じんの飛散を防止する。

以上のことから、事業に係る環境影響が回避されているものと評価する。

2) 廃棄物運搬車両の走行による影響

ア 影響の分析方法

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

廃棄物運搬車両の走行に伴う影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

予測結果について、環境保全目標として設定した表 3-1-24 に示す環境基準との整合が図られているかどうかについて評価した。

表 3-1-24 大気質に係る環境保全目標

| 項目 | 環境保全目標 | 設定根拠 |
|---------|--------------------------------------|----------------------|
| 二酸化窒素 | 1 時間値の日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下 | 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準 |
| 浮遊粒子状物質 | 1 時間値の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下 | |

イ 影響の分析結果

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

本事業では、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブに努める。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質の予測結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値が 0.017ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2 % 除外値が 0.037mg/m³ となり、環境保全目標を満足することから環境保全目標との整合が図られているものと評価する。

3-2 騒音

(1) 現況把握

1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3-2-1に示すとおりである。

表 3-2-1 現況把握項目

| 分類 | 現況把握項目 |
|--------|------------------------------|
| 騒音の状況 | 環境騒音（騒音レベル） 道路沿道騒音（騒音レベル） |
| 交通量の状況 | 自動車交通量 |
| その他 | 土地利用、人家等、主要な発生源、関係法令等 |

2) 現況把握方法

ア 騒音の状況

騒音の状況は、既存資料調査及び現地調査により把握した。

(ア) 既存資料調査

a. 調査地点

調査地点は図 3-2-1 に示すとおりである。

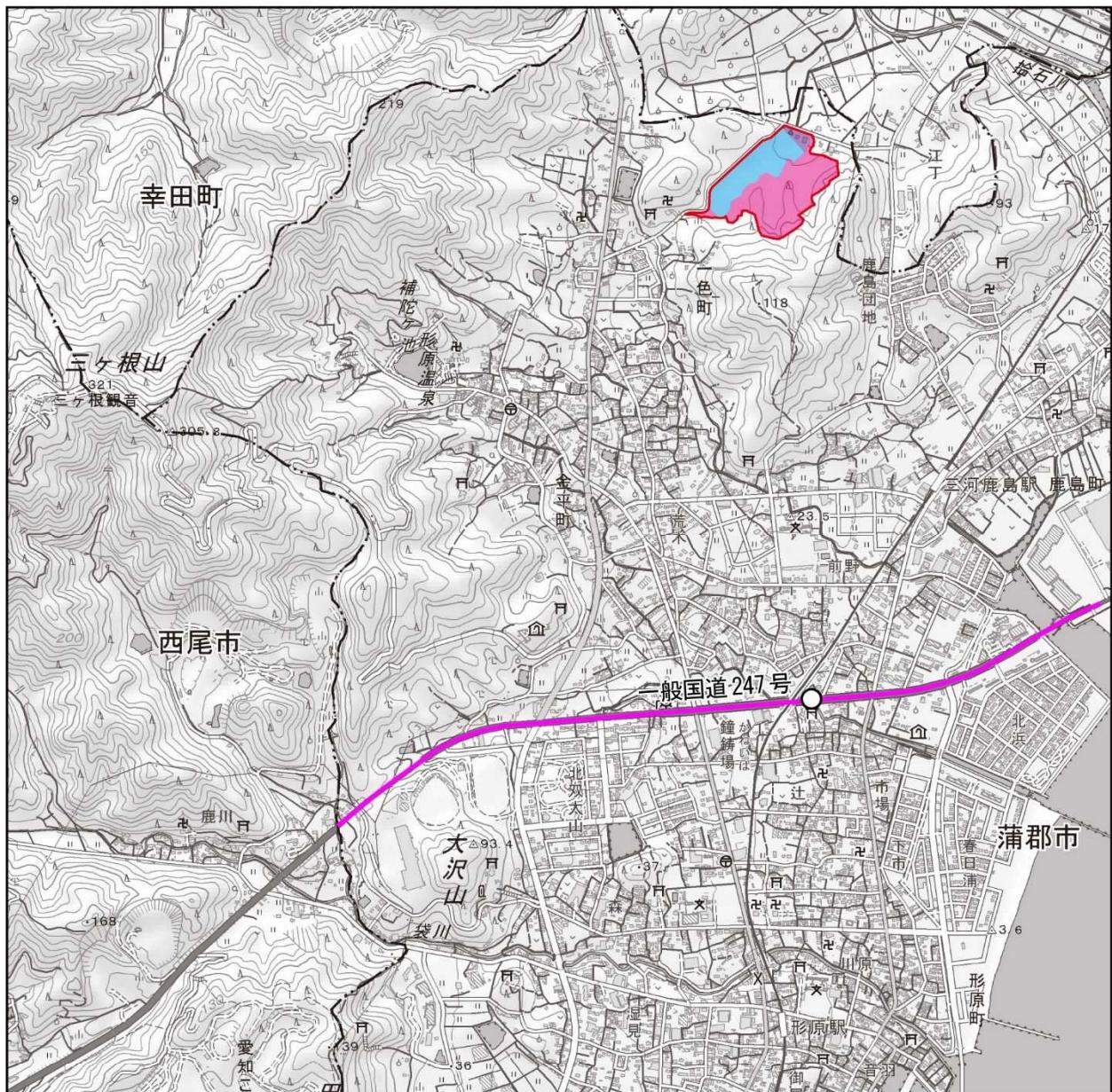
b. 調査時期

調査時期は、収集資料の最新の時期とした。

c. 調査方法

以下の既存資料を収集整理することにより把握した。

- ・「2024 年度 交通騒音・振動調査結果 資料集」（愛知県）



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 自動車騒音調査地点
- 評価区間



1:20,000

0 200m 400m 800m

出典：「2024年度 交通騒音・振動調査結果 資料集」（愛知県）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-2-1 交通量調査地点（既存資料）

(イ) 現地調査

a. 調査地点

調査地点は、環境騒音は計画地内の地点、道路沿道騒音は廃棄物運搬車両等の走行ルート沿道の地点として表 3-2-2 及び図 3-2-2(1)、(2)に示す地点とした。

表 3-2-2 騒音調査地点

| 地点名 | | 調査項目 |
|------|---------------|--------|
| 地点A | 計画地敷地境界付近(北側) | 環境騒音 |
| 地点B | 計画地敷地境界付近(東側) | 環境騒音 |
| 地点C | 計画地敷地境界付近(南側) | 環境騒音 |
| 地点D | 最寄り住居付近 | 環境騒音 |
| 地点E | 計画地敷地境界付近(西側) | 環境騒音 |
| 地点 1 | 搬入道路沿道 | 道路沿道騒音 |
| 地点 2 | 搬入道路沿道 | 道路沿道騒音 |

b. 調査時期

調査時期は、表 3-2-3 に示すとおりとした。

表 3-2-3 調査時期

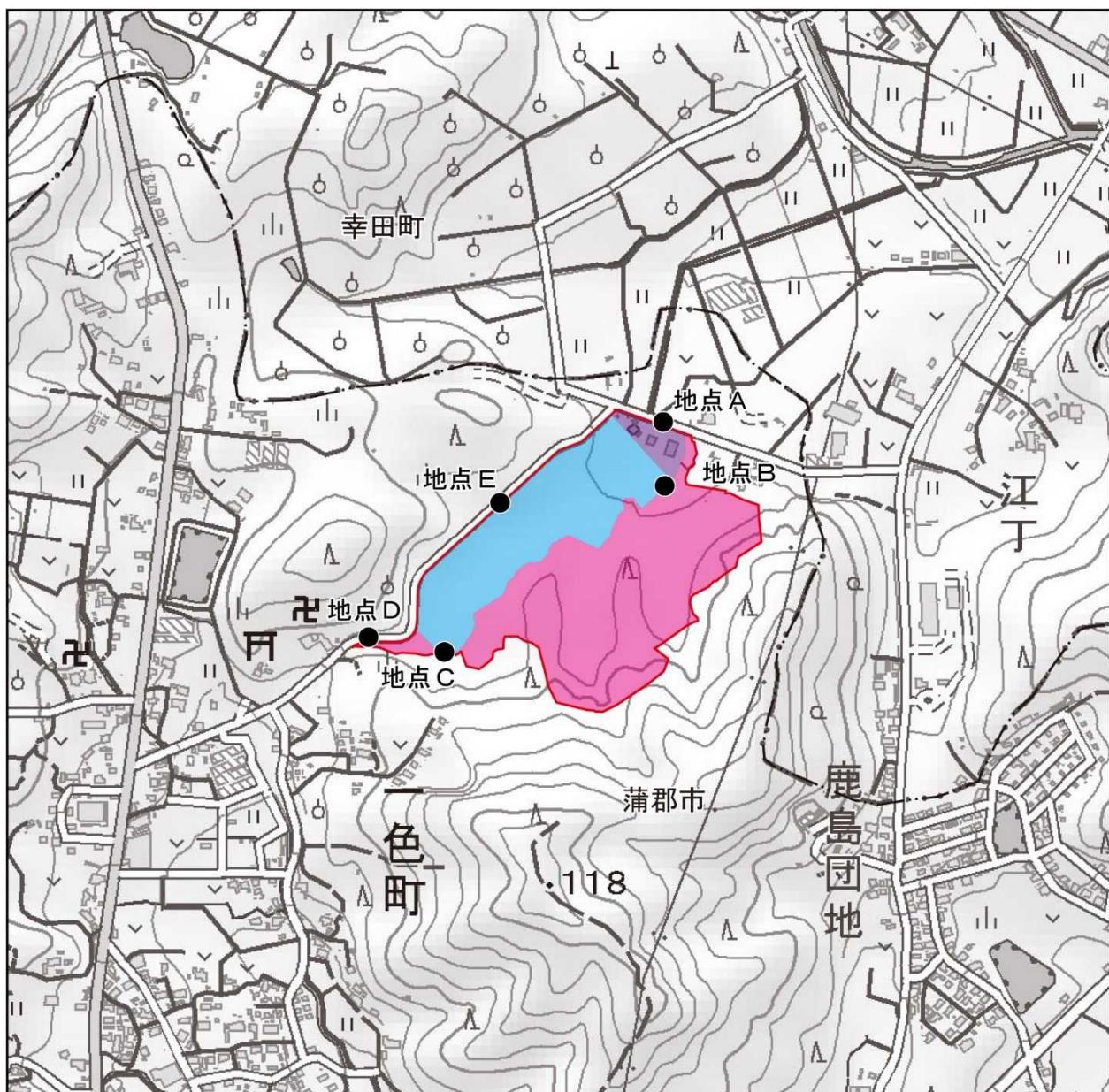
| 調査項目 | | 調査時期 |
|------|------|-----------------------------|
| 騒音 | 環境 | 令和7年5月15日（木）12時～5月16日（金）12時 |
| | 道路沿道 | 令和7年5月20日（火）12時～5月21日（水）12時 |

c. 調査方法

調査方法は、表 3-2-4 に示すとおりとした。

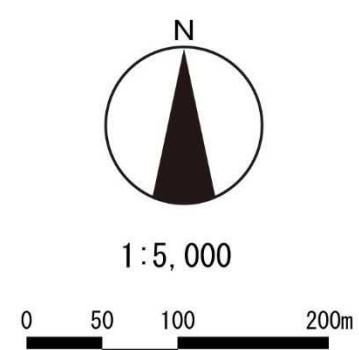
表 3-2-4 測定方法

| 調査項目 | 測定方法 |
|-------|---|
| 騒音レベル | 計量法第71条の条件に合格した「普通騒音計」を使用して JIS Z 8731 「環境騒音の表示・測定方法」に準拠し測定する。マイクロホンを地上高 1.2mに設置し、騒音計の周波数重み特性をA特性に、時間重み特性をF(FAST)に設定して連続測定する。 |



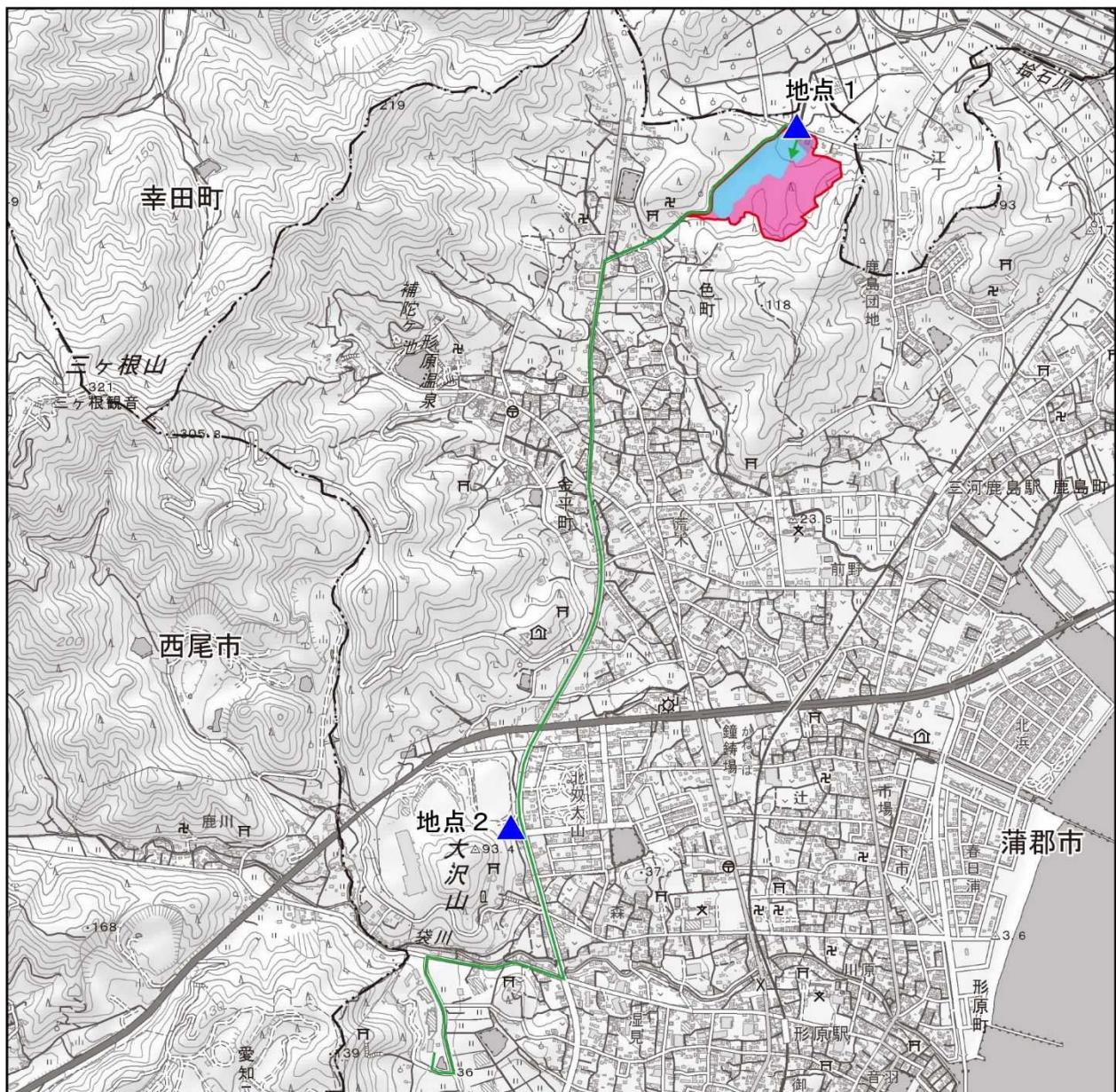
凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 環境騒音・振動調査地点



この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-2-2(1) 騒音量調査地点（環境）



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- ▲ 道路沿道騒音・振動、交通量調査地点
- 廃棄物運搬車両走行ルート



1:20,000

0 200m 400m 800m

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-2-2 (2) 騒音、交通量調査地点（道路沿道）

イ 交通量の状況

交通量の状況は、既存資料調査及び現地調査により把握した。現況把握方法は、「3-1 (1) 2) ウ 交通量の状況」に示したとおりである。

ウ その他

その他の現況は、既存資料調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 調査時期

各項目における最新データを基本とした。

(ウ) 調査方法

地形図、都市計画図、関係法令等の既存資料を収集整理することにより把握した。

3) 現況把握の結果

ア 騒音の状況

(ア) 既存資料調査

計画地周辺の 2024 年度における自動車騒音（環境基準関係）の測定結果は表 3-2-5(1) に、自動車騒音（要請限度関係）の測定結果は表 3-2-5(2) に示すとおりである。

蒲郡市形原市場における環境基準達成率は 100% となっている。また、蒲郡市形原市場における昼間の騒音レベルは 65 デシベル、夜間の騒音レベルは 56 デシベルとなっており、要請限度を下回っている。

表 3-2-5(1) 自動車騒音（環境基準関係）の測定結果（令和 6 年度）

| 道路名 | 測定地点 | 評価区間の住所 | 等価騒音レベル (デシベル) | | 評価区間の延長 (km) | 環境基準達成率 (%) | | |
|----------|---------|-----------------------|-------------------|----|-----------------|----------------|-----|-----|
| | | | 昼間 | 夜間 | | 昼間 | 夜間 | 昼夜 |
| 一般国道247号 | 蒲郡市形原市場 | 蒲郡市形原町 ↓ 蒲郡市竹谷町 | 65 | 57 | 2.9 | 100 | 100 | 100 |

注) 昼間の時間区分は 6:00～22:00、夜間の時間区分は 22:00～6:00 である。

出典) 「2024 年度 交通騒音・振動調査結果 資料集」(愛知県)

表 3-2-5(2) 自動車騒音（要請限度関係）の測定結果（令和 6 年度）

| 道路名 | 測定地点 | 等価騒音レベル (デシベル) | | 要請限度 (デシベル) | |
|----------|---------|-------------------|----|----------------|----|
| | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 一般国道247号 | 蒲郡市形原市場 | 65 | 56 | 75 | 70 |

注) 昼間の時間区分は 6:00～22:00、夜間の時間区分は 22:00～6:00 である。

出典) 「2024 年度 交通騒音・振動調査結果 資料集」(愛知県)

(イ) 現地調査

a. 環境騒音

環境騒音の調査結果は、表 3-2-6(1)、(2)に示すとおりである。調査地点の等価騒音レベル (L_{Aeq}) をみると、昼間で 44~52 デシベル、夜間で 42~47 デシベルとなっていた。時間率騒音レベル (L_{A5}) については、朝で 31~56 デシベル、昼間で 31~54 デシベル、夕で 34~55 デシベル、夜間で 31~50 デシベルとなっていた。

表 3-2-6(1) 環境騒音調査結果 (等価騒音レベル (L_{Aeq}))

単位: デシベル

| 調査地点 | 等価騒音レベル (L_{Aeq}) | | 環境基準 (類型B) |
|------|-----------------------|-----------------|------------------|
| | 昼 間 (6~22 時) | 夜 間 (22~6 時) | |
| 地点A | 52 | 46 | 昼間: 55 夜間: 45 |
| 地点B | 46 | 42 | |
| 地点C | 49 | 47 | |
| 地点D | 44 | 42 | |
| 地点E | 46 | 46 | |

注 1) L_{Aeq} の時間区分は環境基準の区分とした。

注 2) 計画地の地域類型は、類型Bが適用される。

注 3)  は、環境基準を超過していることを示す。

表 3-2-6(2) 環境騒音調査結果 (時間率騒音レベル (L_{A5}))

単位: デシベル

| 調査地点 | 項目 | 時間率騒音レベル | | | |
|------|-----------|--------------|---------------|---------------|----------------|
| | | 平日 | | | |
| | | 朝 (6~8 時) | 昼間 (8~19時) | 夕 (19~22時) | 夜間 (22~6 時) |
| 地点A | L_{A5} | 45 | 54 | 55 | 49 |
| | L_{A50} | 38 | 41 | 49 | 44 |
| | L_{A95} | 34 | 35 | 42 | 40 |
| 地点B | L_{A5} | 51 | 51 | 49 | 45 |
| | L_{A50} | 37 | 37 | 44 | 38 |
| | L_{A95} | 31 | 31 | 37 | 34 |
| 地点C | L_{A5} | 56 | 53 | 52 | 50 |
| | L_{A50} | 44 | 40 | 47 | 44 |
| | L_{A95} | 38 | 33 | 44 | 38 |
| 地点D | L_{A5} | 50 | 49 | 47 | 44 |
| | L_{A50} | 39 | 39 | 41 | 37 |
| | L_{A95} | 33 | 34 | 34 | 31 |
| 地点E | L_{A5} | 54 | 49 | 54 | 50 |
| | L_{A50} | 40 | 39 | 48 | 42 |
| | L_{A95} | 34 | 33 | 40 | 35 |

注) L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} の時間区分は騒音規制法の特定工場に係る規制基準の区分とした。

b. 道路沿道騒音

道路沿道騒音の調査結果は、表 3-2-7 に示すとおりである。調査地点の昼間の等価騒音レベル (L_{Aeq}) をみると、地点 1 で 56 デシベル、地点 2 で 60 デシベルとなっていた。

表 3-2-7 道路沿道騒音調査結果（等価騒音レベル (L_{Aeq})）

単位：デシベル

| 調査地点 | 等価騒音レベル (L_{Aeq}) | 環境基準 ^{注)} |
|------|-----------------------|--------------------|
| | 昼 間 (6 ~22 時) | 昼 間 (6 ~22 時) |
| 地点 1 | 56 | 65 |
| 地点 2 | 60 | 65 |

注 1) L_{Aeq} の時間区分は環境基準の区分とした。

注 2) 地点 1 は、用途地域の定めのない地域であり、参考として B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域を示している。地点 2 は第一種住居地域で B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域の基準を示している。

イ 交通量の状況

交通量の状況の調査結果は、「3-1 (1) 3) ウ 交通量の状況」に示したとおりである。

ウ その他

(ア) 土地利用

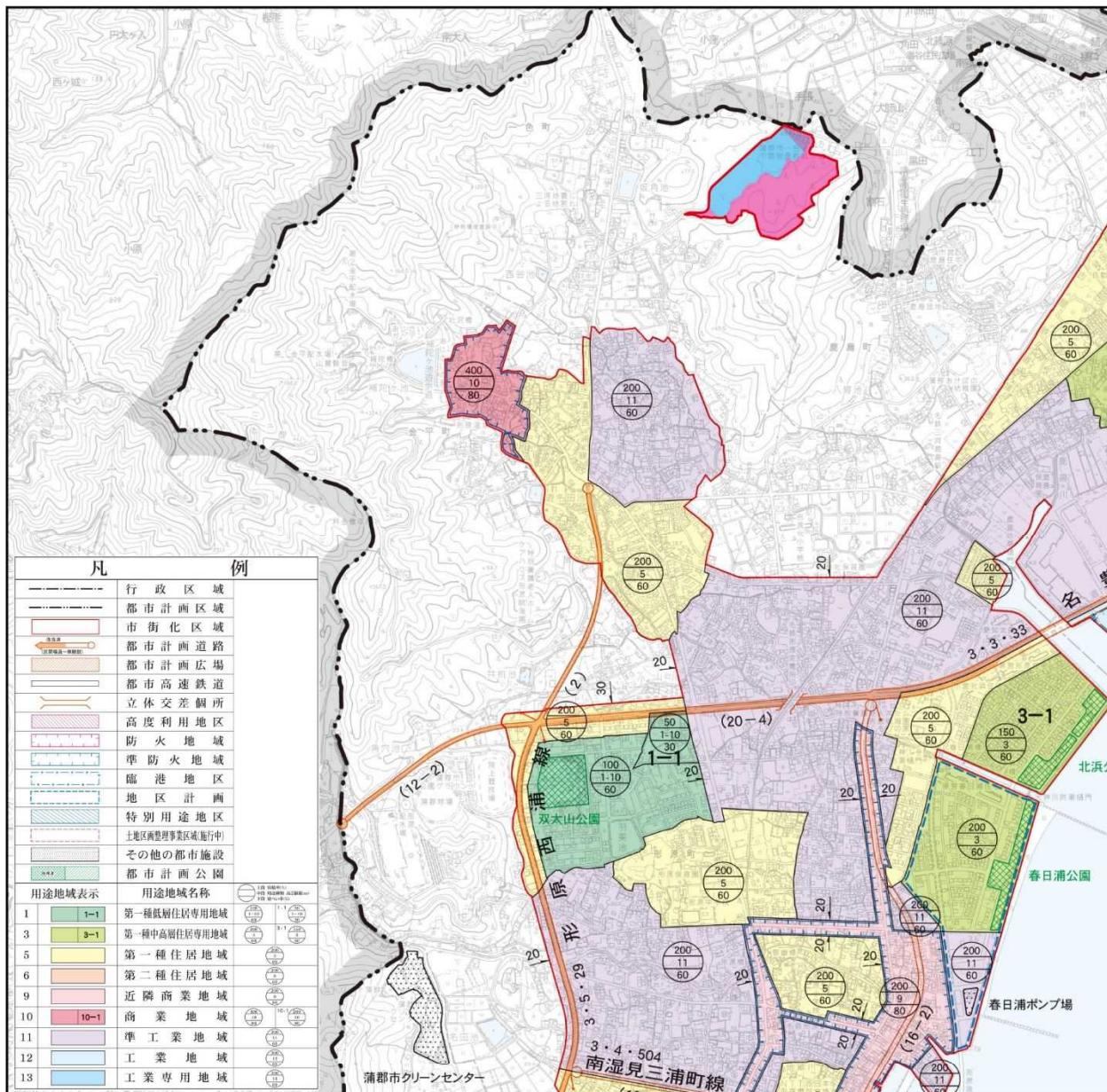
土地利用の調査結果は、「3-1 (1) 3) エ (ア) 土地利用」に示したとおりである。また、計画地周辺の用途地域は、図 3-2-3 に示すとおりである。計画地は都市計画区域で用途地域の定められていない地域となっている。計画地周辺では計画地南西側約 400m の地域が準工業地域に指定されている。

(イ) 人家等

人家等の調査結果は、「3-1 (1) 3) エ (イ) 人家等」に示したとおりである。

(ウ) 主要な発生源

計画地周辺地域の騒音に係る主要な発生源としては、工場などの施設はなく、深溝西浦線等を通行する道路交通があげられる。



(エ) 関係法令等

a. 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2-8(1)～(3)に示すとおり定められている。

計画地は都市計画区域で用途地域の定められていない地域となっているため、地域の類型Bの基準が適用される。

表 3-2-8(1) 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 時間の区分 | | 基準値 |
|-------|-------------------|-------------------|-----|
| | 昼 間 午前6時～午後10時 | 夜 間 午後10時～午前6時 | |
| AA | 50デシベル以下 | 40デシベル以下 | |
| A及びB | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 | |
| C | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 | |

※地域の類型 蒲郡市 AA：特に静穏を要する地域。蒲郡市には該当する地域はない。

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示64号）

「愛知県告示261号」（平成11年3月）

表 3-2-8(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

| 地域の区分 | 時間の区分 | | 基準値 |
|--|-------------------|-------------------|-----|
| | 昼 間 午前6時～午後10時 | 夜 間 午後10時～午前6時 | |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 | |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 | |

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-2-8(3)の基準による。

※地域の区分は表 3-2-8(1)の地域の類型と同様である。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示64号）

表 3-2-8(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

| 基 準 値 | |
|----------------|----------------|
| 昼 間 午前6時～午後10時 | 夜 間 午後10時～午前6時 |
| 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示64号）

b. 規制基準

(a) 工場等に係る規制基準

「騒音規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく工場等に係る規制基準は、表 3-2-9 に示すとおりである。計画地は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）の基準値が適用される。

表 3-2-9 工場等に係る騒音の規制基準

| 区域の区分 | 時間の区分 | 昼間 (8時～19時) | 朝・夕 (6時～8時、 19時～22時) | 夜間 (22時～6時) |
|---------------------------------|--------|----------------|----------------------------|----------------|
| 第1種低層住居専用地域 | 45デシベル | 40デシベル | 40デシベル | |
| 第1種中高層住居専用地域 | | | | |
| 第2種低層住居専用地域 | | | | |
| 第2種中高層住居専用地域 | | | | |
| 田園住居地域 | | | | |
| 第1種住居地域 | 50デシベル | 45デシベル | 40デシベル | |
| 第2種住居地域 | | | | |
| 準住居地域 | | | | |
| 近隣商業地域 | 65デシベル | 60デシベル | 50デシベル | |
| 商業地域 | | | | |
| 準工業地域 | | | | |
| 都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域） | 60デシベル | 55デシベル | 50デシベル | |
| 工業地域 | 70デシベル | 65デシベル | 60デシベル | |
| 工業専用地域 | 75デシベル | 75デシベル | 70デシベル | |
| 都市計画区域以外の地域 | 60デシベル | 55デシベル | 50デシベル | |

備考1 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）・都市計画区域以外の地域について、当該地域内の学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

備考2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「騒音規制法」（昭和43年6月 法律第98号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月）

(b) 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は、表 3-2-10 に示すとおりである。

表 3-2-10 自動車騒音に係る要請限度

| 区域の区分 | | 時間区分 | 1車線 | 2車線以上 | 幹線交通を担う道路に近接する区域 |
|-------|---|----------------|--------|--------|------------------------|
| a 区域 | 第1種低層住居専用地域 | 昼間 (6時～22時) | 65デシベル | 70デシベル | 昼間 75デシベル 夜間 70デシベル |
| | 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 | 夜間 (22時～6時) | 55デシベル | 65デシベル | |
| b 区域 | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域 | 昼間 (6時～22時) | 65デシベル | 75デシベル | 昼間 75デシベル 夜間 70デシベル |
| | | 夜間 (22時～6時) | 55デシベル | 70デシベル | |
| c 区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 | 昼間 (6時～22時) | 75デシベル | 75デシベル | 75デシベル |
| | | 夜間 (22時～6時) | 70デシベル | 70デシベル | |

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成12年総理府令第15号)
「愛知県告示第312号」(平成12年3月)

(2) 予測

1) 施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業による影響

ア 予測項目

予測項目は、施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業に伴う騒音の程度（騒音レベル）とした。

イ 予測地域及び地点

予測地域は、計画地の周辺とした。また、予測地点は、敷地境界の最大となる地点とした。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、施設（浸出水処理設備）及び埋立作業機械の稼働による影響が最大となる時期として、埋立面が貯留構造物と同等となる時期とした。

エ 予測方法

（ア） 予測手順

予測手順は、図 3-2-4 に示すとおりである。音の伝搬理論式により予測した。

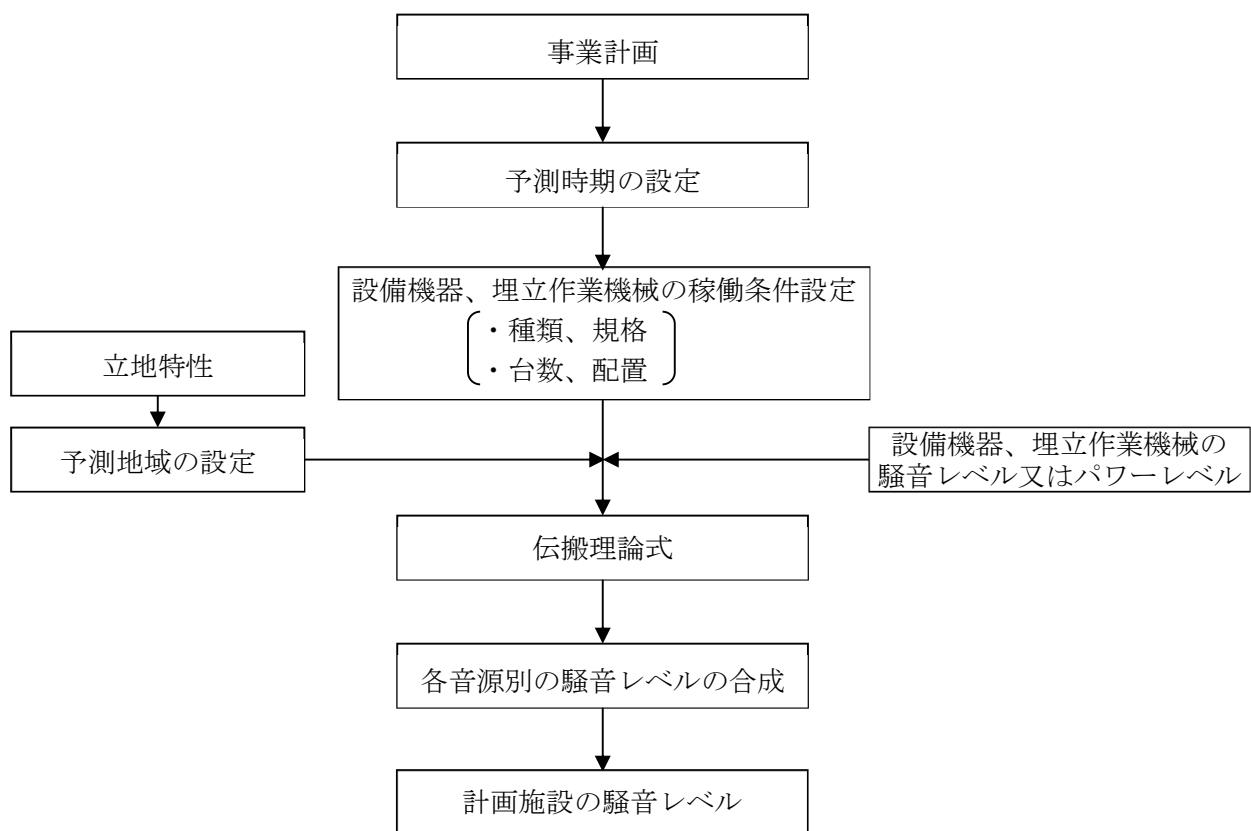


図 3-2-4 施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業による騒音の予測手順

(イ) 予測式

予測地点における騒音レベルは、次式により算出した。

$$L_{ri} = L_w - 8 - 20 \log_{10} r - TL$$

[記号]

- L_{ri} : 個別騒音源による予測地点での騒音レベル (デシベル)
 L_w : 個別騒音源のパワーレベル (デシベル)
 r : 音源から予測地点までの距離 (m)
 TL : 壁の透過損失 (デシベル)

また、騒音源のパワーレベルは次式により算出した。

$$L_w = L_{pA} + 8 + 20 \log_{10} r_1$$

[記号]

- L_w : 騒音源のパワーレベル (デシベル)
 L_{pA} : 騒音源の騒音レベル (デシベル)
 r_1 : 騒音源から測定地点までの距離 (m)

さらに、各騒音源から到達する騒音レベルを次式により合成し、予測値を算出した。

$$L = 10 \log_{10} \left[\sum_{i=1}^n 10^{\frac{L_{ri}}{10}} \right]$$

[記号]

- L : 予測地点の合成騒音レベル (デシベル)
 L_{ri} : 個別音源による予測地点での騒音レベル (デシベル)
 n : 音源の個数

(ウ) 予測条件

a. 予測時間帯

予測時間帯は、浸出水処理設備の機器の稼働する時間帯、埋立作業時間帯を考慮し、騒音に係る規制基準の昼間の時間区分（8時～19時）及び朝、夕、夜間（6時～8時、19時～22時、22時～翌6時）とした。

b. 設備機器及び埋立作業機械の音源条件

設備機器及び埋立作業機械の音源条件と配置は、表 3-2-11 及び図 3-2-5、図 3-2-6 に示すとおりである。

表 3-2-11 設備機器及び埋立作業機械の音源条件

| 区分 | 機械の種類 | 規格 | 稼働台数(台) | 騒音レベル ^{注)} (デシベル) | パワーレベル(デシベル) | 備考 |
|---------|---------|-------------------|---------|----------------------------|--------------|-----------------|
| 浸出水処理設備 | プロア | — | 10 | 78 | — | 24時間稼働 |
| | 脱水機 | — | 1 | 79 | — | 昼間稼働 |
| | コンプレッサー | — | 2 | 89 | — | 24時間稼働 |
| 埋立作業 | 油圧ショベル | 0.5m ³ | 1 | — | 101 | 作業時間帯 9時～12時 |
| | ホイルローダ | 1.3m ³ | 1 | — | 104 | |

注) 騒音レベルは機側1mの値である。

c. 壁等の条件

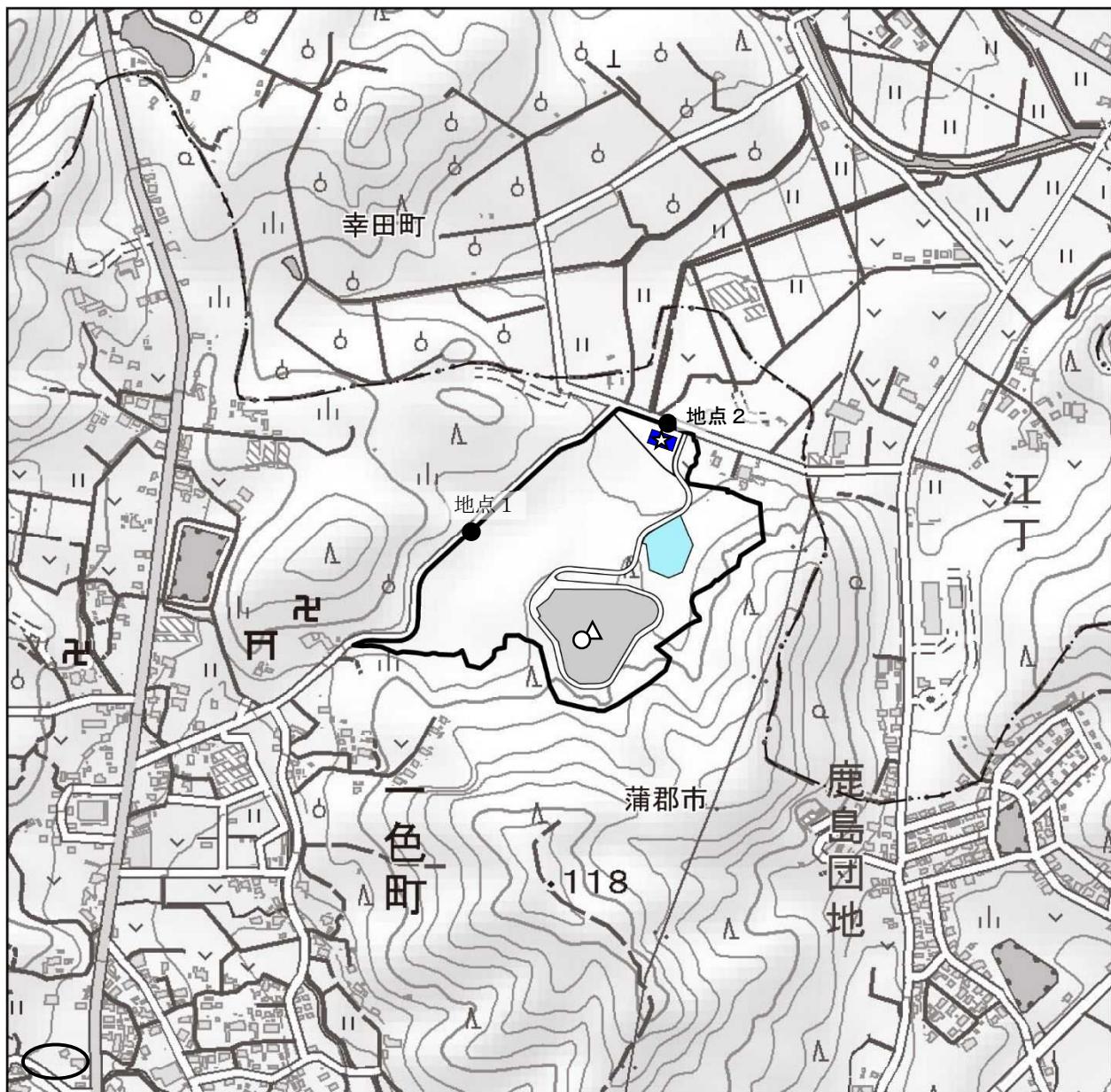
浸出水処理設備の建屋の外壁はALC(100mm)、内壁は石膏ボード(12mm)による構造を基本とした。透過損失はALCが29デシベル、石膏ボードが22デシベルと設定した。

d. 音源と予測地点の距離

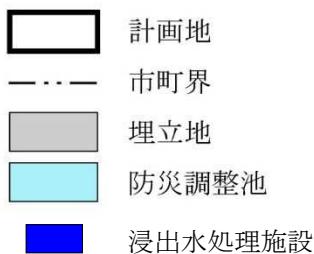
音源と予測地点の距離は、表 3-2-12 に示すとおりである。

表 3-2-12 音源と予測地点の距離

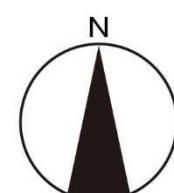
| 区分 | 機械の種類 | 予測地点との距離 (m) | |
|---------|---------|--------------|------|
| | | 地点 1 | 地点 2 |
| 浸出水処理設備 | プロア | 150 | 21 |
| | 脱水機 | 160 | 7 |
| | コンプレッサー | 150 | 21 |
| 埋立作業 | 油圧ショベル | 120 | 160 |
| | ホイルローダ | | |



凡 例



- ★ プロア (10台)、脱水機 (1台)、コンプレッサー (2台)
- 油圧ショベル (0.5m^3)
- △ ホイルローダ (1.3m^3)
- 予測地点

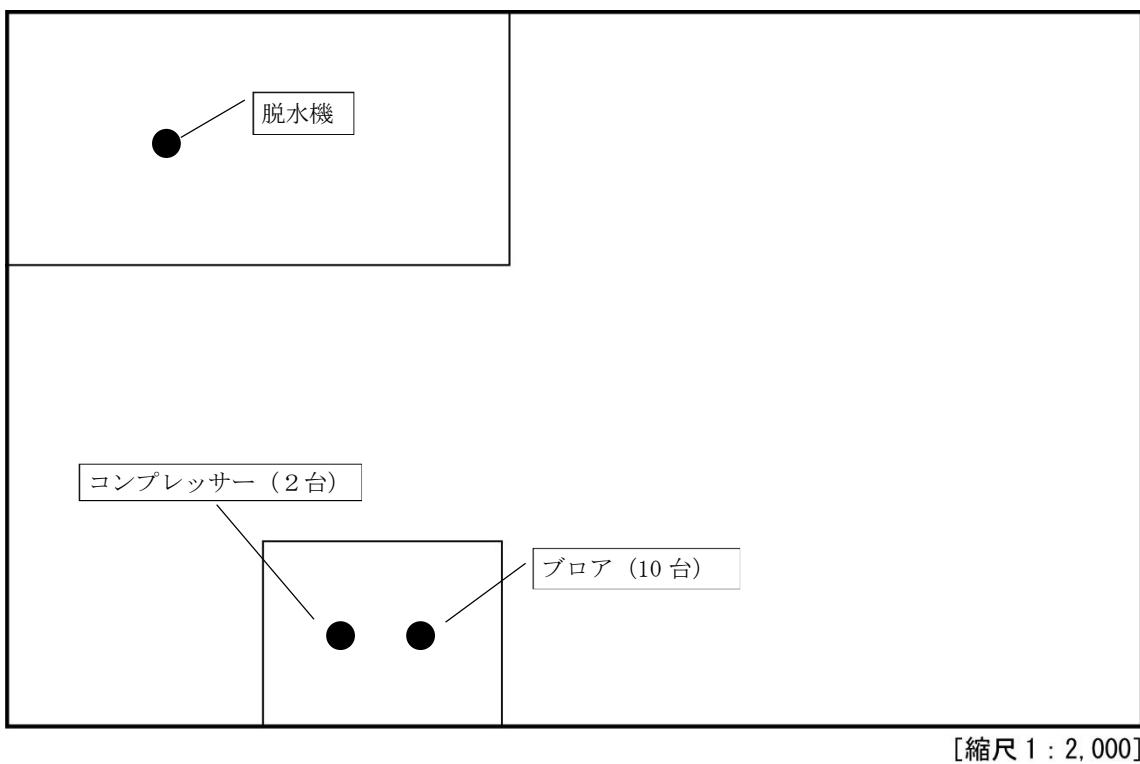


1:5,000

0 50 100 200m

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-2-5 騒音源の配置図



[縮尺 1 : 2,000]

図 3-2-6 浸出水処理施設の騒音源の配置図

オ 予測結果

施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業による騒音の予測結果は、表 3-2-13 に示すとおりである。

予測結果は、昼間は地点 1 で 56 デシベル、地点 2 で 33 デシベル、夜間は地点 1 で 20 デシベル、地点 2 で 16 デシベルである。したがって、昼間及び朝、昼、夜間の敷地境界における騒音レベルの最大値は、規制基準値を下回るものと予測する。

表 3-2-13 施設(浸出水処理設備)の稼働及び埋立作業による騒音の予測結果

| 予測地点 | | 予測結果 | | 規制基準 | 単位：デシベル |
|----------|------------|------|--------|----------------------------|---------|
| | | 昼間 | 朝、夕、夜間 | | |
| 予測地点の予測値 | 地点 1 (最大値) | 56 | 20 | 昼 間：60 朝・夕：55 夜 間：50 | |
| | 地点 2 | 33 | 16 | | |

注) 時間区分は次のとおり。

昼間：午前 8 時から午後 7 時まで、朝：午前 6 時から午前 8 時まで、
夕：午後 7 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

2) 廃棄物運搬車両の走行による影響

ア 予測項目

予測項目は、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の程度（騒音レベル）とした。

イ 予測地点

予測地点は、廃棄物運搬車両等の走行ルート沿道の現地調査地点2地点とした。予測地点を図3-2-8に示す。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、廃棄物運搬が定常的な状態となる時期とした。

エ 予測方法

(ア) 予測手順

廃棄物運搬車両の走行に係る騒音の予測手順は、図3-2-7に示すとおりである。

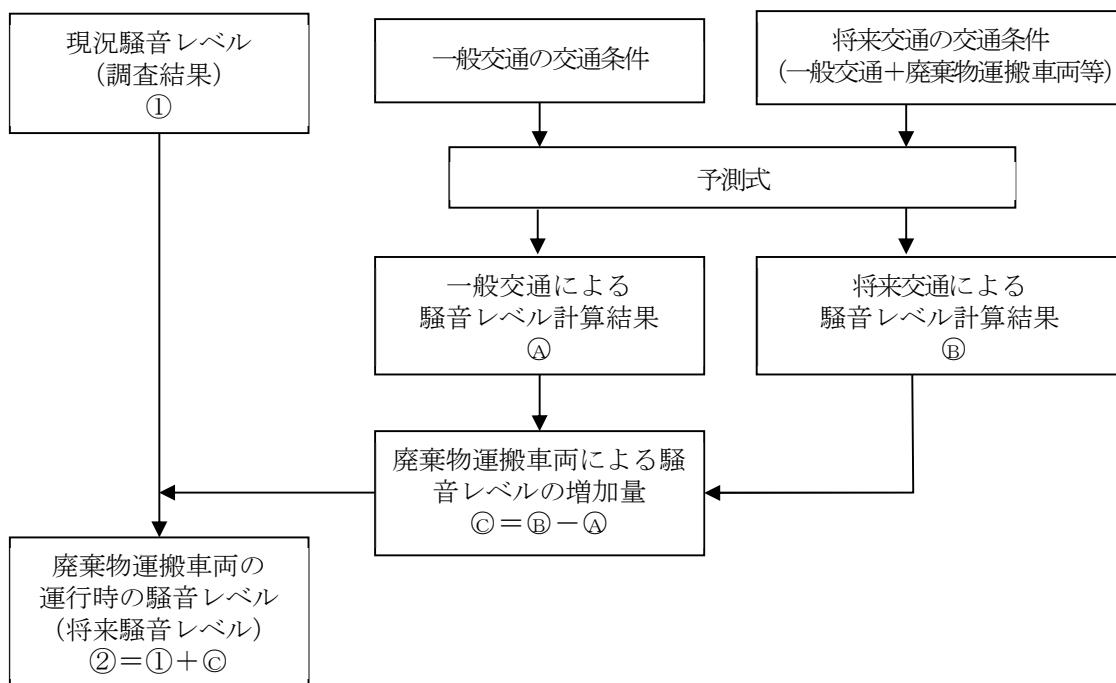
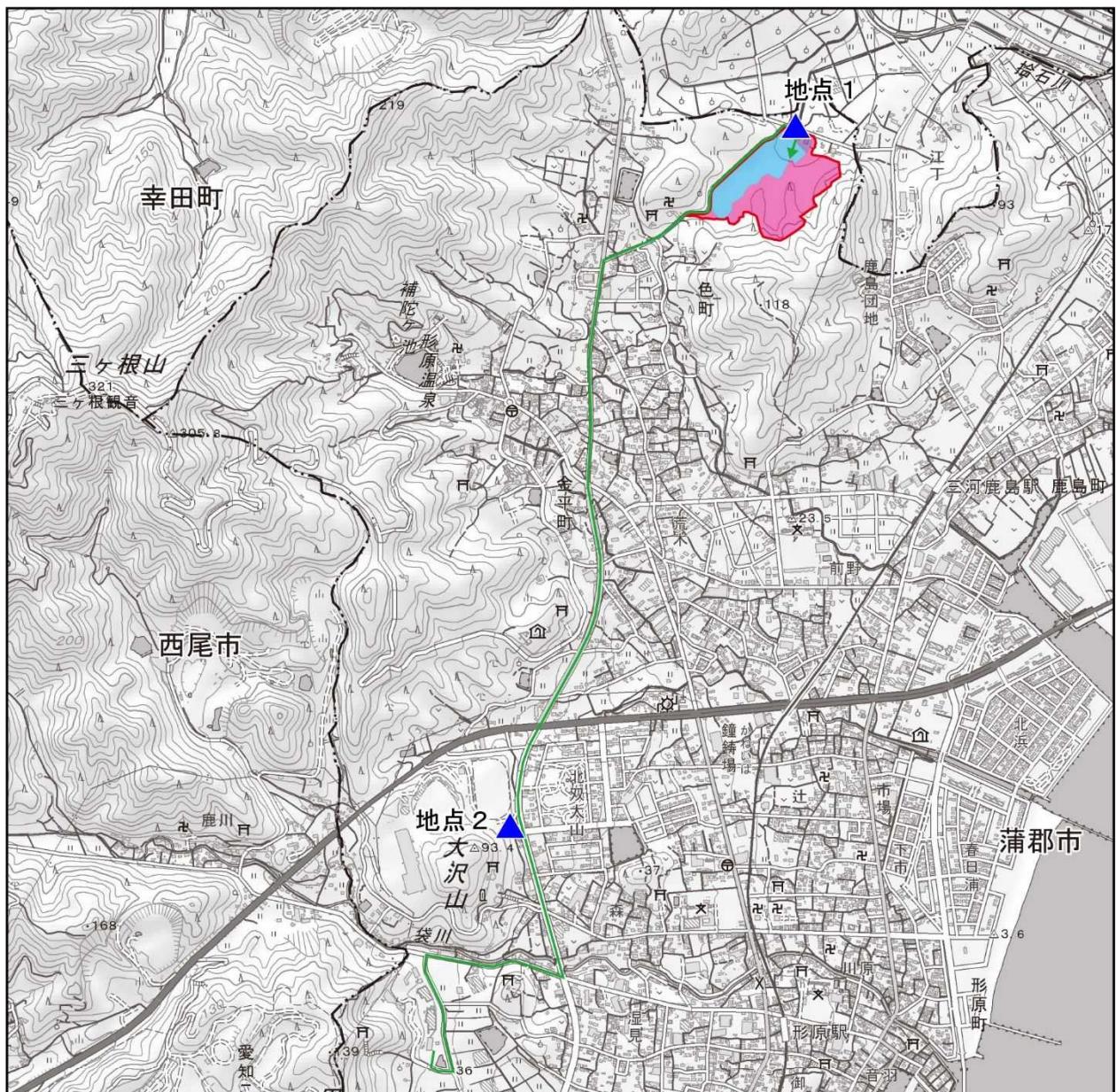


図3-2-7 廃棄物運搬車両の走行に係る騒音の予測手順



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- ▲ 予測地点
- 廃棄物運搬車両走行ルート



1:20,000

0 200m 400m 800m

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-2-8 廃棄物運搬車両の走行による騒音の予測地点

(イ) 予測式

予測式は、「道路騒音の予測モデル ASJ RTN-Model 2023」を用いた。

【伝搬計算式】

1台の自動車が走行したときの予測点における騒音の時間変化(ユニットパターン)は、次式を用いて算出した。

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20 \log_{10} r_i + \angle L_d + \angle L_g$$

[記号]

$L_{A,i}$: i番目の音源位置から予測点に伝搬する騒音のA特性音圧レベル(デシベル)

$L_{WA,i}$: i番目の音源位置における自動車走行騒音の非定常走行区間(10km/時≤V≤60km/時)のA特性音響パワーレベル(デシベル)

・小型車類 $L_{WA,i} = 81.4 + 10 \log V$

・大型車類 $L_{WA,i} = 88.8 + 10 \log V$

V : 走行速度(km/時)

r_i : i番目の音源位置から予測点までの直達距離(m)

$\angle L_d$: 回折に伴う減衰に関する補正量(デシベル)

予測断面の道路構造は平面構造であり、遮音壁等の回折効果は生じる施設は設置されていないため、 $\angle L_d = 0$ とした。

$\angle L_g$: 地表面効果による減衰に関する補正量(デシベル)

地表面はコンクリート、アスファルト等の表面の固い地面とし、

$\angle L_g = 0$ とした。

【単発騒音暴露レベル算出式】

ユニットパターンの時間積分値である単発騒音暴露レベル L_{AE} は、次式を用いて算出した。

$$L_{AE} = 10 \log_{10} (1/T_0 \cdot \sum 10^{L_{A,i}/10} \cdot \angle t_i)$$

[記号]

L_{AE} : 1台の自動車が対象とする道路の全延長を通過する間の予測点における単発騒音暴露レベル(デシベル)

$L_{A,i}$: i番目の音源位置から予測点に伝搬する騒音のA特性音圧レベル(デシベル)

T_0 : 基準の時間(1秒)

$\angle t_i$: 音源が i番目の区間に存在する時間(秒)

【等価騒音レベル算出式】

$$L_{Aeq,1} = L_{AE} + 10 \log_{10} (N/T) \quad T = 3,600 \text{ (秒)}$$

[記号]

$L_{Aeq,1}$: 車線別、車種別の等価騒音レベル(デシベル)

L_{AE} : 1台の自動車が対象とする道路の全延長を通過する間の予測点における単発騒音暴露レベル(デシベル)

N : 算出対象時間区分別の平均時間交通量(台/時)

【エネルギー合成式】

$$L_{Aeq} = 10 \log_{10} (\sum 10^{L_{Aeq,1}/10})$$

[記号]

L_{Aeq} : 予測点における騒音レベル(デシベル)

$L_{Aeq,1}$: 車線別、車種別の等価騒音レベル(デシベル)

(ウ) 予測条件

a. 予測時間帯

予測時間帯は、廃棄物運搬車両が走行する時間帯（6時～16時）を考慮し、騒音に係る環境基準の昼間の時間区分（6時～22時の16時間）とした。

b. 交通条件

予測に用いる交通量は、表3-2-14(1)、(2)に示すとおりである。

一般交通量は現地調査結果の台数、将来交通量は一般交通量の台数と廃棄物運搬車両等の台数を合わせたものとした。

表3-2-14(1) 予測に用いる交通量（地点1）

単位：台

| 時間帯 | 一般交通量 | | | | | | 廃棄物運搬車両等 | | | | | | 将来交通量 | | | | | |
|-------------|----------------|-----|-----|-------------------|-----|-----|----------------|----|----|-------------------|----|----|----------------|-----|-----|-------------------|-----|-----|
| | 計画地方面 (東行き) | | | ごみ処理施設方面 (西行き) | | | 計画地方面 (東行き) | | | ごみ処理施設方面 (西行き) | | | 計画地方面 (東行き) | | | ごみ処理施設方面 (西行き) | | |
| | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 |
| 6:00～7:00 | 0 | 13 | 13 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 13 | 0 | 2 | 2 |
| 7:00～8:00 | 0 | 62 | 62 | 0 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 62 | 62 | 0 | 9 | 9 |
| 8:00～9:00 | 1 | 22 | 23 | 1 | 9 | 10 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 23 | 25 | 2 | 9 | 11 |
| 9:00～10:00 | 4 | 10 | 14 | 2 | 10 | 12 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 5 | 10 | 15 | 3 | 10 | 13 |
| 10:00～11:00 | 1 | 20 | 21 | 1 | 10 | 11 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 20 | 22 | 2 | 10 | 12 |
| 11:00～12:00 | 1 | 6 | 7 | 0 | 5 | 5 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 6 | 8 | 1 | 5 | 6 |
| 12:00～13:00 | 2 | 7 | 9 | 2 | 11 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 7 | 9 | 2 | 12 | 14 |
| 13:00～14:00 | 4 | 8 | 12 | 2 | 11 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 8 | 12 | 2 | 11 | 13 |
| 14:00～15:00 | 2 | 14 | 16 | 1 | 13 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 14 | 16 | 1 | 13 | 14 |
| 15:00～16:00 | 1 | 8 | 9 | 1 | 14 | 15 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 8 | 10 | 2 | 14 | 16 |
| 16:00～17:00 | 0 | 12 | 12 | 0 | 19 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 0 | 19 | 19 |
| 17:00～18:00 | 0 | 12 | 12 | 0 | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 0 | 13 | 13 |
| 18:00～19:00 | 0 | 10 | 10 | 0 | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 0 | 13 | 13 |
| 19:00～20:00 | 0 | 3 | 3 | 0 | 11 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 11 | 11 |
| 20:00～21:00 | 0 | 1 | 1 | 0 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 6 | 6 |
| 21:00～22:00 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 16 | 209 | 225 | 10 | 156 | 166 | 5 | 1 | 6 | 5 | 1 | 6 | 21 | 210 | 231 | 15 | 157 | 172 |

表 3-2-14(2) 予測に用いる交通量（地点2）

単位：台

| 時間帯 | 一般交通量 | | | | | | 廃棄物運搬車両等 | | | | | | 将来交通量 | | | | | | |
|-------------|----------------|-------|-------|-------------------|-------|-------|----------------|----|----|-------------------|----|----|----------------|-------|-------|-------------------|-------|-------|-----|
| | 計画地方面 (北行き) | | | ごみ処理施設方面 (南行き) | | | 計画地方面 (北行き) | | | ごみ処理施設方面 (南行き) | | | 計画地方面 (北行き) | | | ごみ処理施設方面 (南行き) | | | |
| | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | |
| 6:00～ 7:00 | 3 | 189 | 192 | 4 | 63 | 67 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 189 | 192 | 4 | 63 | 67 | |
| 7:00～ 8:00 | 6 | 375 | 381 | 4 | 150 | 154 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 375 | 381 | 4 | 150 | 154 | |
| 8:00～ 9:00 | 11 | 292 | 303 | 10 | 154 | 164 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 12 | 293 | 305 | 11 | 154 | 165 | |
| 9:00～10:00 | 16 | 300 | 316 | 15 | 160 | 175 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 17 | 300 | 317 | 16 | 160 | 176 | |
| 10:00～11:00 | 12 | 104 | 116 | 16 | 150 | 166 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 13 | 104 | 117 | 17 | 150 | 167 | |
| 11:00～12:00 | 11 | 146 | 157 | 11 | 159 | 170 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 12 | 146 | 158 | 12 | 159 | 171 | |
| 12:00～13:00 | 11 | 135 | 146 | 13 | 176 | 189 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 11 | 135 | 146 | 13 | 177 | 190 | |
| 13:00～14:00 | 15 | 168 | 183 | 20 | 191 | 211 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 168 | 183 | 20 | 191 | 211 |
| 14:00～15:00 | 20 | 162 | 182 | 18 | 172 | 190 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | 162 | 182 | 18 | 172 | 190 |
| 15:00～16:00 | 17 | 173 | 190 | 13 | 221 | 234 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 18 | 173 | 191 | 14 | 221 | 235 | |
| 16:00～17:00 | 8 | 181 | 189 | 12 | 217 | 229 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 181 | 189 | 12 | 217 | 229 |
| 17:00～18:00 | 6 | 201 | 207 | 6 | 300 | 306 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 201 | 207 | 6 | 300 | 306 |
| 18:00～19:00 | 1 | 126 | 127 | 1 | 326 | 327 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 126 | 127 | 1 | 326 | 327 |
| 19:00～20:00 | 1 | 93 | 94 | 0 | 249 | 249 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 93 | 94 | 0 | 249 | 249 |
| 20:00～21:00 | 0 | 51 | 51 | 1 | 129 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 51 | 51 | 1 | 129 | 130 |
| 21:00～22:00 | 0 | 42 | 42 | 0 | 105 | 105 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 42 | 42 | 0 | 105 | 105 |
| 合計 | 138 | 2,738 | 2,876 | 144 | 2,922 | 3,066 | 5 | 1 | 6 | 5 | 1 | 6 | 143 | 2,739 | 2,882 | 149 | 2,923 | 3,072 | |

c. 道路条件、音源位置

予測地点の道路条件、音源位置は、図 3-2-9 に示すとおりである。また、音源高さは路面上とし、予測位置は道路端の地上 1.2m とした。

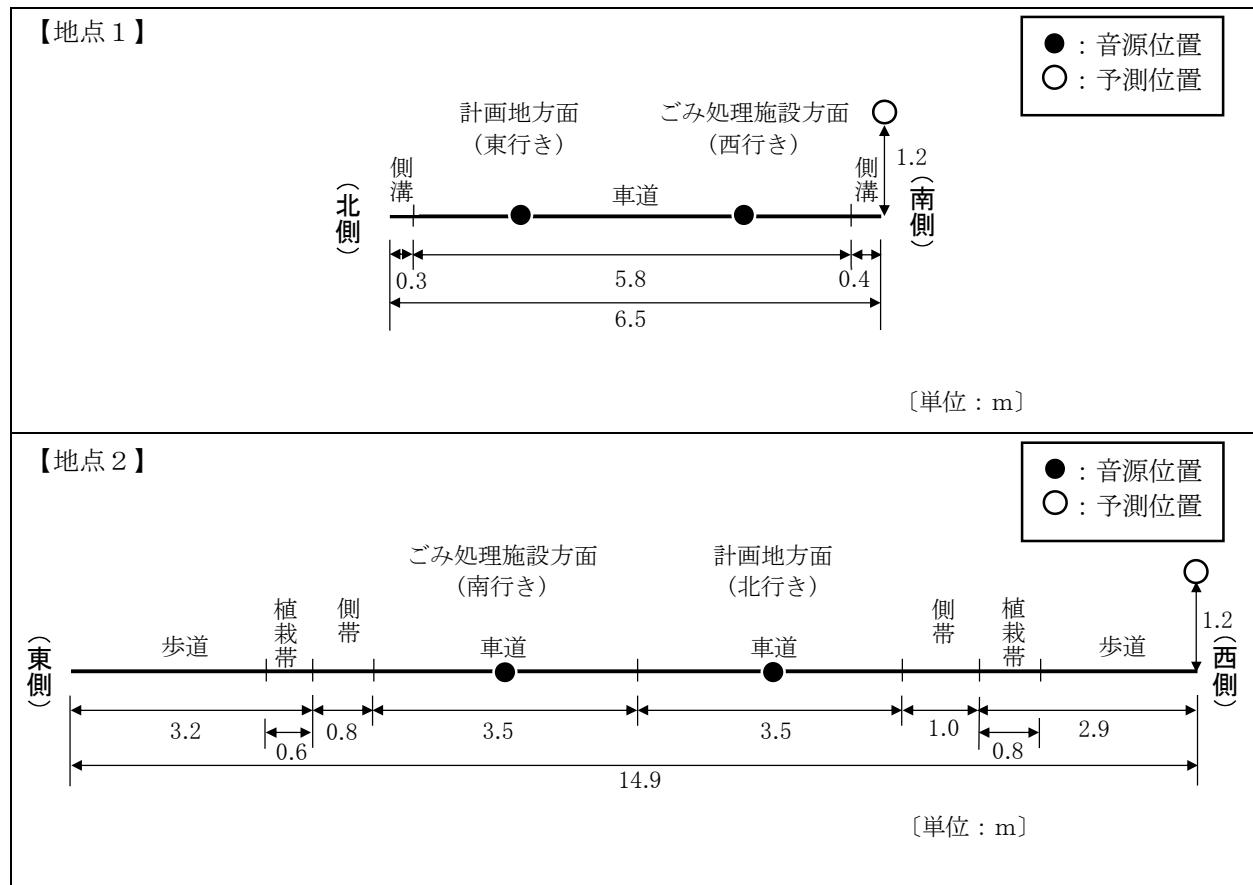


図 3-2-9 予測地点の道路条件及び音源位置

d. 走行速度

走行速度は、現地調査結果とし、表 3-2-15 に示すとおりである。

表 3-2-15 走行速度

| 予測地点 | 走行速度(km/時) | |
|------|----------------|----|
| 地点 1 | 計画地方面 (東行き) | 31 |
| | ごみ処理施設方面 (西行き) | 37 |
| 地点 2 | 計画地方面 (北行き) | 49 |
| | ごみ処理施設方面 (南行き) | 59 |

オ 予測結果

廃棄物運搬車両の走行に係る騒音の予測結果は、表 3-2-16 に示すとおりである。

将来騒音レベルは、地点 1 で 57 デシベル、地点 2 で 60 デシベルであり、両地点ともに参考とした環境基準を下回るとともに、本事業による増加は 1 デシベル未満である。

表 3-2-16 道路沿道騒音の予測結果

単位: デシベル

| 予測地点 | 現況 騒音レベル ① | 予測結果 | | 環境基準 昼間 (6~22 時) |
|------|------------------|------------------------|------------------|------------------------|
| | | 廃棄物運搬車両 による増加量 ③ | 将来 騒音レベル ② | |
| 地点 1 | 56 | 0.5 | 57 (56.5) | 65 以下 |
| 地点 2 | 60 | 0.0 | 60 (60.0) | 65 以下 |

注 1) 騒音の環境基準との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう () 内に、小数点以下第一位まで表示した。

注 2) 地点 1 は、用途地域の定めのない地域であり、参考として B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域を示している。地点 2 は第一種住居地域で B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域の基準を示している。

(3) 影響の分析

1) 施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業による影響

ア 影響の分析方法

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業に伴う騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

予測結果について、環境保全目標として設定した表 3-2-17 に示す規制基準との整合が図られているかどうかについて評価した。

表 3-2-17 騒音に係る環境保全目標

| 項目 | 環境保全目標 | 設定根拠 |
|-------|---|--|
| 騒音レベル | 都市計画区域で用途地域の定められていない地域 昼間60デシベル以下、朝・夕55デシベル以下、夜間50デシベル以下 | 騒音規制法に基づく「特定工場等に係る騒音規制基準」 県民の生活環境の保全等に関する条例 |

イ 影響の分析結果

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

本事業では、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・浸出水処理設備の設備機器は、可能な限り低騒音型の機器を採用し、屋内に設置する。
- ・低騒音型の埋立機械を使用する。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

予測結果は、昼間は地点1で56デシベル、地点2で33デシベル、夜間は地点1で20デシベル、地点2で16デシベルである。昼間及び朝、夕、夜間の敷地境界における騒音レベルの最大値は、環境保全目標を下回るものと予測する。

本予測は、影響が最大になる条件（埋立機械の同時稼働、埋立面が貯留構造物と同等となる時期）で行っており、実際は予測結果より小さい値になるものと考えられる。

以上より、環境保全目標との整合が図られているものと評価する。

2) 廃棄物運搬車両の走行による影響

ア 影響の分析方法

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

廃棄物運搬車両の走行に伴う影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

予測結果について、環境保全目標として設定した、表3-2-18に示す環境基準との整合が図られているかどうかについて評価した。

表3-2-18 騒音に係る環境保全目標

| 項目 | 環境保全目標 | 設定根拠 |
|-------|--|--------------------|
| 騒音レベル | B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 昼間65デシベル以下 | 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準 |

イ 影響の分析結果

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

本事業では、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブに努める。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の予測結果は、地点1で57デシベル、地点2で60デシベルであり、環境保全目標を満足することから生活環境の保全上の目標との整合が図られているものと評価する。

3-3 振動

(1) 現況把握

1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3-3-1に示すとおりである。

表 3-3-1 現況把握項目

| 分類 | 現況把握項目 |
|--------|--------------------------------------|
| 振動の状況 | 環境振動（振動レベル） 道路沿道振動（振動レベル、地盤卓越振動数） |
| 交通量の状況 | 自動車交通量 |
| その他 | 土地利用、地盤の状況、人家等、主要な発生源、関係法令等 |

2) 現況把握方法

ア 振動の状況

振動の状況は、現地調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、環境振動は計画地内の地点、道路沿道振動及び地盤卓越振動数は廃棄物運搬車両等の走行ルート沿道の地点として、表 3-3-2 及び図 3-3-1(1)、(2)に示す地点とした。

表 3-3-2 振動調査地点

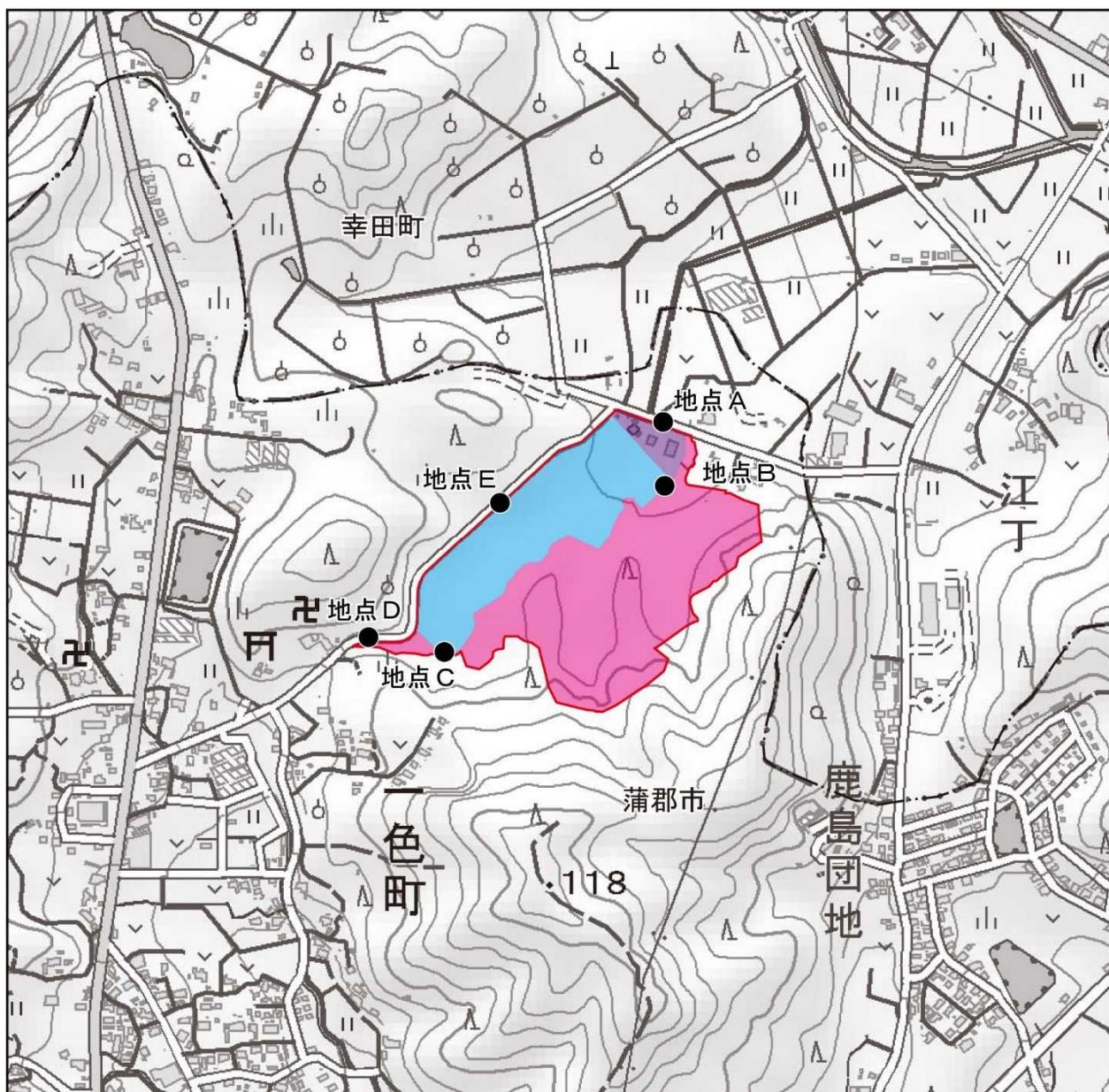
| 地点名 | | 調査項目 |
|-----|---------------|-------------------|
| 地点A | 計画地敷地境界付近(北側) | 環境振動 |
| 地点B | 計画地敷地境界付近(東側) | 環境振動 |
| 地点C | 計画地敷地境界付近(南側) | 環境振動 |
| 地点D | 最寄り住居付近 | 環境振動 |
| 地点E | 計画地敷地境界付近(西側) | 環境振動 |
| 地点1 | 搬入ルート沿道 | 道路沿道振動 地盤卓越振動数 |
| 地点2 | 搬入ルート沿道 | 道路沿道振動 地盤卓越振動数 |

(イ) 調査時期

調査時期は、表 3-3-3 に示すとおりとした。

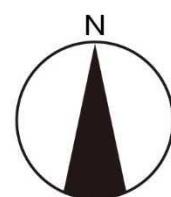
表 3-3-3 調査時期

| 調査項目 | | 調査時期 |
|------|------|-----------------------------|
| 振動 | 環境 | 令和7年5月15日（木）12時～5月16日（金）12時 |
| | 道路沿道 | 令和7年5月20日（火）12時～5月15日（水）12時 |



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 環境騒音・振動調査地点

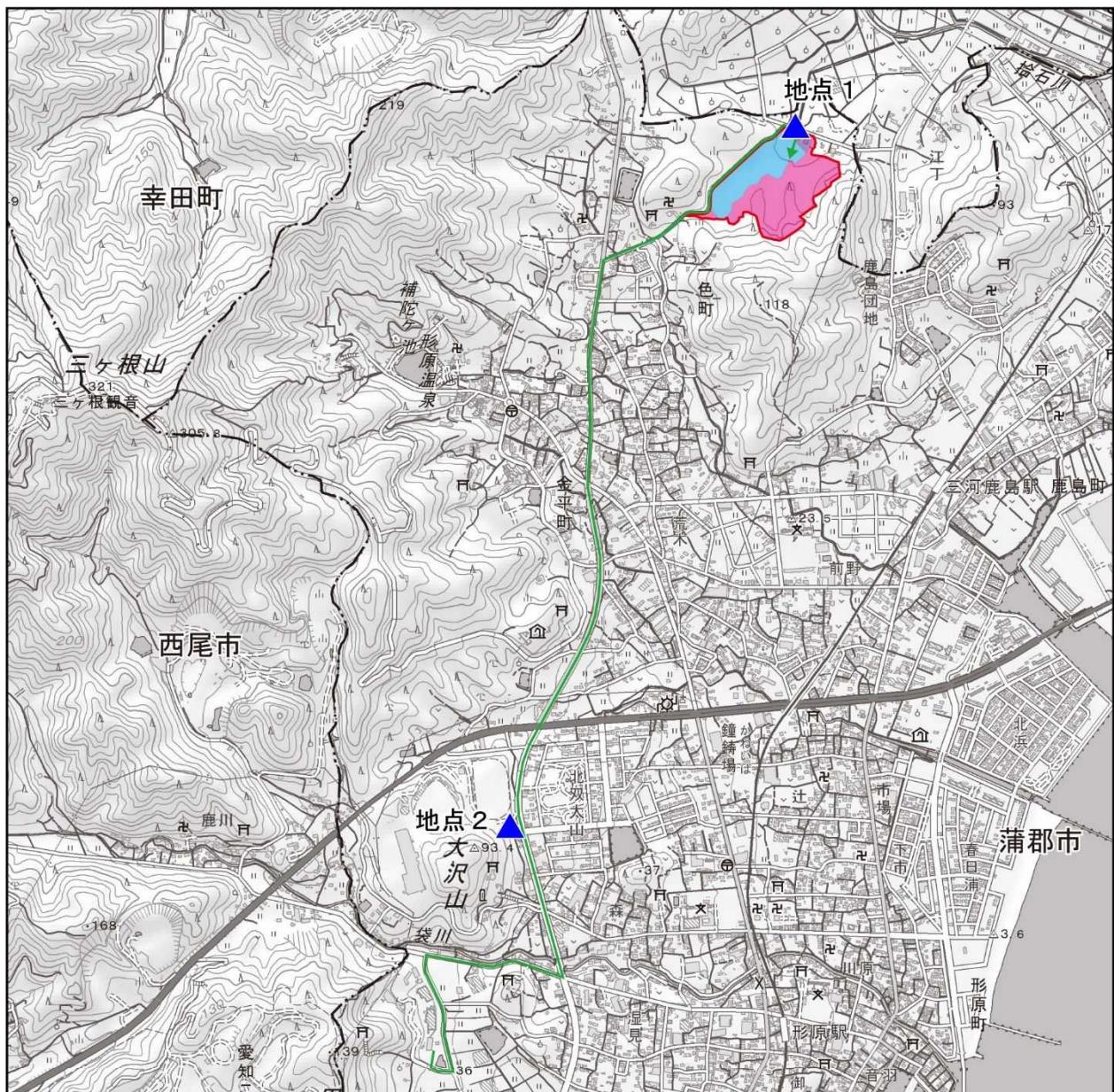


1:5,000

0 50 100 200m

この地図は国土地理院発行の1:25,000 地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-3-1(1) 振動調査地点（環境）



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- ▲ 道路沿道騒音・振動、交通量調査地点
- 廃棄物運搬車両走行ルート



1:20,000

0 200m 400m 800m

この地図は国土地理院発行の1:25,000 地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-3-1(2) 振動、交通量調査地点（道路沿道）

(ウ) 調査方法

調査方法は、表 3-3-4 に示すとおりとした。

表 3-3-4 測定方法

| 調査項目 | 測定方法 |
|---------|---|
| 振動レベル | 計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」を使用して JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠し測定する。ピックアップを固い地表面に設置し、振動レベル計の振動感覚補正回路を鉛直振動特性に設定し、Z (鉛直) 方向について連続測定する。 |
| 地盤卓越振動数 | 計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」に周波数分析カードを装着し、大型車の単独走行 10 台の 1/3 オクターブ周波数を記録する。 |

イ 交通量の状況

交通量の状況は、既存資料調査及び現地調査により把握した。現況把握方法は、「3-1 (1)

2) ウ 交通量の状況」に示したとおりである。

ウ その他

その他の現況は、既存資料調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 調査時期

各項目における最新データを基本とした。

(ウ) 調査方法

地形図、都市計画図、関係法令等の既存資料を収集整理することにより把握した。

3) 現況把握の結果

ア 振動の状況

(ア) 環境振動

環境振動の調査結果は、表 3-3-5 に示すとおりである。地点A～Eにおいて、昼間は 10～24 デシベル、夜間は 9～13 デシベルであり、人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値 55 デシベル）を下回っていた。

表 3-3-5 環境振動調査結果（時間率振動レベル（L₁₀））

単位：デシベル

| 調査地点 | 時間率振動レベル（L ₁₀ ） | |
|------|----------------------------|-----------------|
| | 昼 間 (7～20 時) | 夜 間 (20～7 時) |
| 地点A | 24 | 13 |
| 地点B | 15 | 11 |
| 地点C | 12 | 9 |
| 地点D | 10 | 9 |
| 地点E | 11 | 9 |

(イ) 道路沿道振動

道路沿道振動の調査結果は、表 3-3-6 に示すとおりである。地点 1 及び地点 2 において、昼間は 24~35 デシベル、夜間は 14~20 デシベルであり、参考とした振動規制法に基づく要請限度及び人が振動を感じ始める値(振動感覚閾値 55 デシベル)を下回っていた。

表 3-3-6 道路沿道振動調査結果 (時間率振動レベル (L_{10}))

単位: デシベル

| 調査地点 | 時間率振動レベル (L_{10}) | | 要請限度 | |
|------|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 昼 間 (7~19 時) | 夜 間 (19~7 時) | 昼 間 (7~19 時) | 夜 間 (19~7 時) |
| 地点 1 | 24 | 14 | 70 | 65 |
| 地点 2 | 35 | 20 | 65 | 60 |

注) 地点 1 は、用途地域の定めのない地域であり、参考として第二種区域の基準を示している。地点 2 は第一種住居地域で第一種区域の基準を示している。

(ウ) 地盤卓越振動数

地盤卓越振動数の調査結果は、表 3-3-7 に示すとおりである。

地盤卓越振動数は、地点 1 で 15.8Hz、地点 2 で 22.0Hz となっており、軟弱地盤の目安である値 (15Hz 以下) を上回る値となっていた。

表 3-3-7 地盤卓越振動数調査結果

| 調査地点 | 地盤卓越振動数 |
|------|---------|
| 地点 1 | 15.8 Hz |
| 地点 2 | 22.0 Hz |

イ 交通量の状況

交通量の調査結果は「3-1 (1) 3) ウ 交通量の状況」に示したとおりである。

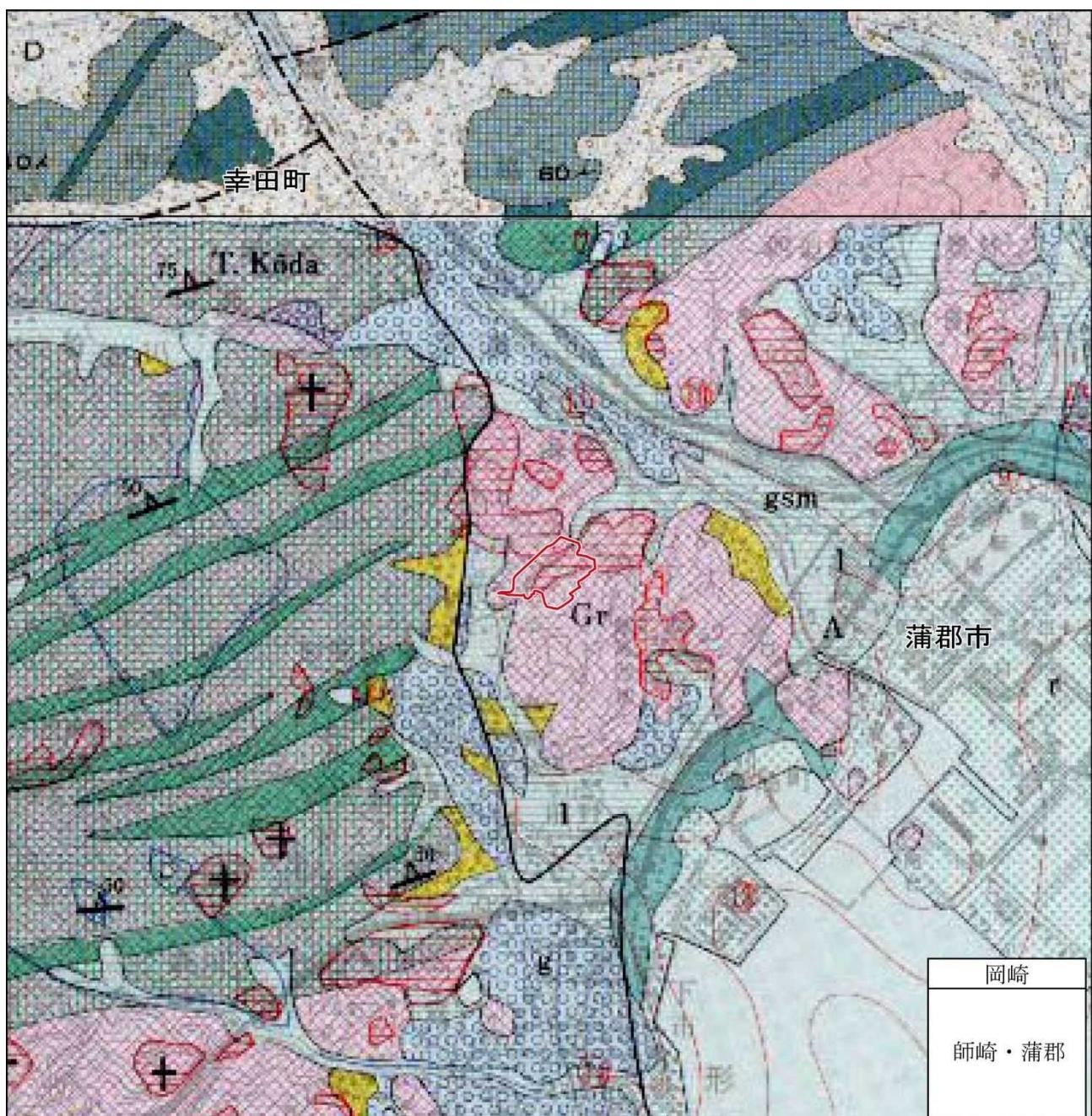
ウ その他

(ア) 土地利用

土地利用の調査結果は、「3-2 (1) 3) ウ (ア) 土地利用」に示したとおりである。

(イ) 地盤

計画地及びその周辺の地盤の状況は、図 3-3-2 に示すとおりである。計画地及び周辺には深成岩である花崗岩室岩、未固結堆積物である礎・砂・泥等が広がっている。そのほか、計画地東側及び西側に未固結堆積物である破屑礫が、計画地北側及び南側に未固結堆積物である礎を主とする層等が存在している。



| 凡 例 | | 岡 崎 | 師 崎・蒲 郡 |
|--|-----|------------------|------------------|
| | 計画地 | 未固結堆積物 砾がち堆積物 | 未固結堆積物 埋立地 |
| | | 半固結堆積物 砾がち堆積物 | 砂を主とする層 |
| | | 深成岩 Gr 花崗岩質岩 | 碎屑物 |
| | | 变成岩 | 砂・泥を主とし砾を伴う層 |
| | | Rsg 珪質片麻岩 | 礎を主とする層 |
| | | Rmg 雲母片麻岩 | 花崗岩質岩 |
| | | その他 | 变成岩 |
| | | | Rsg 珪質片麻岩 |
| | | | Rmg 雲母片麻岩 |
| | | | その他 |
| | | | |
| | | | 走向及び傾斜 |
| | | | |
| | | | 地下等高線 |
| | | | |
| | | | 採石場 |
| | | | |
| | | | 砂防指定地 |
| | | | |
| | | | 人為的に攢乱を受けた部分・その他 |
| | | | |
| | | | 柱状断面位置 |

出典：「土地分類基本調査 表層地質図（師崎・蒲郡）」
(愛知県)

「土地分類基本調査 表層地質図（岡崎）」
(愛知県)



1:30,000

0 250m 500m 1km

図 3-3-2 地盤の状況

(ウ) 人家等

人家等の調査結果は、「3-1 (1) 3) エ (イ) 人家等」に示したとおりである。

(エ) 主要な発生源

計画地周辺地域の振動に係る主要な発生源としては、工場などの施設ではなく、深溝西浦線等を通行する道路交通があげられる。

(オ) 関係法令等

a. 規制基準

(a) 工場等に係る規制基準

「振動規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく工場等に係る規制基準は、表 3-3-8 に示すとおりである。計画地は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）の基準値が適用される。

表 3-3-8 工場等に係る振動の規制基準

| 区域の区分 | 時間の区分 | 昼間 (7時～20時) | 夜間 (20時～7時) |
|---------------------------------|-------|----------------|----------------|
| 第1種低層住居専用地域 | | | |
| 第1種中高層住居専用地域 | | | |
| 第2種低層住居専用地域 | | 60デシベル | 55デシベル |
| 第2種中高層住居専用地域 | | | |
| 田園住居地域 | | | |
| 第1種住居地域 | | | |
| 第2種住居地域 | | 65デシベル | 55デシベル |
| 準住居地域 | | | |
| 近隣商業地域 | | | |
| 商業地域 | | 65デシベル | 60デシベル |
| 準工業地域 | | | |
| 都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域） | | 65デシベル | 60デシベル |
| 工業地域 | | 70デシベル | 65デシベル |
| 工業専用地域 | | 75デシベル | 70デシベル |
| 都市計画区域以外の地域 | | 65デシベル | 60デシベル |

備考 1 工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

備考 2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内～50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「振動規制法」（昭和51年6月 法律第64号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月）

(b) 道路沿道振動に係る要請限度

「振動規制法」に基づく道路沿道振動に係る要請限度は、表 3-3-9 に示すとおりである。

表 3-3-9 道路沿道振動に係る要請限度

| 区域の区分 | 時間区分 | 昼間 | 夜間 |
|------------------------|--------------|----------|----------|
| | | (7時～20時) | (20時～7時) |
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域 | 65デシベル | 60デシベル |
| | 第2種低層住居専用地域 | | |
| | 第1種中高層住居専用地域 | | |
| | 第2種中高層住居専用地域 | | |
| | 第1種住居地域 | | |
| | 第2種住居地域 | | |
| | 準住居地域 | | |
| 第2種区域 | 田園住居地域 | | |
| | 近隣商業地域 | | |
| | 商業地域 | | |
| | 準工業地域 | | |
| | 工業地域 | | |
| 都市計画区域で用途地域の定められていない地域 | | 70デシベル | 65デシベル |

出典：「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 法律第 64 号）

「愛知県告示第 1049 号」（昭和 52 年 10 月）

(2) 予測

1) 施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業による影響

ア 予測項目

予測項目は、施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業に伴う振動の程度（振動レベル）とした。

イ 予測地域及び地点

予測地域は、計画地の周辺とした、また、予測地点は、敷地境界の最大となる地点とした。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、施設（浸出水処理設備）及び埋立作業機械の稼働が定常的な状態となる時期とした。

エ 予測方法

（ア） 予測手順

予測方法の手順は、図 3-3-3 に示すとおりである。振動の伝搬理論式により予測した。

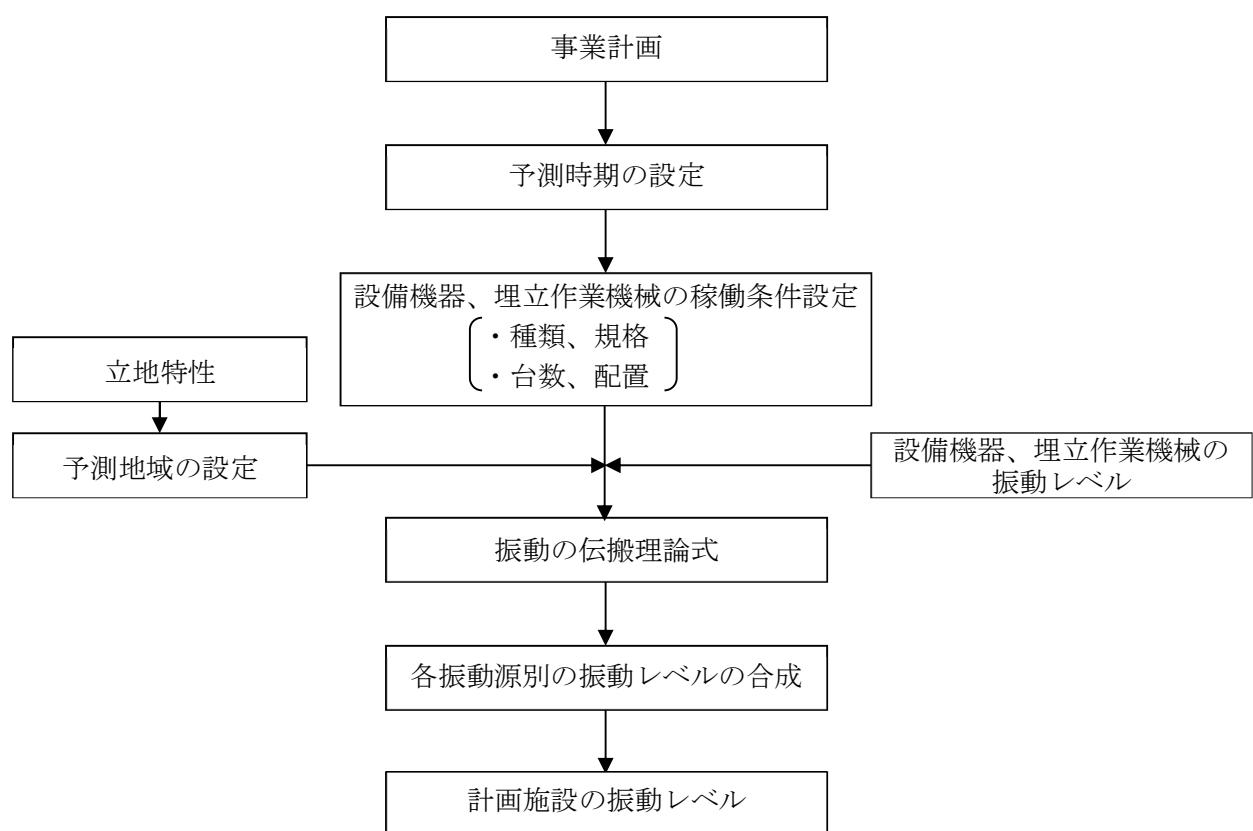


図 3-3-3 施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業による振動の予測手順

(イ) 予測式

予測地点における振動レベルの予測式は、次のとおりである。

$$VL_i = L(r_0) - 20 \log_{10} (r/r_0)^n - 8.68 \alpha (r - r_0)$$

[記号]

VL_i : 振動源から r m離れた地点の振動レベル (デシベル)
 $L(r_0)$: 振動源から r_0 m離れた地点 (基準点) の振動レベル (デシベル)
 r : 振動源から受振点までの距離 (m)
 r_0 : 振動源から基準点までの距離 (m)
 n : 幾何減衰係数 (振動は、一般的に表面波と実態波が複合して伝播することから、表面波の幾何減衰係数 ($n=0.5$) 及び実体波の幾何減衰係数 ($n=1$) の中間の値として $n=0.75$ とした)
 α : 内部摩擦係数 (計画地は主に低地・低位段丘堆積物 (未固結堆積物) により構成されていることから、未固結地盤に対応する $\alpha=0.01$ とした)

また、振動発生源が複数個になる場合は、各発生源による振動レベルを次式により合成して求めた。

$$VL = 10 \log_{10} \left[\sum_{i=1}^n 10^{\frac{VL_i}{10}} \right]$$

[記号]

VL_i : 受振点の合成振動レベル (デシベル)
 VL_i : 個別振動源による受振点での振動レベル (デシベル)
 n_i : 振動源の個数

(ウ) 予測条件

a. 予測時間帯

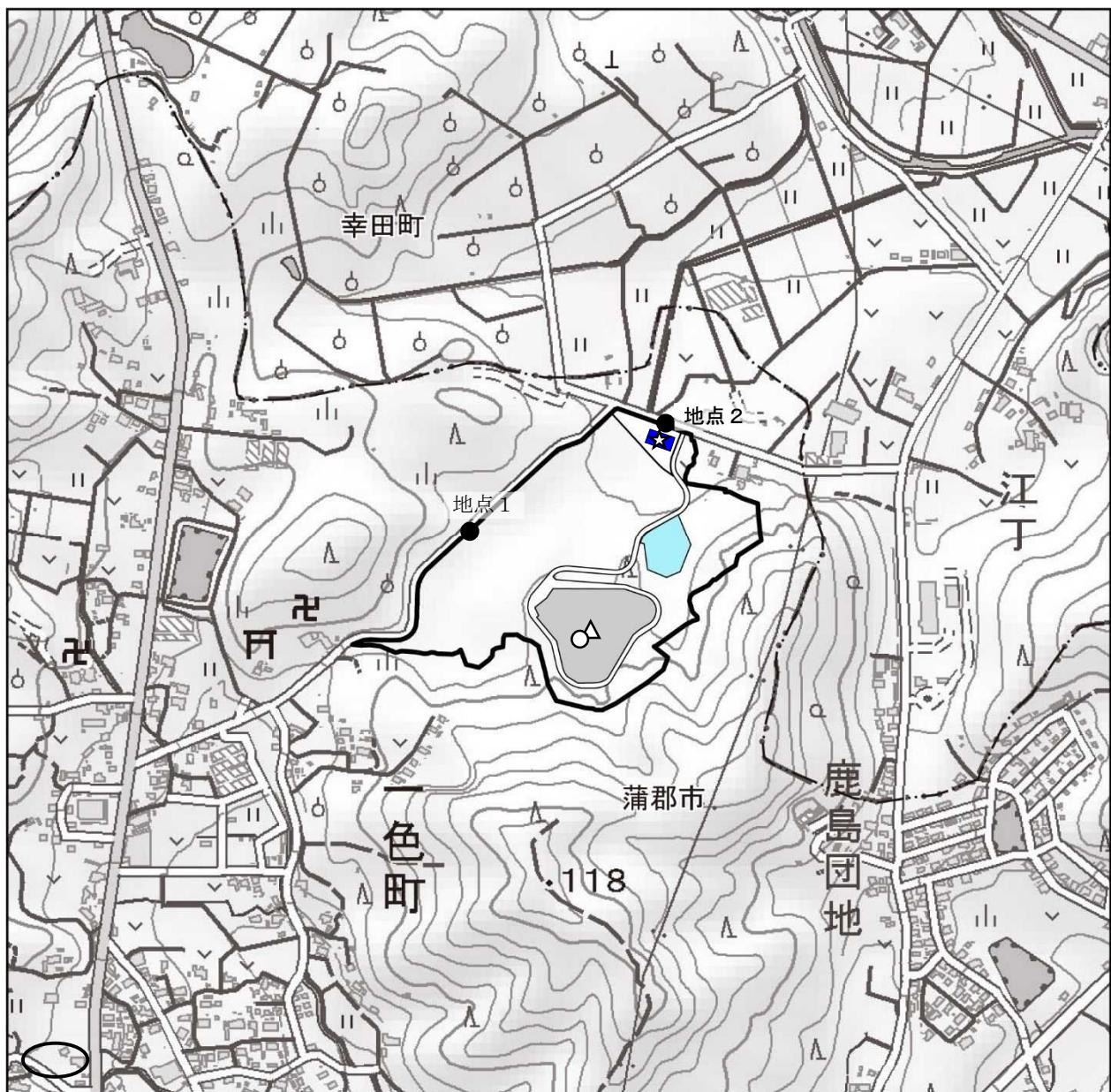
予測時間帯は、浸出水処理設備の機器の稼働する時間帯、埋立作業時間帯を考慮し、振動に係る規制基準の昼間の時間区分 (7時～20時) 及び夜間の時間区分 (20時～翌7時) とした。

b. 設備機器及び埋立作業機械の振動源条件

設備機器及び埋立作業機械の振動源条件と配置は、表 3-3-10 及び図 3-3-4、図 3-3-5 に示すとおりである。

表 3-3-10 設備機器及び埋立作業機械の振動源条件

| 区分 | 機械の種類 | 規格 | 稼働台数 (台) | 振動レベル (デシベル) | 備考 |
|---------|---------|-------------------|----------|--------------|--------|
| 浸出水処理設備 | プロア | — | 10 | 54 | 24時間稼働 |
| | 脱水機 | — | 1 | 54 | 昼間稼働 |
| | コンプレッサー | — | 2 | 55 | 24時間稼働 |
| 埋立作業 | 油圧ショベル | 0.5m ³ | 1 | 72 | 作業時間帯 |
| | ホイルローダ | 1.3m ³ | 1 | 64 | 9時～12時 |



凡 例

- 計画地
- 市町界
- 埋立地
- 防災調整池
- 浸出水処理施設

- ★ プロア (10台)、脱水機 (1台)、コンプレッサー (2台)
- 油圧ショベル (0.5m^3)
- △ ホイルローダ (1.3m^3)
- 予測地点



1:5,000

0 50 100 200m

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-3-4 振動源の配置図

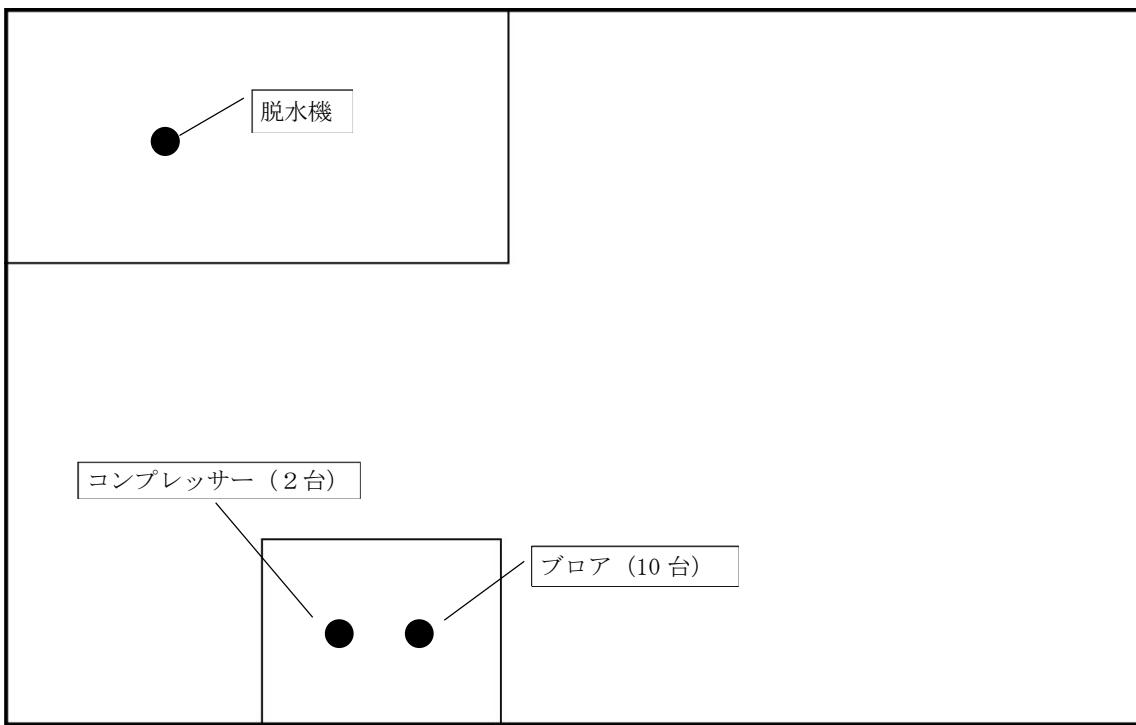


図 3-3-5 浸出水処理施設の振動源の配置図

[縮尺 1 : 2,000]

c. 振動源と予測地点の距離

振動源と予測地点の距離は、表 3-3-11 に示すとおりである。

表 3-3-11 振動源と予測地点の距離

| 区分 | 機械の種類 | 予測地点との距離 (m) | |
|-------------|---------|--------------|------|
| | | 地点 1 | 地点 2 |
| 浸出水 処理設備 | プロア | 150 | 21 |
| | 脱水機 | 160 | 7 |
| | コンプレッサー | 150 | 21 |
| 埋立作業 | 油圧ショベル | 120 | 160 |
| | ホイルローダ | | |

才 予測結果

施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業の稼働による振動の予測結果は、表 3-3-12 に示すとおりである。

予測結果は、昼間は地点 1 で 31 デシベル、地点 2 で 45 デシベル、夜間は地点 1 で 19 デシベル、地点 2 で 43 デシベルである。したがって、昼間及び夜間の敷地境界における振動レベルの最大値は、規制基準値を下回るものと予測する。

表 3-3-12 施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業による振動の予測結果

単位：デシベル

| 予測地点 | | 予測結果 | | (参考) 規制基準 ^{注1)} |
|--------------|------------|------|----|--------------------------|
| | | 昼間 | 夜間 | |
| 予測地点の 予測値 | 地点 1 | 31 | 19 | 昼 間：65 夜 間：60 |
| | 地点 2 (最大値) | 45 | 43 | |

注) 時間区分は次のとおり。

昼間：午前 7 時から午後 8 時まで、夜間：午後 8 時から午前 7 時まで

2) 廃棄物運搬車両の走行による影響

ア 予測項目

予測項目は、廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の程度（振動レベル）とした。

イ 予測地点

予測地点は、廃棄物運搬車両等の走行ルート沿道の現地調査地点2地点とした。予測地点を図3-3-7に示す。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、廃棄物運搬が定常的な状態となる時期とした。

エ 予測方法

(ア) 予測手順

廃棄物運搬車両の走行に係る振動の予測手順は、図3-3-6に示すとおりである。

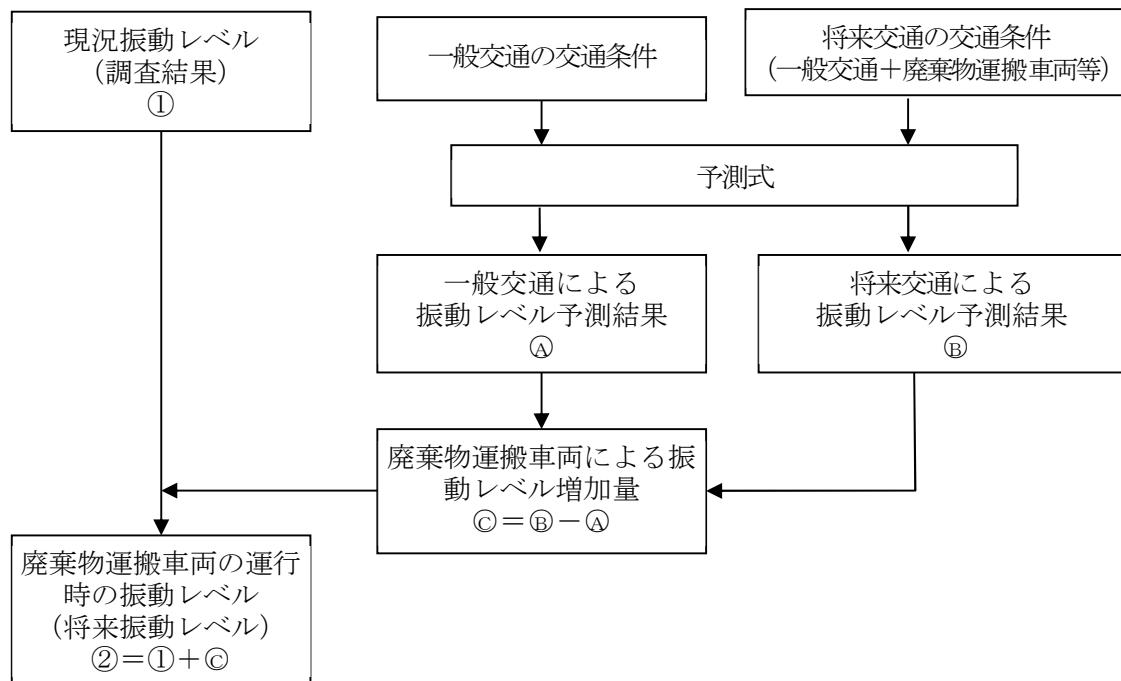
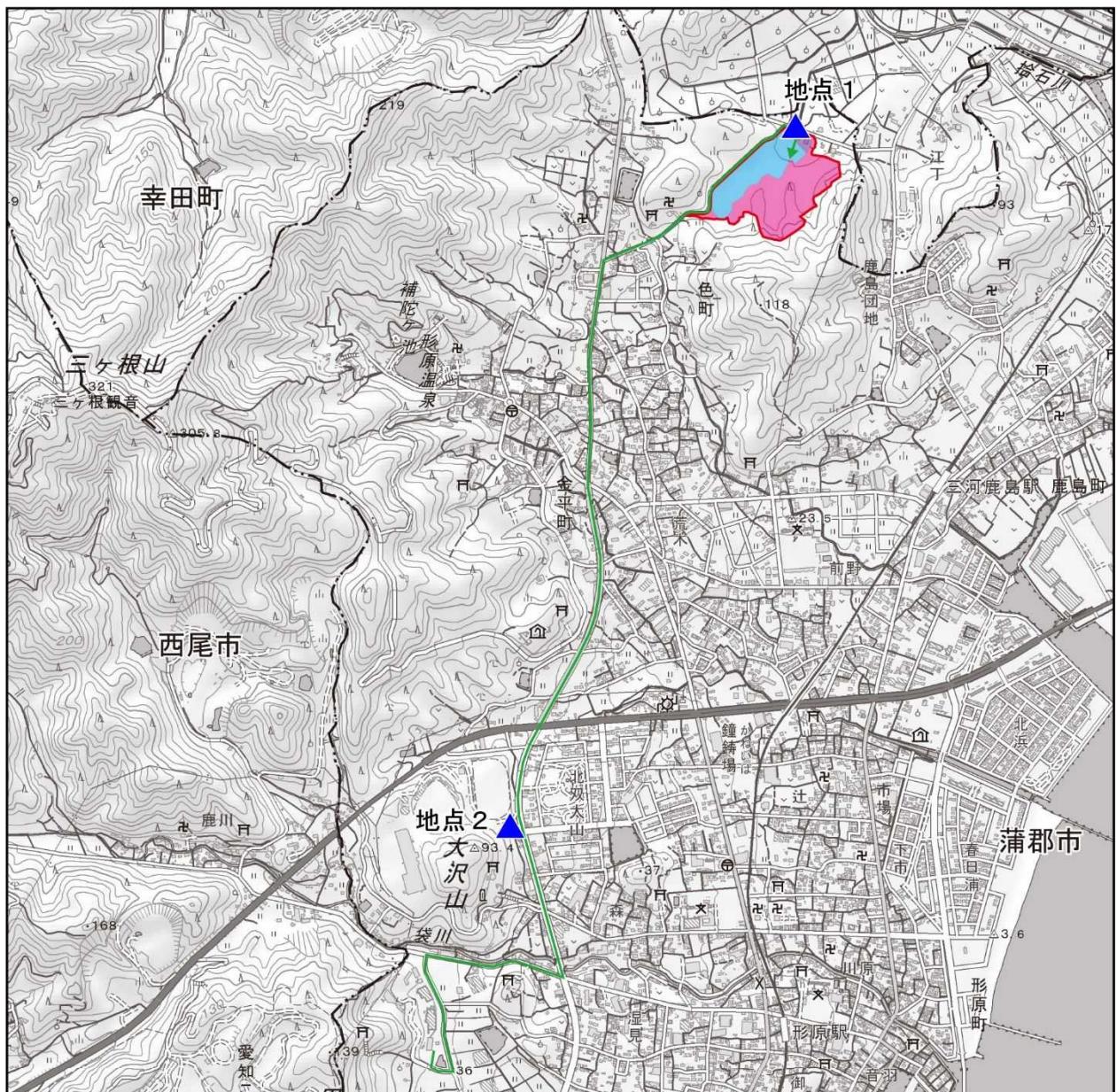


図3-3-6 廃棄物運搬車両の走行に係る振動の予測手順



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- ▲ 予測地点
- 廃棄物運搬車両走行ルート



1:20,000

0 200m 400m 800m

この地図は国土地理院発行の1:25,000 地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-3-7 廃棄物運搬車両の走行による振動の予測地点

(イ) 予測式

予測式は、建設省土木研究所の提案式を用いた。

$$L_{10} = L_{10}^* - \alpha_1$$

$$L_{10}^* = a \log_{10}(\log_{10} Q^*) + b \log_{10} V + c \log_{10} M + d + \alpha_o + \alpha_f + \alpha_s$$

ここで、 L_{10} : 振動レベルの80%レンジの上端値の予測値 (デシベル)

L_{10}^* : 基準点における振動レベルの80%レンジの上端値の予測値 (デシベル)

※基準点は、平面道路については最外側車線中心より 5 m 地点とした。

Q^* : 500秒間の 1 車線当たり等価交通量 (台/500秒/車線)

$$Q^* = \frac{500}{3,600} \times \frac{1}{M} \times (Q_1 + K Q_2)$$

Q_1 : 小型車時間交通量 (台/時)

Q_2 : 大型車時間交通量 (台/時)

K : 大型車の小型車への換算係数 ($V \leq 100 \text{ km/時}$ のとき 13)

V : 平均走行速度 (km/時)

M : 上下車線合計の車線数

α_o : 路面の平坦性による補正值 (デシベル)

$$\alpha_o = 8.2 \log_{10} \sigma \quad (\text{アスファルト舗装})$$

σ : 3 m プロファイルによる路面凹凸の標準偏差 (mm)

※ここでは、交通量の多い一般道路のうち、予測結果が最大となる 5.0 mm を用いた。

α_f : 地盤卓越振動数による補正值 (デシベル)

$$\alpha_f = -17.3 \log_{10} f \quad (f \geq 8 \text{ Hz} \text{ のとき : 平面道路})$$

f : 地盤卓越振動数 (Hz)

※ここでは、現地調査結果に基づき以下のように設定した。

地点 1 : 15.8 Hz

地点 2 : 22.0 Hz

α_s : 道路構造による補正值 (0 デシベル (盛土道路、切土道路、堀割道路以外))

α_1 : 距離減衰値 (デシベル)

$$\alpha_1 = \frac{\beta \log\left(\frac{r}{5} + 1\right)}{\log 2}$$

$$\beta = 0.130 L_{10}^* - 3.9 \quad (\text{平面道路の砂地盤})$$

r : 基準点から予測地点までの距離 (m)

a 、 b 、 c 、 d : 定数 $a = 47$

$$b = 12$$

$$c = 3.5 \quad (\text{平面道路})$$

$$d = 27.3 \quad (\text{平面道路})$$

(ウ) 予測条件

a. 予測時間帯

予測時間帯は、廃棄物運搬車両等が走行する時間帯（6時～16時）とし、現況の振動調査結果と廃棄物運搬車両等による増加分を勘案して各地点で影響が最大となる以下の時間とした。

地点1：10時台

地点2：15時台

b. 交通条件

予測に用いる交通量は、表3-3-13(1)、(2)に示すとおりである。

一般交通量は、現地調査結果の台数、将来交通量は一般交通量の台数と廃棄物運搬車両等の台数を合わせたものとした。

表3-3-13(1) 予測に用いる交通量（地点1）

単位：台

| 時間帯 | 一般交通量 | | | | | | 廃棄物運搬車両等 | | | | | | 将来交通量 | | | | | |
|-------------|----------------|----|----|-------------------|----|----|----------------|----|----|-------------------|----|----|----------------|----|----|-------------------|----|----|
| | 計画地方面 (東行き) | | | ごみ処理施設方面 (西行き) | | | 計画地方面 (東行き) | | | ごみ処理施設方面 (西行き) | | | 計画地方面 (東行き) | | | ごみ処理施設方面 (西行き) | | |
| | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 |
| 10:00～11:00 | 1 | 20 | 21 | 1 | 10 | 11 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 20 | 22 | 2 | 10 | 12 |

表3-3-13(2) 予測に用いる交通量（地点2）

単位：台

| 時間帯 | 一般交通量 | | | | | | 廃棄物運搬車両等 | | | | | | 将来交通量 | | | | | |
|-------------|----------------|-----|-----|-------------------|-----|-----|----------------|----|----|-------------------|----|----|----------------|-----|-----|-------------------|-----|-----|
| | 計画地方面 (北行き) | | | ごみ処理施設方面 (南行き) | | | 計画地方面 (北行き) | | | ごみ処理施設方面 (南行き) | | | 計画地方面 (北行き) | | | ごみ処理施設方面 (南行き) | | |
| | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 | 大型 | 小型 | 合計 |
| 15:00～16:00 | 17 | 173 | 190 | 13 | 221 | 234 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 18 | 173 | 191 | 14 | 221 | 235 |

c. 道路条件、振動源位置

予測地点の道路条件、振動源位置は、図 3-3-8 に示すとおりである。振動源高さは路面上とし、基準点は予測位置側の振動源から 5.0m の位置とした。

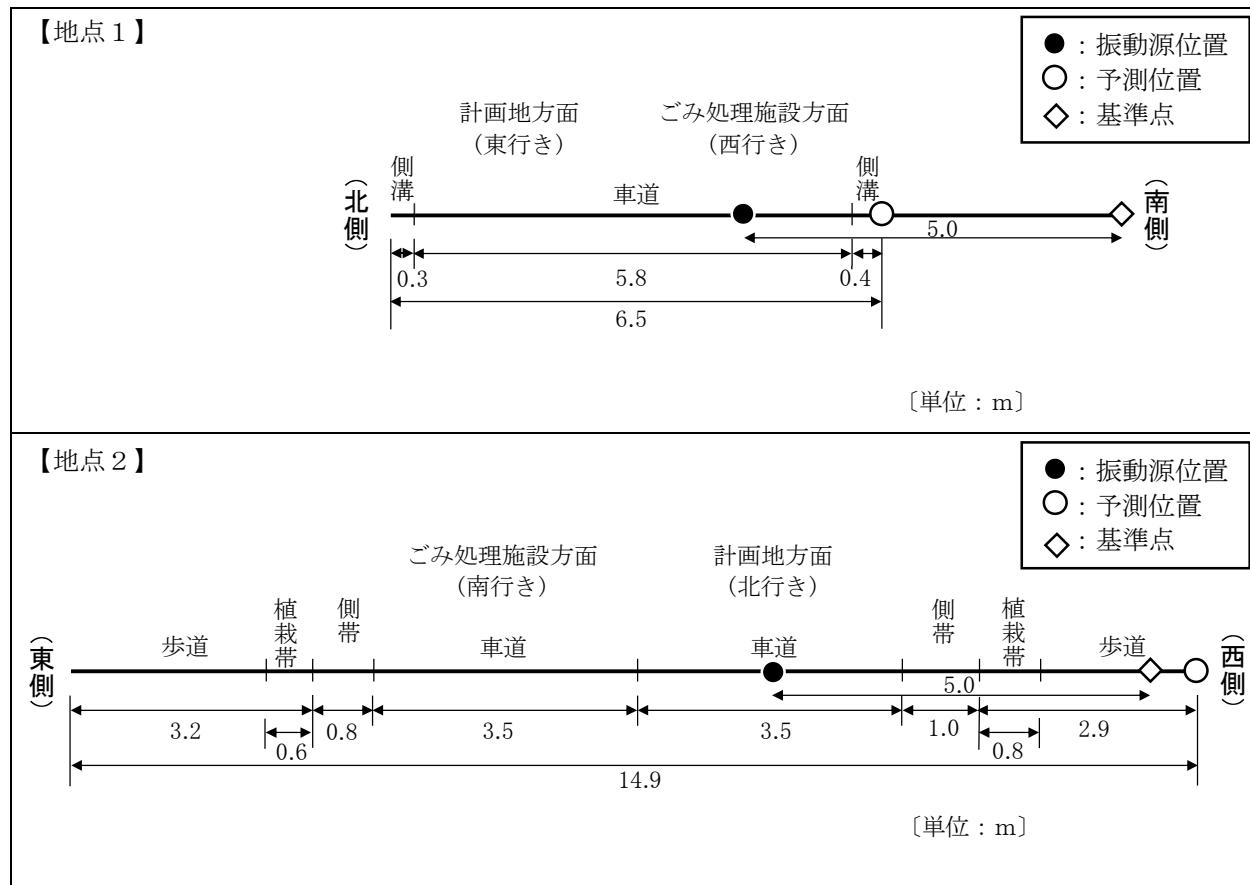


図 3-3-8 予測地点の道路条件及び振動源位置

d. 走行速度

走行速度は、現地調査結果とし、表 3-3-14 に示すとおりである。

表 3-3-14 走行速度

| 予測地点 | 走行速度(km/時) | |
|------|----------------|----|
| 地点 1 | 計画地方面 (東行き) | 31 |
| | ごみ処理施設方面 (西行き) | 37 |
| 地点 2 | 計画地方面 (北行き) | 49 |
| | ごみ処理施設方面 (南行き) | 59 |

才 予測結果

廃棄物運搬車両の走行に係る振動の予測結果は、表 3-3-15 に示すとおりである。

将来振動レベルは、地点 1 で最大 41 デシベル、地点 2 で最大 37 デシベルであり、いずれも参考とした要請限度を下回るとともに、人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値 55 デシベル）以下の値となると予測する。

表 3-3-15 振動レベルの予測結果

単位: デシベル

| 予測地点 | ピーク時間帯 | 現況 振動レベル ① | 予測結果 | | 要請限度 昼間 (8~19 時) |
|------|-------------|------------------|------------------------|------------------|------------------------|
| | | | 廃棄物運搬車両 による増加量 ③ | 将来 振動レベル ② | |
| 地点 1 | 10:00~11:00 | 35 | 6.0 | 41 (41.0) | 70 以下 |
| 地点 2 | 15:00~16:00 | 37 | 0.2 | 37 (37.2) | 65 以下 |

注 1) 振動の要請限度との比較は整数で行うが、本事業による增加分が分かるよう（ ）内に、小数点以下第一位まで表示した。

注 2) 地点 1 は、用途地域の定めのない地域であり、参考として第二種区域の基準を示している。地点 2 は第一種居住地域で第一種区域の基準を示している。

(3) 影響の分析

1) 施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業による影響

ア 影響の分析方法

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業に伴う振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

予測結果について、環境保全目標として設定した表 3-3-16 に示す規制基準との整合が図られているかどうかについて評価した。

表 3-3-16 振動に係る環境保全目標

| 項目 | 環境保全目標 | 設定根拠 |
|-------|---|--|
| 振動レベル | 都市計画区域で用途地域の定められていない地域 昼間65デシベル以下、夜間60デシベル以下 | 振動規制法に基づく「特定工場等に係る振動規制基準」 県民の生活環境の保全等に関する条例 |

イ 影響の分析結果

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

本事業では、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・浸出水処理設備の設備機器は、可能な限り低振動型の機器を採用し、必要に応じ防振対策等を実施する。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

予測結果は、昼間は地点1で31デシベル、地点2で45デシベル、夜間は地点1で19デシベル、地点2で43デシベルである。したがって、昼間及び夜間の敷地境界における振動レベルの最大値は、環境保全目標を下回るものと予測する。

本予測は、影響が最大になる条件（埋立機械の同時稼働）で行っており、実際は予測結果より小さい値になるものと考えられる。

以上より、環境保全目標との整合が図られているものと評価する。

2) 廃棄物運搬車両の走行による影響

ア 影響の分析方法

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

廃棄物運搬車両の走行に伴う影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

予測結果について、環境保全目標として設定した、人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値55デシベル）との整合が図られているかどうかについて評価した。

イ 影響の分析結果

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

本事業では、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブに努める

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の予測結果は、地点1で最大41デシベル、地点2で最大37デシベルであり、環境保全目標を満足することから生活環境の保全上の目標との整合が図られているものと評価する。

3-4 悪臭

(1) 現況把握

1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3-4-1 に示すとおりである。

表 3-4-1 現況把握項目

| 分類 | 現況把握項目 |
|-------|-----------------------|
| 悪臭の状況 | 臭気指数 |
| 気象の状況 | 地上気象 (風向・風速、気温・湿度) |
| その他 | 土地利用、人家等、主要な発生源、関係法令等 |

2) 現況把握方法

ア 悪臭の状況

悪臭の状況は、現地調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地敷地境界付近の地点として表 3-4-2 及び図 3-4-1 に示す 5 地点とした。

表 3-4-2 悪臭調査地点

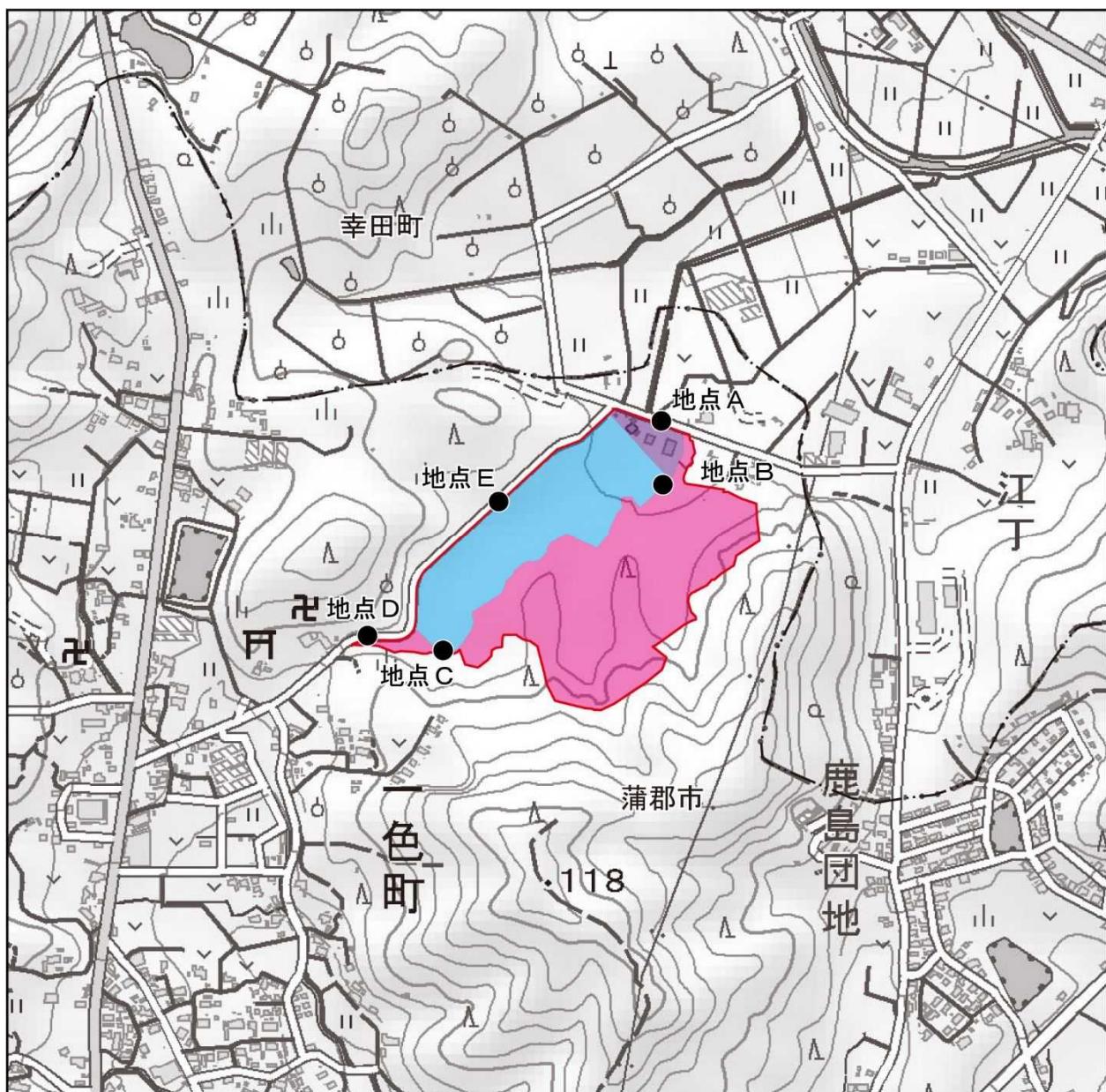
| 地点名 | | 調査項目 |
|-----|---------------|-------------|
| 地点A | 計画地敷地境界付近(北側) | 臭気指数 (臭気濃度) |
| 地点B | 計画地敷地境界付近(東側) | |
| 地点C | 計画地敷地境界付近(南側) | |
| 地点D | 最寄り住居付近 | |
| 地点E | 計画地敷地境界付近(西側) | |

(イ) 調査時期

調査時期は、表 3-4-3 に示すとおりとした。

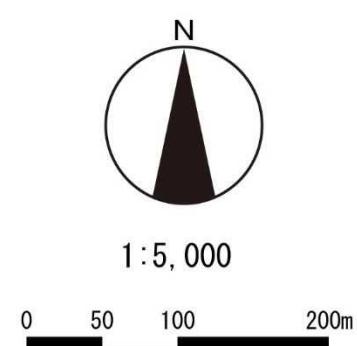
表 3-4-3 調査期間

| 調査項目 | 調査期間 |
|-------------|--------------|
| 臭気指数 (臭気濃度) | 令和7年8月5日 (火) |



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 悪臭調査地点



この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-4-1 悪臭調査地点

(ウ) 調査方法

調査方法は、表 3-4-4 に示すとおりとした。また、試料採取時には、採取時刻、調査地点の気温、湿度、風向、風速を記録した。気温・湿度の測定にはアスマン通風乾湿計を、風向・風速の測定にはビラム型携帯用風向風速計を使用した。

表 3-4-4 調査方法

| 調査項目 | 測定方法 |
|------|---|
| 臭気指数 | 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月環境庁告示第63号)に定める方法 |

イ 気象の状況

気象の状況は、既存資料調査及び現地調査により把握した。現況把握方法は、「3-1 (1) 2) イ 気象の状況」に示したとおりである。

ウ その他

その他の現況は、既存資料調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 調査時期

各項目における最新データを基本とした。

(ウ) 調査方法

地形図、都市計画図、関係法令等の既存資料を収集整理することにより把握した。

3) 現況把握の結果

ア 悪臭の状況

調査結果は、表 3-4-5 に示すとおりである。

臭気指数の調査結果は、いずれの地点も 10 未満となっていた。

調査地点は、第 3 種地域の規制基準が適用され、規制基準（敷地境界：臭気指数 18 未満）を下回る結果となっていた。

表 3-4-5 悪臭調査結果（臭気指数）

| 調査地点 | 測定結果 | 規制基準 |
|------|--------------|-------|
| 地点A | 10 未満（10 未満） | 18 未満 |
| 地点B | 10 未満（10 未満） | |
| 地点C | 10 未満（10 未満） | |
| 地点D | 10 未満（10 未満） | |
| 地点E | 10 未満（10 未満） | |

注1) 測定結果の（ ）内は、臭気濃度を示している。

注2) 計画地は第 3 種地域の規制基準が適用される。

イ 気象の状況

（ア）既存資料調査

a. 風向・風速

風向・風速の調査結果は、「3-1 (1) 3) イ (ア) a. 風向・風速」に示したとおりである。

b. 気温・湿度

蒲郡地域気象観測所における令和 2 年～令和 6 年の気温・湿度は表 3-4-6 に示すとおりである。

表 3-4-6 蒲郡地域気象観測所における気温及び湿度（令和2年～令和6年）

| 項目 年次 | 気温 (°C) | | | 湿度 (%) | |
|----------|---------|------|------|--------|------|
| | 日平均 | 日最高 | 日最低 | 平均 | 最小 |
| 令和2年 | 16.7 | 21.3 | 12.9 | - | - |
| 令和3年 | 16.8 | 21.5 | 13.0 | - | - |
| 令和4年 | 16.7 | 21.4 | 12.9 | - | - |
| 令和5年 | 17.2 | 22.3 | 13.2 | 74] | 17] |
| 令和6年 | 17.6 | 22.4 | 13.8 | 71 | 16 |
| 1月 | 7.0 | 11.3 | 3.1 | 60 | 20 |
| 2月 | 8.5 | 13.3 | 4.5 | 67 | 26 |
| 3月 | 9.2 | 14.0 | 4.8 | 63 | 21 |
| 4月 | 17.0 | 21.8 | 13.0 | 71 | 19 |
| 5月 | 19.0 | 23.9 | 14.5 | 72 | 16 |
| 6月 | 22.7 | 27.6 | 18.9 | 78 | 32 |
| 7月 | 28.4 | 33.4 | 24.9 | 76 | 38 |
| 8月 | 28.9 | 33.7 | 25.3 | 78 | 37 |
| 9月 | 27.0 | 32.3 | 23.7 | 79 | 41 |
| 10月 | 21.4 | 25.9 | 17.9 | 78 | 32 |
| 11月 | 14.9 | 19.4 | 11.3 | 68 | 31 |
| 12月 | 7.6 | 12.3 | 3.8 | 59 | 27 |

注1) 湿度は令和4年以前は測定されていないため、「-」としている。

注2) 「」は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。

出典：「各種データ資料 過去の気象データ検索（蒲郡）」（気象庁）

ウ その他

(ア) 土地利用

土地利用の調査結果は、「3-2 (1) 3) ウ (ア) 土地利用」に示したとおりである。

(イ) 人家等

人家等の調査結果は、「3-1 (1) 3) エ (イ) 人家等」に示したとおりである。

(ウ) 主要な発生源

計画地周辺地域には、特に強い悪臭を感じる発生源は存在しない。

(エ) 関係法令等

a. 規制基準

蒲郡市内における「悪臭防止法」に基づく敷地境界及び排出水における悪臭の規制基準は表 3-4-7 に示すとおりである。

なお、計画地は第3種地域の規制基準が適用される。

表 3-4-7 「悪臭防止法」に基づく規制基準（臭気指数）

| 許容限度 地域の区分 | 工場・事業場の敷地境界 における臭気指数 | 排出水の臭気指数 |
|---------------|-------------------------|----------|
| 第1種地域 | 12 | 28 |
| 第2種地域 | 15 | 31 |
| 第3種地域 | 18 | 34 |

出典：「愛知県告示第378号」（平成18年4月）

(2) 予測

1) 施設（埋立地）からの悪臭の発生による影響

ア 予測項目

予測項目は、埋立地からの悪臭の発生の程度とした。

イ 予測地域

予測地域は、計画地周辺とした。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、埋立が定常的な状態となる時期とした。

エ 予測方法

予測方法は、本事業の内容（施設計画、環境保全計画）を踏まえた定性的な方法とした。

オ 予測結果

埋立地からの悪臭については、計画施設で埋立を行う廃棄物は主に焼却残渣等の不燃物であり、悪臭の発生源となる有機分は非常に少ないが、ガス抜き管を設置し、廃棄物埋立層内の通気を行うこと及び覆土を実施することで悪臭の発生を防止することから周辺環境への影響は極めて小さいと予測する。

(3) 影響の分析

1) 施設（埋立地）からの悪臭の発生による影響

ア 影響の分析方法

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

埋立地からの悪臭の発生による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

イ 影響の分析結果

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

本事業では、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・覆土を実施して悪臭の発生を防止する。
- ・ガス抜き管を設置し、廃棄物埋立層内の通気を行うことで悪臭の発生を防止する。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

3-5 水質

(1) 現況把握

1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3-5-1に示すとおりである。

表 3-5-1 現況把握項目

| 分類 | 現況把握項目 |
|-------|--|
| 水質の状況 | 一般項目（気温、水温、流量、外観、透視度、塩化物イオン、電気伝導度、水素イオン濃度（pH）） 生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全りん（T-P）、全窒素（T-N）、浮遊物質量（SS） 健康項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル（P C B）、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、ジクロロメタン、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロベン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1, 4-ジオキサン） ダイオキシン類 |
| 水象の状況 | 河川の流況・河川の形態、降水量 |
| その他 | 水利用、主要な発生源、関係法令等 |

2) 現況把握方法

ア 水質の状況

水質の状況は、既存資料調査及び現地調査により把握した。

(ア) 既存資料調査

a. 調査地点

計画地周辺の公共用水域における水質の調査地点は、表 3-5-2 及び図 3-5-1 に示すとおりである。

表 3-5-2 水質の調査地点

| 区分 | 河川名 | 地点名 |
|----|-----|-----|
| 河川 | 拾石川 | 昭和橋 |

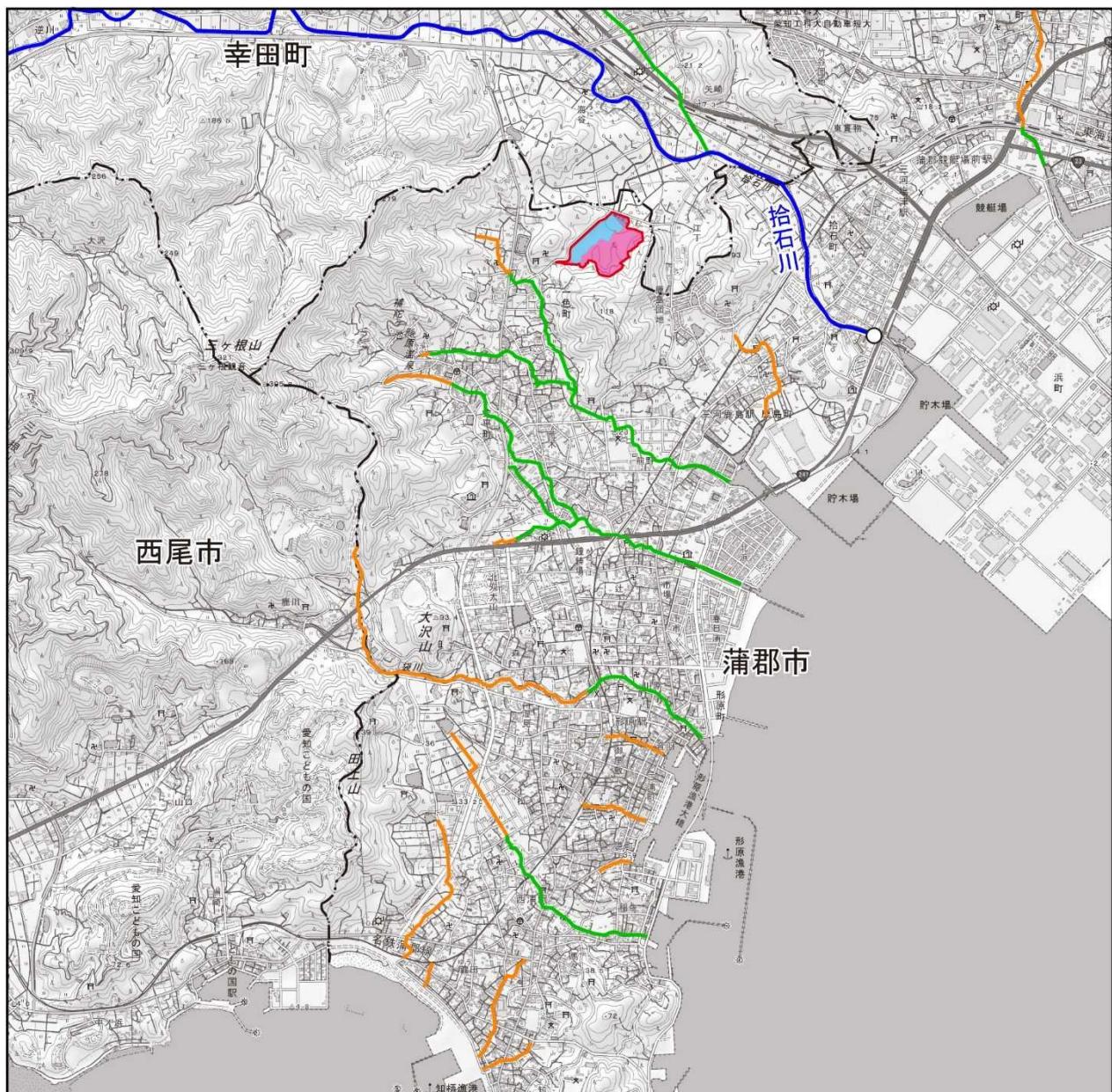
b. 調査時期

調査時期は、文献が入手可能な最新の時期（令和6年度）とした。

c. 調査方法

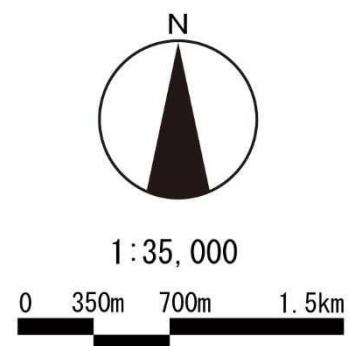
以下の既存資料を収集整理することにより把握した。

- 「令和6年度河川水質調査測定結果」（蒲郡市）



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 二級河川 — 準用河川 — 普通河川
- 公共用水域測定地点



出典：「令和6年度河川水質調査測定結果」（蒲郡市）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-5-1 水質調査地点（既存資料）

(イ) 現地調査

a. 調査地点

調査地点は、浸出水処理水の放流先河川の上流地点及び下流地点として、表 3-5-3 及び図 3-5-2 に示す地点とした。

表 3-5-3 水質調査地点

| 地点名 | | 調査項目 |
|------|-----|---|
| 地点 1 | 上流側 | 一般項目 生物化学的酸素要求量 (BOD) 化学的酸素要求量 (COD) 全りん (T-P) 全窒素 (T-N) 浮遊物質量 (SS) 健康項目 ダイオキシン類 |
| 地点 2 | 下流側 | |

b. 調査時期

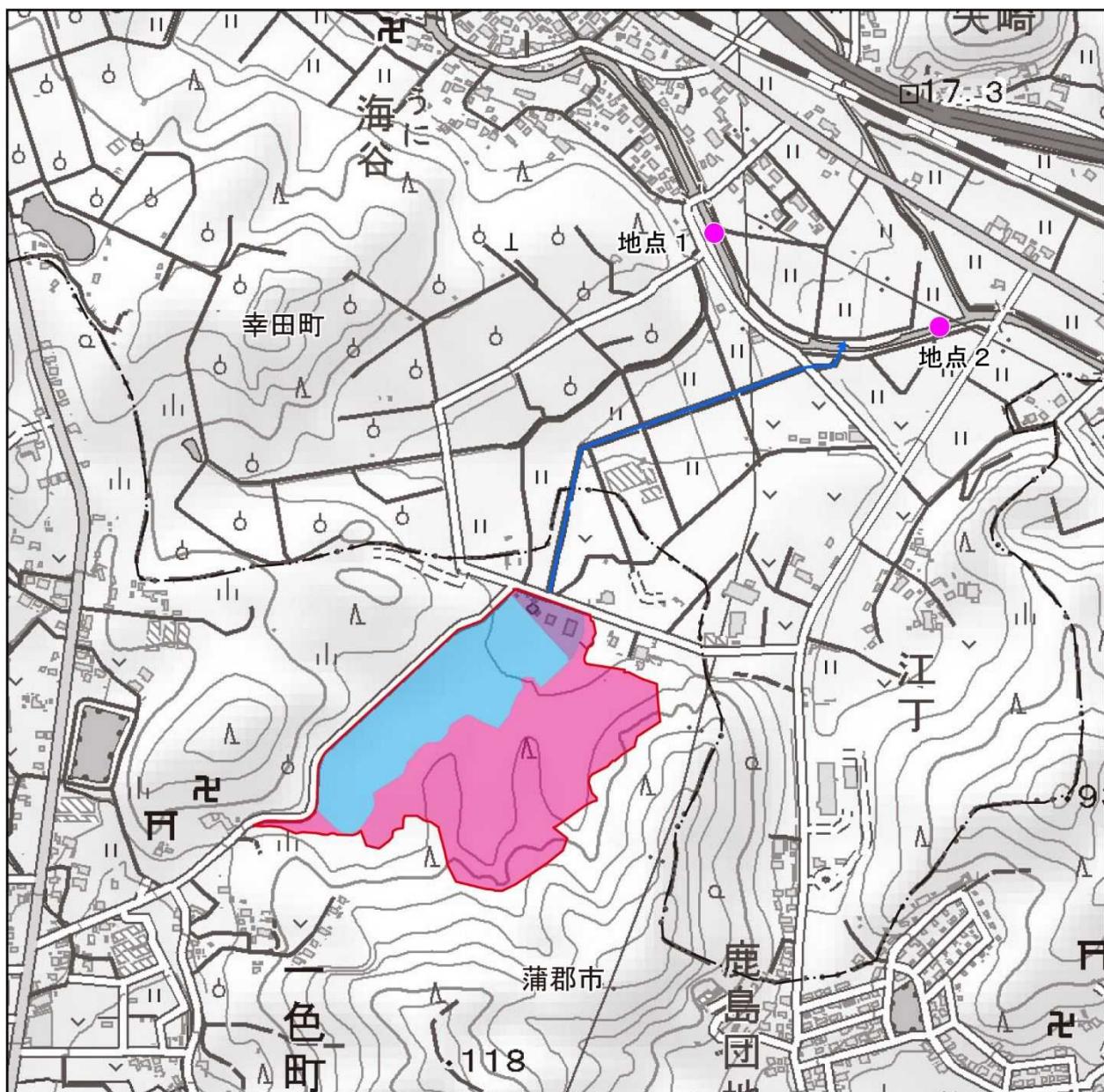
調査時期は、表 3-5-4 に示すとおりとし、2 季 (健康項目、ダイオキシン類) または 4 季 (左記以外) とした。

表 3-5-4 調査期間

| 調査項目 | | 調査日 |
|------|------------------|---|
| 水質 | 一般項目 | 冬季：令和 7 年 2 月 19 日 (水) 春季：令和 7 年 4 月 22 日 (火) 夏季：令和 7 年 8 月 5 日 (火) 秋季：令和 7 年 9 月 30 日 (火) |
| | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | |
| | 化学的酸素要求量 (COD) | |
| | 全りん (T-P) | |
| | 全窒素 (T-N) | |
| | 浮遊物質量 (SS) | |
| | 健康項目 | 冬季：令和 7 年 2 月 19 日 (水) 夏季：令和 7 年 8 月 5 日 (火) |
| | ダイオキシン類 | |

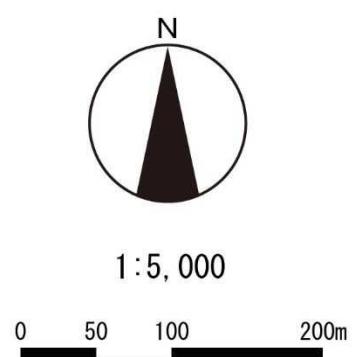
c. 調査方法

調査方法は、表 3-5-5 に示すとおりとした。



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 水質調査地点
- 排水経路



この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-5-2 水質調査地点

表 3-5-5 調査方法

| 項目 | 測定方法 |
|-------------------|---|
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | JIS K 0102 21 |
| 化学的酸素要求量 (COD) | JIS K 0102 17 |
| 全りん (T-P) | JIS K 0102 46.3 |
| 全窒素 (T-N) | JIS K 0102 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 |
| 浮遊物質量 (SS) | 環告第 59 号 付表 9 |
| カドミウム | JIS K 0102 55.2、55.3 又は 55.4 |
| 全シアン | JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2、JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3、 JIS K 0102 38.1.2 及び 38.5、又は「環告 59」付表 1 |
| 鉛 | JIS K 0102 54 |
| 六価クロム | JIS K 0102 65.2 |
| 砒素 | JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4 |
| 総水銀 | 環告第 59 号 付表 2 |
| アルキル水銀 | 環告第 59 号 付表 3 |
| ポリ塩化ビフェニル (P C B) | 環告第 59 号 付表 4 |
| ジクロロメタン | JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 |
| 四塩化炭素 | JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 |
| 1, 2-ジクロロエタン | JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 |
| トリクロロエチレン | JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 |
| テトラクロロエチレン | JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 |
| チウラム | 環告第 59 号 付表 5 |
| シマジン | 環告第 59 号 付表 6 第 1 又は 第 2 |
| チオベンカルブ | 環告第 59 号 付表 6 第 1 又は 第 2 |
| ベンゼン | JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 |
| セレン | JIS K 0102 67.2、67.3 又は 67.4 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 硝酸性窒素 : JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 亜硝酸性窒素 : JIS K 0102 43.1 |
| ふつ素 | JIS K 0102 34.1、34.4 又は JIS K 0102 34.1c) に定める方法及び付表 7 に掲げる方法 |
| ほう素 | JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4 |
| 1, 4-ジオキサン | 環告第 59 号 付表 8 |
| ダイオキシン類 | JIS K 0312 |

イ 水象の状況

水象の状況は、既存資料調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 調査時期

調査時期は、文献が入手可能な最新の時期とした。また、降水量は「3-1 (1) 2) イ 気象の状況」に示したとおりである。

(ウ) 調査方法

以下の既存資料を収集整理することにより把握した。

- ・「蒲郡市河川図」（蒲郡市）
- ・「各種データ資料 過去の気象データ検索（蒲郡）」（気象庁）

ウ その他

その他の現況は、既存資料調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 調査時期

各項目における最新データを基本とした。

(ウ) 調査方法

水利用（飲用水、農業用水、漁業権）、関係法令等の既存資料を収集整理することにより把握した。

3) 現況把握の結果

ア 水質の状況

(ア) 既存資料調査

計画地周辺の公共用水域における令和6年度の水質測定結果は表 3-5-6 に示すとおりである。蒲郡市の河川には水域類型の指定はないが、河川の水質汚濁の指標として用いられる BOD の数値は、「生活環境の保全に関する環境基準」C 類型の基準（5 mg/L 以下）を達成している。

表 3-5-6 公共用水域における水質測定結果（令和6年度）

| 項目 | 測定地点名 | 拾石川 | | |
|------------|-------|-------|------|------|
| | | 昭和橋 | | |
| | | 平均値 | 最小値 | 最大値 |
| pH | | 7.5 | 7.3 | 7.6 |
| DO (mg/L) | | 10 | 7.8 | 14.0 |
| BOD (mg/L) | | 1.0 | 0.9 | 1.0 |
| COD (mg/L) | | 4.2 | 3.7 | 4.5 |
| SS (mg/L) | | 6 | 2 | 13 |
| T-N (mg/L) | | 1.7 | 1.4 | 2.1 |
| T-P (mg/L) | | 0.061 | 0.01 | 0.15 |

出典：「令和6年度河川水質調査測定結果」（蒲郡市）

(イ) 現地調査

水質の調査結果は、表 3-5-7(1)～(4)に示すとおりである。

調査結果は、いずれの季節においても、基準のある項目について、すべての項目で環境基準に適合している。

表 3-5-7(1) 水質調査結果（冬季）

| 区分 | 項目 | 単位 | 調査結果 | | 環境基準 ^{注)} |
|-----------------|------------------|-------------------|-----------|-----------|--------------------|
| | | | 地点1 | 地点2 | |
| 一般項目 | 気温 | °C | 5.0 | 4.9 | — |
| | 水温 | °C | 8.5 | 8.5 | — |
| | 流量 | m ³ /s | 0.0447 | 0.0476 | — |
| | 外観 | — | 無色透明 | 無色透明 | — |
| | 透視度 | 度 | 50 以上 | 50 以上 | — |
| | 塩化物イオン | mg/L | 14 | 15 | — |
| | 電気伝導度 | mS/m | 81 | 78 | — |
| | 水素イオン濃度 | pH | 8.2 | 8.0 | — |
| 生物化学的酸素要求量(BOD) | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 0.6 | 0.6 | — |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 2.8 | 3.1 | — |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 3.1 | 2.7 | — |
| | 全りん (T-P) | mg/L | 0.033 | 0.040 | — |
| | 全窒素 (T-N) | mg/L | 1.2 | 1.3 | — |
| 健康項目 | カドミウム | mg/L | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | 0.003 mg/L 以下 |
| | 全シアン | mg/L | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 検出されないこと。 |
| | 鉛 | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | 六価クロム | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.02 mg/L 以下 |
| | 砒素 | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | 総水銀 | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 mg/L 以下 |
| | アルキル水銀 | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 検出されないこと。 |
| | ポリ塩化ビフェニル (PCB) | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 検出されないこと。 |
| | ジクロロメタン | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.02 mg/L 以下 |
| | 四塩化炭素 | mg/L | 0.0002 未満 | 0.0002 未満 | 0.002 mg/L 以下 |
| | 1, 2-ジクロロエタン | mg/L | 0.0004 未満 | 0.0004 未満 | 0.004 mg/L 以下 |
| | 1, 1-ジクロロエチレン | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.1 mg/L 以下 |
| | シス-1, 2-ジクロロエチレン | mg/L | 0.004 未満 | 0.004 未満 | 0.04 mg/L 以下 |
| | 1, 1, 1-トリクロロエタン | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 1 mg/L 以下 |
| | 1, 1, 2-トリクロロエタン | mg/L | 0.0006 未満 | 0.0006 未満 | 0.006 mg/L 以下 |
| | トリクロロエチレン | mg/L | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | テトラクロロエチレン | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | 1, 3-ジクロロプロパン | mg/L | 0.0002 未満 | 0.0002 未満 | 0.002 mg/L 以下 |
| | チウラム | mg/L | 0.0006 未満 | 0.0006 未満 | 0.006 mg/L 以下 |
| | シマジン | mg/L | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | 0.003 mg/L 以下 |
| | チオベンカルブ | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.02 mg/L 以下 |
| | ベンゼン | mg/L | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | セレン | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| その他の項目 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | mg/L | 0.9 | 1.0 | 10 mg/L 以下 |
| | ふつ素 | mg/L | 0.11 | 0.09 | 0.8 mg/L 以下 |
| | ほう素 | mg/L | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 1 mg/L 以下 |
| | 1, 4-ジオキサン | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.05 mg/L 以下 |

注) 計画地北東側を流れる拾石川は、生活環境項目の水域類型の指定はない。

表 3-5-7(2) 水質調査結果（夏季）

| 区分 | 項目 | 単位 | 調査結果 | | 環境基準 |
|-----------------|------------------|-------------------|-----------|-----------|----------------|
| | | | 地点1 | 地点2 | |
| 一般項目 | 気温 | °C | 34.5 | 34.0 | — |
| | 水温 | °C | 29.8 | 30.0 | — |
| | 流量 | m ³ /s | 0.0706 | 0.0778 | — |
| | 外観 | — | 無色透明 | 無色透明 | — |
| | 透視度 | 度 | 50 以上 | 50 以上 | — |
| | 塩化物イオン | mg/L | 8.3 | 9.5 | — |
| | 電気伝導度 | mS/m | 51 | 45 | — |
| | 水素イオン濃度 | pH | 7.9 | 7.9 | — |
| 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 1.8 | 1.0 | — | |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 2.2 | 2.6 | — |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 1.7 | 1.7 | — |
| | 全りん (T-P) | mg/L | 0.024 | 0.024 | — |
| | 全窒素 (T-N) | mg/L | 1.0 | 1.1 | — |
| 健康項目 | カドミウム | mg/L | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | 0.003 mg/L 以下 |
| | 全シアン | mg/L | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 検出されないこと。 |
| | 鉛 | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | 六価クロム | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.02 mg/L 以下 |
| | 砒素 | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | 総水銀 | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 mg/L 以下 |
| | アルキル水銀 | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 検出されないこと。 |
| | ポリ塩化ビフェニル (PCB) | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 検出されないこと。 |
| | ジクロロメタン | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.02 mg/L 以下 |
| | 四塩化炭素 | mg/L | 0.0002 未満 | 0.0002 未満 | 0.002 mg/L 以下 |
| | 1, 2-ジクロロエタン | mg/L | 0.0004 未満 | 0.0004 未満 | 0.004 mg/L 以下 |
| | 1, 1-ジクロロエチレン | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.1 mg/L 以下 |
| | シス-1, 2-ジクロロエチレン | mg/L | 0.004 未満 | 0.004 未満 | 0.04 mg/L 以下 |
| | 1, 1, 1-トリクロロエタン | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 1 mg/L 以下 |
| | 1, 1, 2-トリクロロエタン | mg/L | 0.0006 未満 | 0.0006 未満 | 0.006 mg/L 以下 |
| | トリクロロエチレン | mg/L | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | テトラクロロエチレン | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | 1, 3-ジクロロプロペン | mg/L | 0.0002 未満 | 0.0002 未満 | 0.002 mg/L 以下 |
| | チウラム | mg/L | 0.0006 未満 | 0.0006 未満 | 0.006 mg/L 以下 |
| | シマジン | mg/L | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | 0.003 mg/L 以下 |
| | チオベンカルブ | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.02 mg/L 以下 |
| | ベンゼン | mg/L | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | セレン | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | mg/L | 0.9 | 0.9 | 10 mg/L 以下 |
| | ふつ素 | mg/L | 0.10 | 0.10 | 0.8 mg/L 以下 |
| | ほう素 | mg/L | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 1 mg/L 以下 |
| | 1, 4-ジオキサン | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.05 mg/L 以下 |
| その他 の項目 | ダイオキシン類 | pg-TEQ/L | 0.052 | 0.044 | 1 pg-TEQ/L 以下 |

注) 計画地北東側を流れる拾石川は、生活環境項目の水域類型の指定はない。

表 3-5-7(3) 水質調査結果（春季）

| 区分 | 項目 | 単位 | 調査結果 | | 環境基準 ^{注)} |
|-----------------|-----------------|-------------------|--------|--------|--------------------|
| | | | 地点1 | 地点2 | |
| 一般項目 | 気温 | °C | 22.4 | 22.2 | — |
| | 水温 | °C | 20.5 | 21.0 | — |
| | 流量 | m ³ /s | 0.0614 | 0.0638 | — |
| | 外観 | — | 無色透明 | 無色透明 | — |
| | 透視度 | 度 | 50 以上 | 50 以上 | — |
| | 塩化物イオン | mg/L | 9.9 | 10 | — |
| | 電気伝導度 | mS/m | 73 | 71 | — |
| | 水素イオン濃度 | pH | 8.1 | 8.2 | — |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 0.8 | 0.8 | — |
| 生物化学的酸素要求量(BOD) | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 2.3 | 2.2 | — |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 1.6 | 1.3 | — |
| | 全りん (T-P) | mg/L | 0.026 | 0.024 | — |
| | 全窒素 (T-N) | mg/L | 1.1 | 1.1 | — |

注) 計画地北東側を流れる拾石川は、生活環境項目の水域類型の指定はない。

表 3-5-7(4) 水質調査結果（秋季）

| 区分 | 項目 | 単位 | 調査結果 | | 環境基準 ^{注)} |
|-----------------|-----------------|-------------------|--------|--------|--------------------|
| | | | 地点1 | 地点2 | |
| 一般項目 | 気温 | °C | 26.5 | 24.2 | — |
| | 水温 | °C | 24.6 | 24.0 | — |
| | 流量 | m ³ /s | 0.0890 | 0.0953 | — |
| | 外観 | — | 無色透明 | 無色透明 | — |
| | 透視度 | 度 | 50 以上 | 50 以上 | — |
| | 塩化物イオン | mg/L | 10 | 10 | — |
| | 電気伝導度 | mS/m | 25 | 27 | — |
| | 水素イオン濃度 | pH | 7.5 | 7.7 | — |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 0.6 | 0.6 | — |
| 生物化学的酸素要求量(BOD) | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 2.6 | 2.8 | — |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 1.8 | 1.9 | — |
| | 全りん (T-P) | mg/L | 0.050 | 0.048 | — |
| | 全窒素 (T-N) | mg/L | 1.6 | 1.6 | — |

注) 計画地北東側を流れる拾石川は、生活環境項目の水域類型の指定はない。

イ 水象の状況

(ア) 河川の流況・河川の形態

計画地周辺の河川の流況及び形態は図 3-5-1 に示すとおりである。計画地の北東側には拾石川が流れている。

(イ) 降水量

蒲郡地域気象観測所における令和2年～令和6年の降水量は表 3-5-8 に示すとおりである。

表 3-5-8 蒲郡地域気象観測所における降水量（令和2年～令和6年）

| 項目 年次 | 降水量(mm) | | | |
|----------|---------|-------|--------|--------|
| | 合計 | 日最大 | 最大 | |
| | | | 1時間 | 10分間 |
| 令和2年 | 1,901.0 | 109.0 | 42.0 | 21.5 |
| 令和3年 | 2,105.0 | 171.0 | 53.0 | 19.5 |
| 令和4年 | 1,708.5 | 139.0 | 48.0] | 21.0] |
| 令和5年 | 2,003.0 | 341.5 | 48.5 | 16.0 |
| 令和6年 | 1,916.0 | 110.5 | 46.0 | 18.5 |
| 1月 | 25.5 | 12.5 | 4.0 | 1.0 |
| 2月 | 114.5 | 33.0 | 7.5 | 3.0 |
| 3月 | 182.0 | 45.0 | 12.0 | 5.5 |
| 4月 | 148.0 | 48.0 | 12.0 | 8.0 |
| 5月 | 275.5 | 64.5 | 18.5 | 5.5 |
| 6月 | 265.5 | 78.5 | 19.0 | 6.0 |
| 7月 | 99.5 | 24.5 | 13.0 | 12.0 |
| 8月 | 346.0 | 110.5 | 46.0 | 18.5 |
| 9月 | 80.0 | 19.0 | 14.0 | 8.5 |
| 10月 | 246.0 | 80.5 | 27.5 | 10.5 |
| 11月 | 133.5 | 63.0 | 40.0 | 15.0 |
| 12月 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

注)「」は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。

出典：「各種データ資料 過去の気象データ検索（蒲郡）」（気象庁）

ウ その他

(ア) 水利用

a. 飲用水

計画地からの排水が流入する拾石川は、水道用水として利用されていない。

b. 農業用水

計画地からの排水が流入する拾石川は、農業用水として利用されている。

c. 漁業権

計画地からの排水が流入する拾石川は、漁業権が設定されていない。また、拾石川は漁業権が設定されていない海域に合流する。

(イ) 主要な発生源

計画地周辺地域には、特に水質に係る発生源は存在しない。

(ウ) 関係法令等

a. 環境基準

「環境基本法」に基づき、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する河川の環境基準（生活環境項目）が定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、表 3-5-9 に示すとおりであり、全公共用水域に對して適用される。

生活環境の保全に関する河川の環境基準（河川（湖沼を除く。））は、表 3-5-10(1)、(2) に示すとおりであり、類型指定された水域に對して適用される。蒲郡市の河川には水域類型の指定はない。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質等に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3-5-11 に示すとおりである。

表 3-5-9 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 |
|------------------|--------------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| チウラム | 0.006mg/L以下 |
| シマジン | 0.003mg/L以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| セレン | 0.01mg/L以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| ふつ素 | 0.8mg/L以下 |
| ほう素 | 1mg/L以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 3-5-10(1) 生活環境の保全に関する環境基準（ア 生活環境項目）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基 準 値 | | | | |
|----------|---------------------------------------|---------------------|-------------------------|--------------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
| AA | 水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1 mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 20CFU/ 100ml以下 |
| A | 水道 2 級 水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2 mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 300CFU/ 100ml以下 |
| B | 水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の 欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3 mg/L以下 | 25mg/L以下 | 5 mg/L以上 | 1,000CFU/ 100ml以下 |
| C | 水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以 下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5 mg/L以下 | 50mg/L以下 | 5 mg/L以上 | - |
| D | 工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に 掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8 mg/L以下 | 100mg/L以下 | 2 mg/L以上 | - |
| E | 工業用水 3 級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L以下 | ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。 | 2 mg/L以上 | - |

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。
- 3 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
- 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 6 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 3-5-10(2) 生活環境の保全に関する環境基準（イ 水生生物保全項目）

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基 準 値 | | |
|----------|---|------------|--------------|------------------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニル フェノール | 直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩 |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.001mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.0006mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.04mg/L以下 |

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 環境庁告示第 59 号）

表 3-5-11 ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

| 項目 | 基 準 値 |
|-----|--------------|
| 水 質 | 1 pg-TEQ/L以下 |

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環告第68号）

b. 規制基準

(a) 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」では、特定施設を設置する工場または事業場から排水される水に対して全国一律の排水基準を定めている。「水質汚濁防止法」に基づく特定施設を設置する特定事業場の排水基準は、表 3-5-12(1)、(2)に示すとおりである。なお、対象事業においては、特定施設を設置する計画がないことから同法の排水基準は適用されない。

表 3-5-12(1) 一律排水基準（有害物質）

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|---|---|
| カドミウム及びその化合物 | 0.03mg/L |
| シアン化合物 | 1mg/L |
| 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） | 1mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 0.1mg/L |
| 六価クロム化合物 | 0.2mg/L |
| 砒素及びその化合物 | 0.1mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.1mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.1mg/L |
| ジクロロメタン | 0.2mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.02mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1mg/L |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L |
| チウラム | 0.06mg/L |
| シマジン | 0.03mg/L |
| チオベンカルブ | 0.2mg/L |
| ベンゼン | 0.1mg/L |
| セレン及びその化合物 | 0.1mg/L |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの 10mg/L 海域に排出されるもの 230mg/L |
| ふつ素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの 8mg/L 海域に排出されるもの 15mg/L |
| アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L |
| 1,4-ジオキサン | 0.5mg/L |

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月 総理府令第35号）

表 3-5-12(2) 一律排水基準（その他の項目）

| 項目 | 許容限度 |
|-----------------------------|---------------|
| 水素イオン濃度（水素指数）(pH) | 5.8以上8.6以下 |
| | 5.0以上9.0以下 |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 160mg/L |
| | (日間平均120mg/L) |
| 化学的酸素要求量 (COD) | 160mg/L |
| | (日間平均120mg/L) |
| 浮遊物質量 (SS) | 200mg/L |
| | (日間平均150mg/L) |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) | 5mg/L |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) | 30mg/L |
| フェノール類含有量 | 5mg/L |
| 銅含有量 | 3mg/L |
| 亜鉛含有量 | 2mg/L |
| 溶解性鉄含有量 | 10mg/L |
| 溶解性マンガン含有量 | 10mg/L |
| クロム含有量 | 2mg/L |
| 大腸菌数 | 日間平均800CFU/mL |
| 窒素含有量 | 120mg/L |
| | (日間平均60mg/L) |
| 燐含有量 | 16mg/L |
| | (日間平均8mg/L) |

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 総理府令第 35 号）

(b) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」において、廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、10pg-TEQ/L と定められている。

(c) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」が定められている。同省令に定める放流水の排水基準は、表 3-5-13 に示すとおりである。

本事業は一般廃棄物最終処分場であり、公共用水域（拾石川）に放流するため、同省令に定める排水基準の適用を受ける。

表 3-5-13 放流水の水質基準

| 項目 | 基準値 |
|--|--|
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下 |
| カドミウム及びその化合物 | 1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下 |
| 鉛及びその化合物 | 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下 |
| 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名E P N)に限る。) | 1リットルにつき1ミリグラム以下 |
| 六価クロム化合物 | 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下 |
| 砒素及びその化合物 | 1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下 |
| シアノ化合物 | 1リットルにつきシアノ1ミリグラム以下 |
| ポリ塩化ビフェニル | 1リットルにつき0.003ミリグラム以下 |
| トリクロロエチレン | 1リットルにつき0.1ミリグラム以下 |
| テトラクロロエチレン | 1リットルにつき0.1ミリグラム以下 |
| ジクロロメタン | 1リットルにつき0.2ミリグラム以下 |
| 四塩化炭素 | 1リットルにつき0.02ミリグラム以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 1リットルにつき0.04ミリグラム以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1リットルにつき1ミリグラム以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 1リットルにつき0.4ミリグラム以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1リットルにつき3ミリグラム以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 1リットルにつき0.06ミリグラム以下 |
| 1,3-ジクロロプロパン | 1リットルにつき0.02ミリグラム以下 |
| チラム | 1リットルにつき0.06ミリグラム以下 |
| シマジン | 1リットルにつき0.03ミリグラム以下 |
| チオベンカルブ | 1リットルにつき0.2ミリグラム以下 |
| ベンゼン | 1リットルにつき0.1ミリグラム以下 |
| セレン及びその化合物 | 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下 |
| 1,4-ジオキサン | 1リットルにつき0.5ミリグラム以下 |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつき、当分の間、ほう素50ミリグラム以下 |
| ふつ素及びその化合物 | 1リットルにつき、ふつ素15ミリグラム以下(海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。) |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 1リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200ミリグラム以下 |
| 水素イオン濃度(水素指数) | 海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 |
| 生物化学的酸素要求量 | 1リットルにつき60ミリグラム以下 |
| 化学的酸素要求量 | 1リットルにつき90ミリグラム以下 |
| 浮遊物質量 | 1リットルにつき60ミリグラム以下 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) | 1リットルにつき5ミリグラム以下 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) | 1リットルにつき30ミリグラム以下 |
| フェノール類含有量 | 1リットルにつき5ミリグラム以下 |
| 銅含有量 | 1リットルにつき3ミリグラム以下 |
| 亜鉛含有量 | 1リットルにつき2ミリグラム以下 |
| 溶解性鉄含有量 | 1リットルにつき10ミリグラム以下 |
| 溶解性マンガン含有量 | 1リットルにつき10ミリグラム以下 |
| クロム含有量 | 1リットルにつき2ミリグラム以下 |
| 大腸菌数 | 1ミリリットルにつき日間平均800CFU以下 |
| 窒素含有量 | 1リットルにつき120(日間平均60)ミリグラム以下 |
| 燐含有量 | 1リットルにつき16(日間平均8)ミリグラム以下 |

出典:「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

(昭和52年3月 総理府・厚生省令第1号)

(2) 予測

1) 浸出水処理設備からの処理水の放流による影響

ア 予測項目

予測項目は、浸出水処理水の放流による河川の水質の変化の程度とした。

イ 予測地点

予測地点は、浸出水処理水の放流先河川（拾石川）とした。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、浸出水処理設備の稼働が定常的な状態となる時期とした。

エ 予測方法

予測方法は、本事業の内容（施設計画）及び現況調査結果を踏まえた定性的な方法とした。

オ 予測結果

浸出水処理設備では、適正な維持管理により、排水の水質を計画処理水質以下に管理し放流する計画であり、また、浸出水処理設備からの処理水の放流量（110m³/日（新最終処分場分45m³/日、既設最終処分場分65m³/日の合計））に比べて、放流先河川である拾石川の流量（現地調査結果の最小流量：0.031m³/s=2,678m³/日）は十分に大きいため、浸出水処理水の放流による河川の水質の変化は極めて小さいと予測する。

(3) 影響の分析

1) 浸出水処理設備からの処理水の放流による影響

ア 影響の分析方法

（ア）影響の回避または低減に係る分析

浸出水処理設備からの処理水の放流による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

イ 影響の分析結果

（ア）影響の回避または低減に係る分析

本事業では、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・浸出水処理設備の適正な維持管理を行う。
- ・定期的に処理水のモニタリングを行う。

以上のことから、事業者による実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

3-6 地下水

(1) 現況把握

1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3-6-1に示すとおりとした。

表 3-6-1 調査項目（地下水質）

| 分類 | 現況把握項目 |
|----------|---|
| 水象の状況 | 河川の流況、河川の形態、降水量 |
| 地形・地質の状況 | 地形、地質 |
| 地下水の状況 | 地下水位 地下水質(地下水に係る環境基準項目、ダイオキシン類、電気伝導率、塩化物イオン、水温、pH) |
| その他 | 水利用、主要な発生源、関係法令等 |

2) 現況把握方法

ア 水象の状況

水象の状況は、既存資料調査により把握した。現況把握方法は、「3-5 (1) 2) イ 水象の状況」に示したとおりである。

イ 地形・地質の状況

地形・地質の状況は、既存資料調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 調査時期

各項目における最新データを基本とした。

(ウ) 調査方法

地形分類図等の既存資料を収集整理することにより把握した。

ウ 地下水の状況

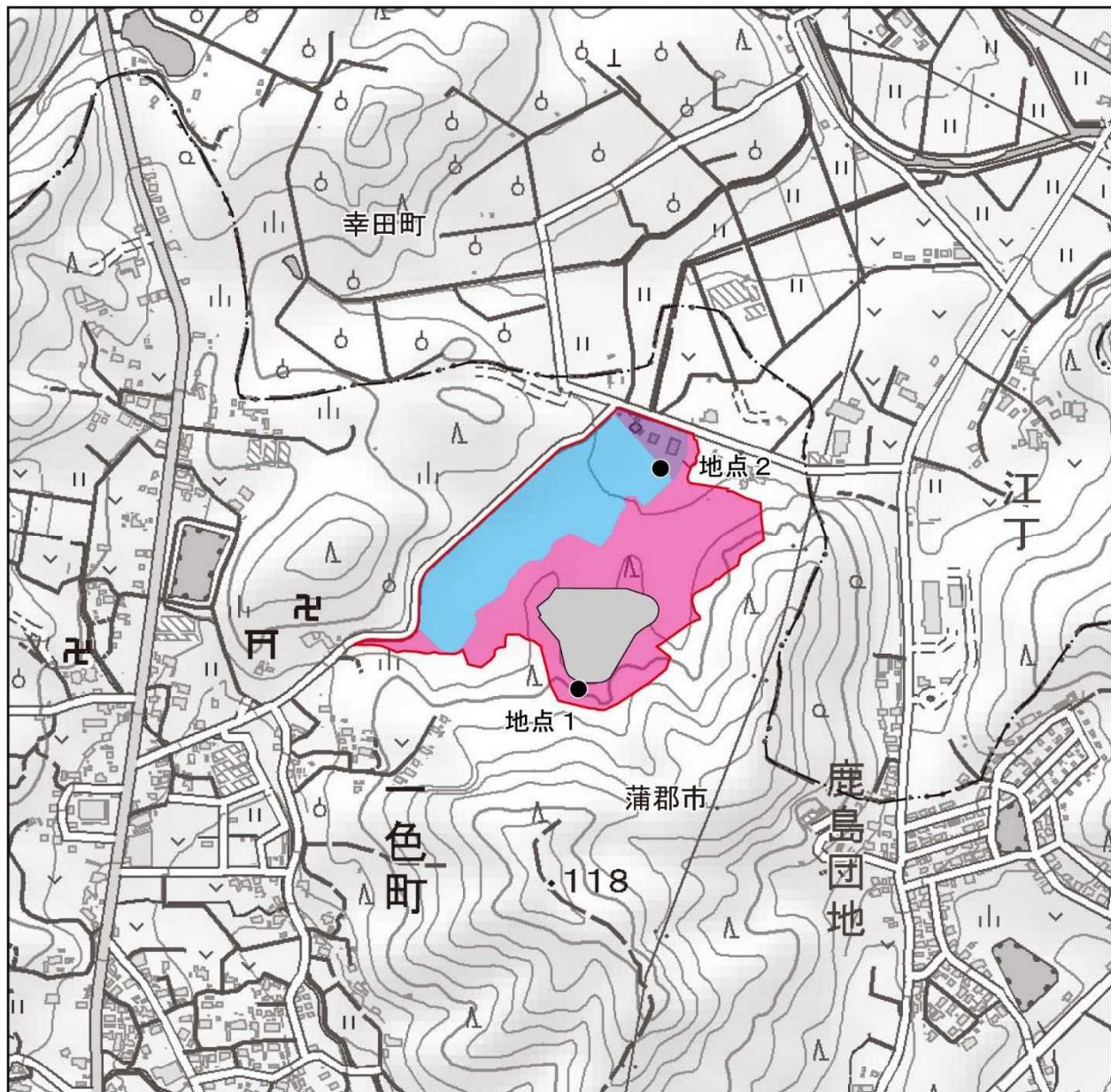
地下水の状況は、現地調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地の北側となる地点及び南側となる地点として、表 3-6-2 及び図 3-6-1 に示す地点とした。

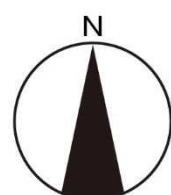
表 3-6-2 地下水調査地点

| 地点名 | | 調査項目 |
|------|-------|------|
| 地点 1 | 計画地南側 | 地下水位 |
| 地点 2 | 計画地北側 | 地下水質 |



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 埋立地
- 地下水調査地点



1:5,000

0 50 100 200m

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-6-1 地下水調査地点

(イ) 調査時期

調査時期は、表 3-6-3 に示すとおりとした。

表 3-6-3 調査時期

| 調査項目 | 調査時期 |
|------|-------------------------|
| 地下水位 | 通年：令和6年11月1日～令和7年10月31日 |
| 地下水質 | 冬季：令和7年2月19日 |
| | 夏季：令和7年8月5日 |

(ウ) 調査方法

調査方法は、表 3-6-4 に示すとおりとした。

表 3-6-4 調査方法

| 項目 | 測定方法 |
|---------------|--|
| 地下水位 | 地下水採水器を観測孔口より垂らして地下水面までの距離を測る方法 |
| 環境基準項目 | カドミウム JIS K 0102 55.2、55.3 又は 55.4 |
| | 全シアン JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2、JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3、JIS K 0102 38.1.2 及び 38.5、又は環告第 59 号 付表 1 |
| | 鉛 JIS K 0102 54 |
| | 六価クロム JIS K 0102 65.2 |
| | 砒素 JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4 |
| | 総水銀 環告第 59 号 付表 2 |
| | アルキル水銀 環告第 59 号 付表 3 |
| | ポリ塩化ビフェニル (P C B) 環告第 59 号 付表 4 |
| | ジクロロメタン JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 |
| | 四塩化炭素 JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 |
| | クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) 環告第 10 号 付表 |
| | 1, 2-ジクロロエタン JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 |
| | 1, 1-ジクロロエチレン JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 |
| | 1, 2-ジクロロエチレン シス体 JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2、トランス体 JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 |
| | 1, 1, 1-トリクロロエタン JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 |
| | 1, 1, 2-トリクロロエタン JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 |
| | トリクロロエチレン JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 |
| | テトラクロロエチレン JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 |
| | 1, 3-ジクロロプロペン JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 |
| | チウラム 環告第 59 号 付表 5 |
| | シマジン 環告第 59 号 付表 6 第 1 又は第 2 |
| | チオベンカルブ 環告第 59 号 付表 6 第 1 又は第 2 |
| | ベンゼン JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 |
| | セレン JIS K 0102 67.2、67.3 又は 67.4 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 硝酸性窒素 : K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 亜硝酸性窒素 : K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 |
| ふつ素 | K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 |
| ほう素 | K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 |
| 1, 4-ジオキサン | 環告第 59 号 付表 8 |
| ダイオキシン類 | JIS K 0312 |

エ その他

その他の現況は、既存資料調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 調査時期

各項目における最新データを基本とした。

(ウ) 調査方法

水利用（飲用水、農業用水、漁業権）、関係法令等の既存資料を収集整理することにより把握した。

3) 現況把握の結果

ア 水象の状況

水象の状況の調査結果は、「3-5 (1) 3) イ 水象の状況」に示したとおりである。

イ 地形・地質の状況

(ア) 地形

計画地周辺の地形分類図は、図 3-6-2 に示すとおりである。計画地は山地及び丘陵地の地形である小起伏山地、その他の人口改変地に位置している。計画地周辺もほとんどが山地及び丘陵地の地形である小起伏山地となっているものの、計画地南側には台地・段丘が、計画地北側及び西側には低地の地形である谷底平野・氾濫平野が点在している。

計画地は、愛知県蒲郡市の西部にある一色町の東部に位置し、標高約 30m～60m の起伏のある地形となっている。また、計画地周辺は、標高約 15m～110m の起伏のある地形となっている。

(イ) 地盤

地盤の調査結果は、「3-3 (1) 3) ウ (イ) 地盤」に示したとおりである。

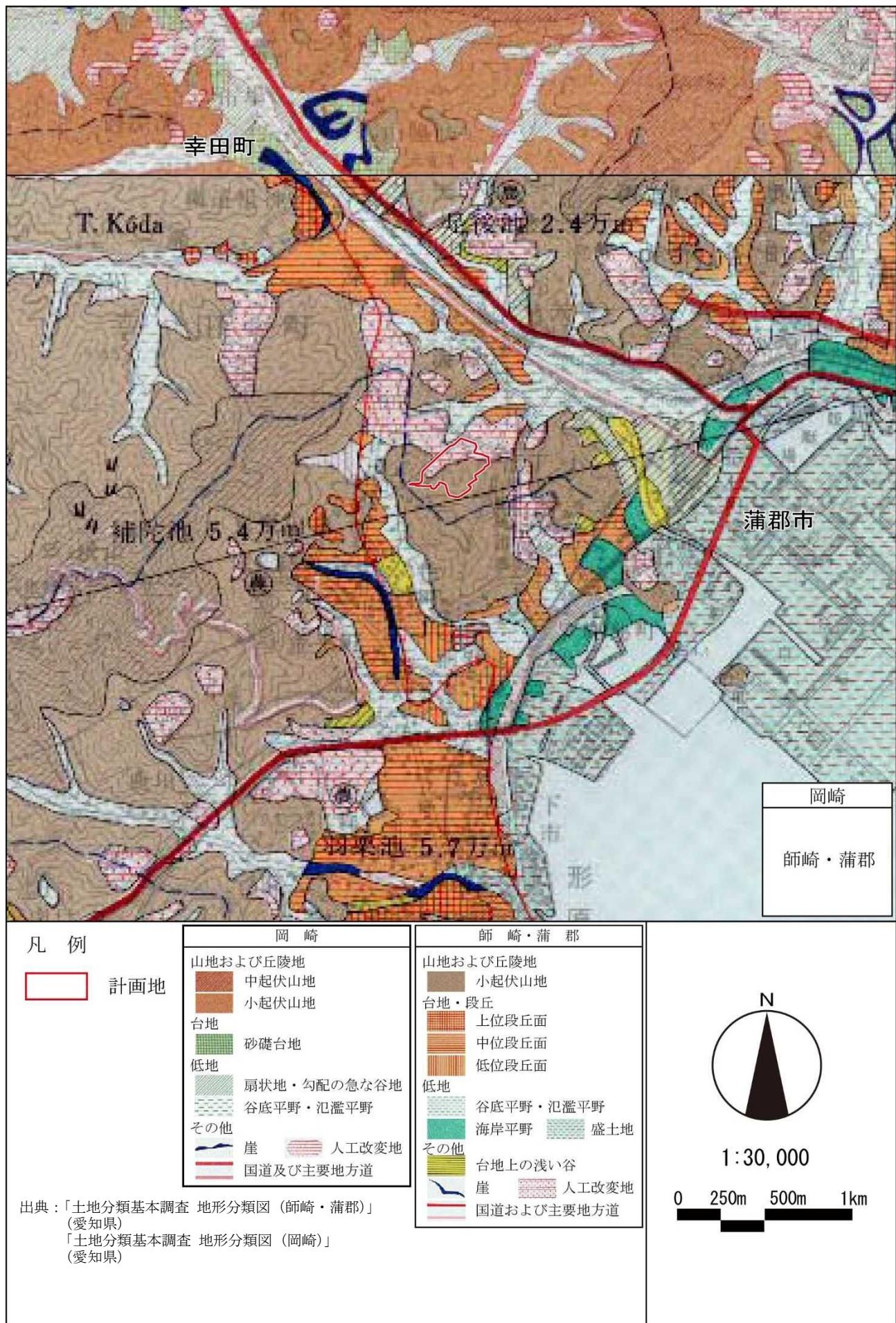


図 3-6-2 地形分類図

ウ 地下水の状況

(ア) 地下水位

地下水位の調査結果は、表 3-6-5 及び図 3-6-3 に示すとおりである。

表 3-6-5 地下水位調査結果

| | 地点1 計画地南側 井戸標高：39.08m | | | 地点2 計画地北側 井戸標高：26.04m | | |
|-----|--------------------------|-------|-------|--------------------------|-------|-------|
| | 平均水位 | 最高水位 | 最低水位 | 平均水位 | 最高水位 | 最低水位 |
| 11月 | 38.92 | 39.00 | 38.85 | 25.63 | 25.87 | 25.47 |
| 12月 | 38.80 | 38.87 | 38.73 | 25.40 | 25.55 | 25.27 |
| 1月 | 38.68 | 38.74 | 38.63 | 25.22 | 25.30 | 25.14 |
| 2月 | 38.59 | 38.64 | 38.56 | 25.10 | 25.19 | 24.95 |
| 3月 | 38.53 | 38.57 | 38.48 | 25.08 | 25.15 | 24.87 |
| 4月 | 38.49 | 38.53 | 38.44 | 25.25 | 25.38 | 25.08 |
| 5月 | 38.60 | 38.70 | 38.49 | 25.50 | 25.61 | 25.28 |
| 6月 | 38.74 | 38.86 | 38.62 | 25.63 | 25.85 | 25.48 |
| 7月 | 38.84 | 39.02 | 38.69 | 25.60 | 25.86 | 25.38 |
| 8月 | 38.79 | 38.89 | 38.69 | 25.36 | 25.57 | 25.19 |
| 9月 | 38.81 | 38.91 | 38.67 | 25.44 | 25.59 | 25.15 |
| 10月 | 38.73 | 38.80 | 38.65 | 25.26 | 25.38 | 25.08 |
| 年間 | 38.71 | 39.02 | 38.44 | 25.37 | 25.87 | 24.87 |

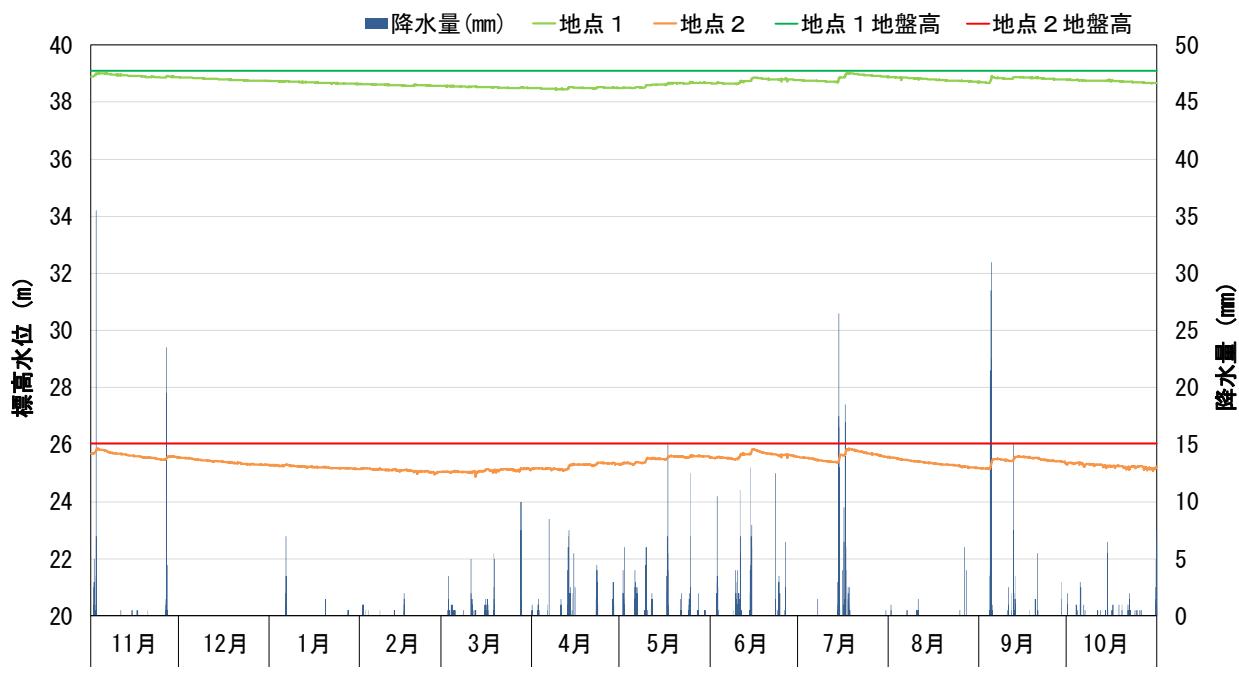


図 3-6-3 地下水位の状況

(イ) 地下水質

地下水質の調査結果は、表 3-6-6(1)、(2)に示すとおりである。

調査結果は、いずれの季節においても、基準のある項目について、すべての項目で環境基準を下回っている。

表 3-6-6(1) 地下水質調査結果（冬季）

| 区分 | 項目 | 単位 | 調査結果 | | 環境基準 |
|------------|------------------------------|----------|-----------|-----------|----------------|
| | | | 地点1 | 地点2 | |
| 一般項目 | 気温 | ℃ | 5.3 | 5.5 | — |
| | 水温 | ℃ | 14.5 | 16.0 | — |
| | 透視度 | 度 | 50 以上 | 50 以上 | — |
| | 水素イオン濃度 | pH | 6.6 | 6.8 | — |
| | 塩化物イオン | mg/L | 9.3 | 9.0 | — |
| | 電気伝導率 | mS/m | 15 | 48 | — |
| 環境基準項目 | カドミウム | mg/L | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | 0.003 mg/L 以下 |
| | 全シアン | mg/L | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 検出されないこと。 |
| | 鉛 | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | 六価クロム | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.05 mg/L 以下 |
| | 砒素 | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | 総水銀 | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 mg/L 以下 |
| | アルキル水銀 | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 検出されないこと。 |
| | ポリ塩化ビフェニル (PCB) | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 検出されないこと。 |
| | ジクロロメタン | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.02 mg/L 以下 |
| | 四塩化炭素 | mg/L | 0.0002 未満 | 0.0002 未満 | 0.002 mg/L 以下 |
| | クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | mg/L | 0.0002 未満 | 0.0002 未満 | 0.002 mg/L 以下 |
| | 1, 2-ジクロロエタン | mg/L | 0.0004 未満 | 0.0004 未満 | 0.004 mg/L 以下 |
| | 1, 1-ジクロロエチレン | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.1 mg/L 以下 |
| | 1, 2-ジクロロエチレン | mg/L | 0.004 未満 | 0.004 未満 | 0.04 mg/L 以下 |
| | 1, 1, 1-トリクロロエタン | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 1 mg/L 以下 |
| | 1, 1, 2-トリクロロエタン | mg/L | 0.0006 未満 | 0.0006 未満 | 0.006 mg/L 以下 |
| | トリクロロエチレン | mg/L | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | テトラクロロエチレン | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | 1, 3-ジクロロプロペン | mg/L | 0.0002 未満 | 0.0002 未満 | 0.002 mg/L 以下 |
| | チウラム | mg/L | 0.0006 未満 | 0.0006 未満 | 0.006 mg/L 以下 |
| | シマジン | mg/L | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | 0.003 mg/L 以下 |
| | チオベンカルブ | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.02 mg/L 以下 |
| | ベンゼン | mg/L | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | セレン | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.01 mg/L 以下 |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | mg/L | 3.5 | 0.2 未満 | 10 mg/L 以下 |
| | ふつ素 | mg/L | 0.08 未満 | 0.08 未満 | 0.8 mg/L 以下 |
| | ほう素 | mg/L | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 1 mg/L 以下 |
| | 1, 4-ジオキサン | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.05 mg/L 以下 |
| その他 の項目 | ダイオキシン類 | pg-TEQ/L | 0.025 | 0.024 | 1 pg-TEQ/L 以下 |

表 3-6-6(2) 地下水質調査結果（夏季）

| 区分 | 項目 | 単位 | 調査結果 | | 環境基準 |
|------------|------------------------------|----------|-----------|-----------|---------------|
| | | | 地点1 | 地点2 | |
| 一般項目 | 気温 | ℃ | 30.0 | 34.5 | — |
| | 水温 | ℃ | 19.8 | 18.0 | — |
| | 透視度 | 度 | 50 以上 | 50 以上 | — |
| | 水素イオン濃度 | pH | 7.1 | 7.2 | — |
| | 塩化物イオン | mg/L | 8.7 | 8.4 | — |
| | 電気伝導率 | mS/m | 15 | 54 | — |
| 環境基準項目 | カドミウム | mg/L | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | 0.003 mg/L 以下 |
| | 全シアン | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 検出されないこと。 |
| | 鉛 | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.01mg/L以下 |
| | 六価クロム | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.05mg/L以下 |
| | 砒素 | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.01mg/L以下 |
| | 総水銀 | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005mg/L以下 |
| | アルキル水銀 | mg/L | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | 検出されないこと。 |
| | ポリ塩化ビフェニル (PCB) | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 検出されないこと。 |
| | ジクロロメタン | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.02mg/L以下 |
| | 四塩化炭素 | mg/L | 0.0002 未満 | 0.0002 未満 | 0.002mg/L以下 |
| | クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | mg/L | 0.0002 未満 | 0.0002 未満 | 0.002mg/L以下 |
| | 1, 2-ジクロロエタン | mg/L | 0.0004 未満 | 0.0004 未満 | 0.004mg/L以下 |
| | 1, 1-ジクロロエチレン | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.1mg/L以下 |
| | 1, 2-ジクロロエチレン | mg/L | 0.004 未満 | 0.004 未満 | 0.04mg/L以下 |
| | 1, 1, 1-トリクロロエタン | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 1 mg/L以下 |
| | 1, 1, 2-トリクロロエタン | mg/L | 0.0006 未満 | 0.0006 未満 | 0.006mg/L以下 |
| | トリクロロエチレン | mg/L | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.01mg/L以下 |
| | テトラクロロエチレン | mg/L | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.01mg/L以下 |
| | 1, 3-ジクロロプロパン | mg/L | 0.0002 未満 | 0.0002 未満 | 0.002mg/L以下 |
| | チウラム | mg/L | 0.0006 未満 | 0.0006 未満 | 0.006mg/L以下 |
| | シマジン | mg/L | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | 0.003mg/L以下 |
| | チオベンカルブ | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.02mg/L以下 |
| | ベンゼン | mg/L | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.01mg/L以下 |
| | セレン | mg/L | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.01mg/L以下 |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | mg/L | 3.3 | 0.2 未満 | 10 mg/L以下 |
| その他 の項目 | ふつ素 | mg/L | 0.08 未満 | 0.08 未満 | 0.8 mg/L以下 |
| | ほう素 | mg/L | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 1 mg/L以下 |
| | 1, 4-ジオキサン | mg/L | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.05mg/L以下 |
| | ダイオキシン類 | pg-TEQ/L | 0.021 | 0.029 | 1 pg-TEQ/L 以下 |

エ その他

(ア) 水利用

水利用の調査結果は、「3-5 (1) 3) ウ (ア) 水利用」に示したとおりである。

(イ) 主要な発生源

計画地周辺地域には、地下水に係る発生源は存在しない。

(ウ) 関係法令等

a. 環境基準

「環境基本法」に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-6-7 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」における地下水のダイオキシン類に係る環境基準は、表 3-6-8 に示すとおりである。

表 3-6-7 地下水に係る環境基準

| 項目 | 基 準 値 |
|------------------------------|--------------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 |
| クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 0.002mg/L以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| チウラム | 0.006mg/L以下 |
| シマジン | 0.003mg/L以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| セレン | 0.01mg/L以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| ふつ素 | 0.8mg/L以下 |
| ほう素 | 1 mg/L以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月 環境庁告示第10号)

表 3-6-8 ダイオキシン類に係る水質等の環境基準 (地下水)

| 項目 | 基 準 値 |
|-----|--------------|
| 地下水 | 1 pg-TEQ/L以下 |

備考 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 地下水の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年12月 環告第68号)

(2) 予測

1) 最終処分場の存在による影響

ア 予測項目

予測項目は、埋立地の存在による地下水の水位や流動状況への影響とした。

イ 予測地域

予測地域は、計画地及び周辺とした。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、埋立地が存在する時期とした。

エ 予測方法

予測方法は、本事業の内容(埋立計画)及び現地調査結果を踏まえた定性的な方法とした。

オ 予測結果

現地調査の結果から、地下水の水位は埋立地底標高(37m)よりも低く、また、最終処分場の周囲を回り込んで移動すると考えられることから地下水の水位や流動状況への影響は小さいと予測する。

(3) 影響の分析

1) 最終処分場の存在による影響

ア 影響の分析方法

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

最終処分場の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

イ 影響の分析結果

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

本事業では、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・地下水観測設備を設置し、地下水位を監視する。
- ・掘削を行う際に、地下水の存在が確認された場合には、必要な対策を講じて施工を行う。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

第4章 総合的な評価

4-1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理

本事業では既存の一般廃棄物最終処分場の埋立終了後も、継続的に一般廃棄物の処理を行うことを目的とし、新たに一般廃棄物最終処分場（以下、「新最終処分場」という）の整備を進めている。

計画地は、愛知県蒲郡市一色町下手張10番地1に位置する。

また、計画地の北西側は拾石川が流れており、西側は深溝西浦線が南北に走っている。

第2章「生活環境影響調査項目の選定」に基づき選定した項目について、生活環境影響調査を行った結果を、以下に示す。

本事業による周辺環境への影響は、環境保全対策を確実に実施することによりすべての項目において回避または低減され、環境保全上の目標を満足するものと考える。

以上のことから、本事業は、周辺環境との調和が保たれ、環境保全に十分に配慮した一般廃棄物最終処分場の整備事業であると評価する。

(1) 大気質

| 現況把握 | |
|---|---|
| ○粉じん（降下ばいじん） 計画地内1地点において、粉じん（降下ばいじん量）の調査を冬季及び夏季に各1月間実施した結果、降下ばいじん量は、冬季で4.11t/km ² /月、夏季で2.57t/km ² /月であった。 | ○窒素酸化物、浮遊粒子状物質 廃棄物運搬車両等の走行ルート2地点において窒素酸化物、浮遊粒子状物質の調査を冬季及び夏季に各1週間実施した結果、環境基準の設定がされている二酸化窒素（NO ₂ ）及び浮遊粒子状物質（SPM）とともに環境基準値を下回っていた。 |
| 予測 | |
| ①埋立作業 埋立作業による粉じんについては、散水及び廃棄物の性状に応じて即日覆土を実施して飛散を防止することから周辺環境への影響はないと予測する。 | ②廃棄物運搬車両の走行 廃棄物運搬車両の走行による窒素酸化物、浮遊粒子状物質については、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.017ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.037mg/m ³ となり、ともに環境基準を満足する。 |
| 影響の分析 | |
| ①埋立作業 環境保全のための措置を実施することから、事業に係る環境影響が回避されているものと評価する。 | ②廃棄物運搬車両の走行 環境保全のための措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。さらに、環境保全目標（環境基準）を満足することから環境保全目標との整合が図られているものと評価する。 |

(2) 騒音

| 現況把握 | |
|---|--|
| ○環境騒音 計画地内5地点において、環境騒音の調査を1日間実施した結果、等価騒音レベル（L _{Aeq} ）は、昼間で44～52デシベル、夜間で42～47デシベルであった。時間率騒音レベル（L _{A5} ）については、朝で31～56デシベル、昼間で31～54デシベル、夕で34～55デシベル、夜間で31～50デシベルであった。 | ○道路沿道騒音 廃棄物運搬車両等の走行ルート2地点において道路沿道騒音の調査を1日間実施した結果、昼間の等価騒音レベル（L _{Aeq} ）は、地点1で56デシベル、地点2で60デシベルであった。 |
| 予測 | |
| ①施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業 施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業による騒音については、昼間は地点1で56デシベル、地点2で33デシベル、夜間は地点1で20デシベル、地点2で16デシベルとなり、昼間及び朝、昼、夜間の敷地境界における騒音レベルの最大値は、規制基準値を下回るものと予測する。 | ②廃棄物運搬車両の走行 廃棄物運搬車両の走行による騒音については、将来騒音レベルは、地点1で57デシベル、地点2で60デシベルであり、両地点ともに参考とした環境基準を下回るとともに、本事業による増加は1デシベル未満である。 |
| 影響の分析 | |
| ①埋立作業 環境保全のための措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。さらに、環境保全目標を満足することから環境保全目標との整合が図られているものと評価する。 | ②廃棄物運搬車両の走行 環境保全のための措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。さらに、環境保全目標を満足することから環境保全目標との整合が図られているものと評価する。 |

(3) 振動

| 現況把握 | |
|--|--|
| ○環境振動 計画地内5地点において、環境振動の調査を1日間実施した結果、昼間は10~24デシベル、夜間は9~13デシベルであり、人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値55デシベル）を下回っていた。 | ○道路沿道振動 廃棄物運搬車両等の走行ルート2地点において道路沿道振動の調査を1日間実施した結果、昼間は24~35デシベル、夜間は14~20デシベルであり、参考とした振動規制法に基づく要請限度及び人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値55デシベル）を下回っていた。 |
| 予測 | |
| ①施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業 施設（浸出水処理設備）の稼働及び埋立作業による振動については、昼間は地点1で31デシベル、地点2で45デシベル、夜間は地点1で19デシベル、地点2で43デシベルとなり、昼間及び夜間の敷地境界における振動レベルの最大値は、規制基準値を下回るものと予測する。 | ②廃棄物運搬車両の走行 廃棄物運搬車両の走行による振動については、将来振動レベルは、地点1で最大41デシベル、地点2で最大37デシベルであり、いずれも参考とした要請限度を下回るとともに、人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値55デシベル）以下の値となると予測する。 |
| 影響の分析 | |
| ①埋立作業 環境保全のための措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。さらに、環境保全目標を満足することから環境保全目標との整合が図られているものと評価する。 | ②廃棄物運搬車両の走行 環境保全のための措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。さらに、環境保全目標を満足することから環境保全目標との整合が図られているものと評価する。 |

(4) 悪臭

| 現況把握 | |
|---|--|
| 計画地内5地点において、臭気指数（臭気濃度）の調査を1回実施した結果、いずれの地点も10未満となって、規制基準を下回る結果となっていた。 | |
| 予測 | |
| ①施設（埋立地）からの悪臭の発生 施設（埋立地）からの悪臭の発生については、計画施設で埋立を行う廃棄物は主に焼却残渣等の不燃物であり、悪臭の発生源となる有機分は非常に少ないが、ガス抜き管を設置し、廃棄物埋立層内の通気を行うこと及び覆土を実施することで悪臭の発生を防止することから周辺環境への影響は極めて小さいと予測する。 | |
| 影響の分析 | |
| ①施設（埋立地）からの悪臭の発生 環境保全のための措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。 | |

(5) 水質

| 現況把握 | |
|--|--|
| 浸出水処理水の放流先河川の上流及び下流の2地点において、水質の調査を冬季、春季、夏季及び秋季に各1回実施した結果、いずれの季節においても、基準のある項目について、すべての項目で環境基準に適合していた。 | |
| 予測 | |
| ①浸出水処理設備からの処理水の放流 | |
| 浸出水処理設備からの処理水の放流による水質については、適正な維持管理により、排水の水質を計画処理水質以下に管理し放流する計画であり、また、浸出水処理設備からの処理水の放流量(110m ³ /日(新最終処分場分45m ³ /日、既設最終処分場分65m ³ /日の合計))に比べて、放流先河川である拾石川の流量(現地調査結果の最小流量:0.031m ³ /s=2,678m ³ /日)は十分に大きいため、浸出水処理水の放流による河川の水質の変化は極めて小さいと予測する。 | |
| 影響の分析 | |
| ①浸出水処理設備からの処理水の放流 | |
| 環境保全のための措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。 | |

(6) 地下水

| 現況把握 | |
|---|--|
| 計画地内2地点において、地下水位の調査を1年間及び地下水質の調査を冬季及び夏季に各1回実施した結果、地下水位は概ね降水量に連動しており、地下水は雨水に依存すると考えられ、地下水質はいずれの季節においても、基準のある項目について、すべての項目で環境基準を下回っていた。 | |
| 予測 | |
| ①最終処分場の存在 | |
| 最終処分場の存在による地下水の水位や流動状況については、地下水の水位は埋立地底標高(37m)よりも低く、また、最終処分場の周囲を回り込んで移動すると考えられることから地下水の水位や流動状況への影響は小さいと予測する。 | |
| 影響の分析 | |
| ①最終処分場の存在 | |
| 環境保全のための措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。 | |

4-2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容は、表 4-2-1に示すとおりである。

表 4-2-1 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

| 項目 | 内容 |
|-----|---|
| 大気質 | — |
| 騒音 | <ul style="list-style-type: none">・浸出水処理設備の設備機器は、可能な限り低騒音型の機器を採用し、屋内に設置する。・低騒音型の埋立機械を使用する。 |
| 振動 | <ul style="list-style-type: none">・浸出水処理設備の設備機器は、可能な限り低振動型の機器を採用し、必要に応じ防振対策等を実施する。 |
| 悪臭 | <ul style="list-style-type: none">・ガス抜き管を設置し、廃棄物埋立層内の通気を行うことで悪臭の発生を防止する。 |
| 水質 | — |
| 地下水 | <ul style="list-style-type: none">・地下水観測設備を設置し、地下水位を監視する。・掘削を行う際に、地下水の存在が確認された場合には、必要な対策を講じて施工を行う。 |

4-3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容は、表 4-3-1に示すとおりである。

表 4-3-1 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

| 項目 | 内容 |
|-----|--|
| 大気質 | <ul style="list-style-type: none">・散水を実施して粉じんの飛散を防止する。・廃棄物の性状に応じて即日覆土を実施して粉じんの飛散を防止する。・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブに努める。 |
| 騒音 | <ul style="list-style-type: none">・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブに努める。 |
| 振動 | <ul style="list-style-type: none">・急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブに努める。 |
| 悪臭 | <ul style="list-style-type: none">・覆土を実施して悪臭の発生を防止する。 |
| 水質 | <ul style="list-style-type: none">・浸出水処理設備の適正な維持管理を行う。・定期的に処理水のモニタリングを行う。 |
| 地下水 | <ul style="list-style-type: none">・地下水観測設備を設置し、地下水位を監視する。 |